

<課程博士学位請求論文>

ロシア政治における「南クリルの問題」に関する研究

ーロシアから見た「北方領土問題」ー

大崎 巖

目次

はじめに

第1章 「北方領土問題」を取り巻く諸情勢

第1節 「北方領土問題」を取り巻く政治的環境

第2節 日本における「北方領土問題」研究を取り巻く情勢と課題

第2章 「北方領土問題」・「南クリルの問題」に関する先行研究の到達点とその限界

第1節 日本における「北方領土問題」に関する先行研究の到達点と課題

第2節 ロシアにおける「南クリルの問題」に関する先行研究の到達点と課題

小括

第3章 ソ連における「北方領土問題」の政治的な意味

第1節 分析の視角

第2節 『日本年鑑』(1972-1991)における「北方領土問題」

第1項 「日本外交論文」(1972-1984)における「北方領土問題」

第2項 「対日戦勝利40周年記念論文」(1985-1986)における「北方領土問題」

第3項 ゴルバチョフ時代(1985-1991)の「北方領土問題」

小括

第4章 現代ロシアにおける「南クリルの問題」が果たす政治的機能

第1節 新生ロシア成立期から第1期プーチン政権(1992-2004)における「南クリルの問題」

第1項 新生ロシアと「92年秘密提案」

第2項 第1期プーチン政権(2000-2004)と「イルクーツク声明」

第2節 第2期プーチン政権(2004-2008)における「南クリルの問題」

第1項 「2005年9月27日プーチン発言」

第2項 「ロシア連邦市民の愛国心養成」国家プログラムにおける「第二次大戦勝利」と「大祖国戦争」

第3項 「クリル諸島社会経済発展」連邦特別プログラム(2007-2015)の政治的背景

第3節 第2期プーチン政権後における「南クリルの問題」

小括

まとめ

凡例

一、本論文の註で用いるロシア語文献の省略語の記載方法について、本論文においてロシア語文献の数が多く、読者の便宜を図るため、同一文献が二度目以降に出てくる際には、前掲文献 (op. cit.) を表す「Указ. соч.」というロシア語表記方法は用いずに、著者の姓と標題の簡略形での記載方法に統一した。なお、同一文献を連続して引用する場合には、ロシア語で「同上 (Ibid.)」を表す「Там же.」を用いることとした。

例えば、「Панов А.Н. Россия и Япония: Становление и развитие отношений в конце XX начале XXI века (достижения, проблемы, перспективы). М.: Известия, 2007. – 312с.」という文献について、次の通りとする。

- (一) この文献が初出であり、27–160 頁を参考にした際には、「Панов А.Н. Россия и Япония: Становление и развитие отношений в конце XX начале XXI века (достижения, проблемы, перспективы). М.: Известия, 2007. С. 27-160.」とする。
- (二) この文献を続けて引用し、同じく 27–160 頁を参考にした際には、「Там же.」とする。
- (三) この文献を続けて引用するものの、50 頁を参考にした際には、「Там же. С. 50.」とする。
- (四) この文献を続けて引用せず、この文献が二度目以降に出てくる場合で、100 頁を参考にした際には、「Панов. Россия и Япония. С. 100.」とする。

はじめに

本論文は、「ロシアから見た『北方領土問題』」という観点から、「北方領土問題」について従来の研究方法では把握しきれなかった課題を発見し、これを問い直すことを通して、ロシア政治における「南クリルの問題」を分析することを主たる目的とする¹。

本論文が分析の対象とした時期は、ソ連時代に関しては、1972年以降の時期とした。1955年から1956年にかけて行われた日ソ国交回復交渉で解決されなかった日ソ間の領土問題は、日米安保条約改訂を受けてフルシチョフが出した1960年1月27日の「ソ連政府の対日覚書（以下、「60年対日覚書」）」²により、ソ連は、一方的に、平和条約締結後の日本への歯舞・色丹の引き渡し規定されている「日ソ共同宣言第9項」³に、「日本領土からの全外国軍隊の撤退」を条件として加えた。その後、フルシチョフが1961年9月25日付で池田首相宛に送った書簡⁴によってソ連政府が領土問題の存在を否定していく中、ほぼ30年後の1991年4月18日に「日ソ共同声明（1991年）」⁵が調印されるまで、日ソ両首脳によって「領土画定の問題」に関する話し合いが行われたことを確認する公式文書は存在しなかった。

しかしながら、1960年代末の世界政治における激動を経て、1970年代末に至るまでのいわゆる「デタント」期におけるブレジネフ政権の外交政策が実施される中、特に、1970年代前半には、米中接近や日中国交回復といった国際情勢を背景として、ソ連側が日本に対して非公式に領土問題の妥協案を提示したことが先行研究の中で示されている。たとえば、1972年1月27日、訪日中のグロムイコ外相が、56年宣言を基礎として歯舞・色丹の二島返還で平和条約を締結するという「グロムイコ提案」を出したとの証言を紹介する資料が存在する⁶。また、1973年10月10日に行われた日ソ首脳会談時に、ブレジネフが、「日

¹ 本論文は、主たる資料として、ソ連時代については、日本とソ連において刊行された著書・研究論文等の出版物に加え、1972年以降現在に至るまで定期的に刊行されている年刊誌『日本年鑑（ЯПОНИЯ ежегодник）』を利用した。ロシア連邦の時代については、主に、日ロ両国で出版された著書・研究論文に加え、ロシア政府の国家プログラム資料、政府委員会が開催した国際会議の資料等を利用した。さらに、本論文では、筆者がモスクワで実施した、ソ連共産党中央委員会国際部日本課元幹部、ロシア連邦外務省元幹部、ロシアにおける日本研究拠点であるロシア科学アカデミー極東研究所・東洋学研究所・世界経済国際関係研究所・ロシア外務省附属モスクワ国際関係大学等の日本専門家に対するインタビュー内容を主たる資料として利用した。

² 日本国外務省、ロシア連邦外務省『日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集 1992年版』41頁。「グロムイコ覚書」とも言われる1960年1月27日にグロムイコソ連外相が門脇季光駐ソ大使へ渡したこの覚書が「根室地方住民大会」の決議に与えた影響については、本田良一（2013）『日ロ現場史 北方領土—終わらない戦後』北海道新聞社、392-393頁を参照のこと。

³ 日本国外務省、ロシア連邦外務省、前掲資料集（1992年版）、40頁。

⁴ この書簡については、本田（2013）、395頁、岩下明裕（2005）『北方領土問題—4でも0でも、2でもなく』中公新書、6頁。同書簡が送られた背景として、東西対立の激化を象徴する事件があったことについては、本田、同上。

⁵ 日本国外務省、ロシア連邦外務省、前掲資料集（1992年版）、44-45頁。

⁶ 本田良一北海道新聞編集委員は、『日ロ現場史 北方領土—終わらない戦後』の中で、1月27日に佐藤首相と会談した際、グロムイコが、「56年共同宣言に回帰し、2島を引き渡して平和条約を締結する構想を共産党政治局に提案したい。政治局も私に賛成するだろう」と述べたとのミハイル・カピツァ元ソ連外務省極東部長らの証言を紹介している。本田（2013）、401頁。また、東郷和彦元外務省欧亜局長は、『北方領土交渉秘録—失われた五度の機会』の中で、ソ連崩壊後にロシア側から公開された資料に基づき、1972年1月にグロムイコ外相が訪日し、「年内に平和条約交渉を再開することを合意」した際に出されたこの提案の中身は、『五六年共同宣言』に基づいて歯舞・色丹二島の返還に戻る用意を示唆した「ものであつ

ソ共同声明（1973年）」⁷に記載されている「第二次大戦の時から未解決の諸問題」の中に領土問題が含まれることを口頭で間接的に認めたことについて、その詳細を示す資料が存在している⁸。

したがって、「60年対日覚書」以降、「日ソ共同声明（1991年）」の中で「領土画定の問題」という文言が記載されるまでの期間を考えた場合、ソ連側が「領土問題は存在しない」との立場を公式に取り続けたものの、1972年のグロムイコ外相の訪日と佐藤首相との会談を経て、1973年には17年ぶりの日ソ首脳会談が田中・ブレジネフによって行われる中で、日ソが非公式に領土問題に関して協議し、ソ連が同問題解決のための妥協案さえ示したとされる1970年代前半を、ソ連時代における「南クリルの問題」を考察する際の起点とみなすことは可能であろう⁹。

一方、ソ連崩壊後誕生したロシア連邦を対象とした時代設定をするにあたり、まず、先行研究において、時代設定に対していかなる認識が存在しているかを踏まえる必要がある。日本国外務省でソ連課長や欧亜局長として日ロ領土交渉に直接携わった経験があり、現在は京都産業大学法学部教授として日本外交・日ロ関係・国際関係論の研究に従事している東郷和彦は、『北方領土交渉秘録—失われた五度の機会』の中で、ゴルバチョフ政権誕生以降、日ソ・日ロ関係の「機会の窓」が五度開かれたとしている。東郷によると、それらの機会が開かれていたのは、ゴルバチョフ政権誕生直後の時期（1985年3月—1986年9月頃）、「ペレストロイカ政策」が確固たるものとなったと東郷が指摘する時期から日ソ首脳会談までの時期（1988年—1991年4月）、「92年秘密提案」が出された前後の時期（1992年3月—1992年9月）、橋本首相による「経済同友会演説」で「橋本3原則」が出た時期からクラスノヤルスク・川奈での両国首脳による非公式会談が行われた頃までの時期（1997年7月—1998年8月）、プーチン大統領が訪日した時期から両国首脳によって「平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領のイルクーツク声明（2001年3月25日）」（以下、「イルクーツク声明」）¹⁰が締結され、その後小泉政権誕生後の「鈴木事件」を経て、ロシア側が「並行協議」を拒絶するまでの時期（2000年9月—2002年3月）とされている。

また、同氏は、2001年4月27日、欧亜局長として田中真紀子新外務大臣に対して行ったブリーフの中で実際に同外務大臣に手渡した2枚からなる報告書について、次のような内容であったと証言している¹¹。かかる報告書の1枚目には、「田中訪ソ（七三年）からイルクーツク声明（二〇〇一年）まで五回にわたって『四島の帰属を解決して平和条約を結ぶ』という土俵が強化されてきた内容が、書いてあった」¹²のであり、2枚目には、「五六年宣言の確認問題が、九一年四月（海部・ゴルバチョフ共同声明）、九三年十月（東京宣言）、二〇〇〇年九月（森総理に対するプーチン発言）、二〇〇一年三月（イルクーツク声明）

たとしている。東郷和彦（2007）『北方領土交渉秘録—失われた五度の機会』新潮社、91頁。

⁷ 日本国外務省、ロシア連邦外務省、前掲資料集（1992年版）、43頁。

⁸ 本田（2013）、406—410頁、東郷（2007）、93—94頁。

⁹ 以上の背景を踏まえ、本論文の第3章では、年刊誌『日本年鑑（ЯПОНИЯ ежегодник）』の資料分析を通し、国際情勢の大変動期と言える1970年代前半の「デタント」以降、ソ連国内政治のイデオロギーの中で「北方領土問題」にいかなる政治的な意味が付与されていたかを考察することとする。

¹⁰ 日本国外務省（2014）『われらの北方領土 2013年版（資料編）』、46—47頁。

¹¹ 東郷（2007）、41—42頁。

¹² 同上、41頁。

と一步一步、積み上がっていった経緯が記してあった」¹³のである。同報告書は、当時の日本の欧亜局長が日ロ間の領土問題交渉の経緯について報告するために日本の外務大臣に直接手渡したものであり、日ロ領土問題交渉の節目となる時期に対する日本外務省の認識を示すものであると言えよう。

以上2つの東郷による分析内容を踏まえると、日本側から見たソ連崩壊後のロシア連邦との「北方領土問題」交渉において鍵となる時期¹⁴は、①「92年秘密提案」が出された1992年3月から日ロ首脳会談の結果東京宣言が出た1993年10月までの時期、②橋本首相による「経済同友会演説」で「橋本3原則」が出た1997年7月からクラスノヤルスク・川奈での両国首脳による非公式会談が行われた頃までの1998年8月までの時期、③プーチン大統領が日本を訪問した2000年9月から両国首脳によってイルクーツク声明が締結された後、小泉政権が誕生してロシア側が「並行協議」を拒絶する2002年3月までの時期、であるということが見て取れる。

本論文は、「ロシアから見た『北方領土問題』」という観点から、ロシア政治における「南クリルの問題」を主要な研究の対象とする。したがって、本論文における日ロ間の領土問題交渉を時代区分するにあたり、東郷の先行研究の時代設定を通して明らかになった上記の①から③までの時期に行われた重要な事象について、ロシア政治の中における「南クリルの問題」をめぐる政策の変化という点からあらためて時代設定をし直した上で分析する必要がある。

ソ連時代にはソ連外務省アジア太平洋局長として、ソ連崩壊後はロシア連邦外務省アジア太平洋地域担当外務次官・駐日本ロシア連邦特命全権大使として日ロ領土交渉に直接携わり、現在はロシア科学アカデミー米国・カナダ研究所の主任研究員として日本の政治・外交、ロシアの対日・対アジア外交、日ロ関係などの研究に従事しているアレクサンドル・パノフは、日ロ間の領土問題を含む日ロ関係に関する文献『Россия и Япония: Становление и развитие отношений в конце XX начале XXI века (достижения, проблемы, перспективы) (ロシアと日本—20世紀末から21世紀初頭の関係の形成と発展(成果、問題、展望))』の中で、ゴルバチョフ政権が誕生してからの日ソ・日ロ関係の重要な時期を、大きく次の四つに区分けている。すなわち、ゴルバチョフ政権誕生以降ゴルバチョフ訪日までの時期(1985年—1991年、第1章第2節—第5節)、「日ロ関係形成」期(1992年—1996年、第2章)、「日ロ関係の活発な発展」期(1997年—2000年、第3章)、「21世紀の日ロ関係」期(2000年—2005年、第4章)である¹⁵。

パノフの先行研究は、2005年頃までの日ロ間の領土問題交渉について鍵となる時期を区分した上で、ソ連崩壊後の日本との「南クリルの問題」の交渉においては、東郷の先行研究と同様、以下の出来事が分

¹³ 同上、41—42頁

¹⁴ ゴルバチョフ政権誕生前の時期を含めたソ連・ロシアとの戦後の「北方領土問題」交渉で鍵となる時期について、東郷は、日ソ・日ロ関係には「三つの波」があったと主張している。それは、第1に、日ソが外交関係を回復することになった、日ソ国交回復交渉が行われ「56年宣言」が締結された1955年—1956年の時期、第2に、デタント期にグルムイコ提案が出されてから田中・ブレジネフ間での日ソ首脳会談が行われた1972年—1973年の時期、第3に、ゴルバチョフ政権が誕生しシェワルナゼ外相が来日した1986年1月以降の時期である。東郷和彦(1993)『日露新時代への助走—打開の鍵を求めて』サイマル出版会、5頁。本論文で検討した東郷によって五度開かれたと主張される「機会の窓」については、この第3の波以降の時期にあたっている。

¹⁵ Панов А.Н. Россия и Япония: Становление и развитие отношений в конце XX начале XXI века (достижения, проблемы, перспективы). М.: Известия, 2007. С. 27-160.

析の対象となっている。それは、「92年秘密提案」と東京宣言、橋本首相による「経済同友会演説」で出された「橋本3原則」とクラスノヤルスク・川奈での両国首脳による非公式会談、2000年9月のプーチン大統領訪日とイルクーツク声明、小泉政権誕生後のロ日関係の混乱についてである。

ここで、ロシア政府の「南クリルの問題」をめぐる政策の変化という点に着目した場合、次の二つの時代に区分けすることが可能となる。一つは、日ロ両国首脳によってイルクーツク声明が締結された2001年以降、プーチン大統領によって具体的な領土問題の妥協案が示されていた2004年までの時期であり、もう一つは、第2期プーチン政権成立後、プーチン大統領により、「南クリルの問題」が「第二次世界大戦の結果」という政治的イデオロギーの中に明示的に位置づけられ、現ロシア政府の公式の見解が初めて出された2005年9月27日以降の時期である。なぜなら、この「2005年9月27日プーチン発言」¹⁶以降、同大統領の口から56年宣言を基礎に両国が妥協し領土問題を解決しようとの具体的呼びかけは見られなくなり、その後同大統領がロシア側の妥協案を明言することを控えるようになったという点で、この発言は、日ロ領土交渉において分岐点となる発言であったと言えるからである。それゆえ、ソ連崩壊後のロシア政治における「南クリルの問題」の政治的イデオロギー性を解明し、この発言の本質と背景について分析するためには、第2期プーチン政権期に焦点をあてる必要がある。

したがって、本論文では、日ロ両国関係において節目となる時期の設定について、ロシアにおける「南クリルの問題」の政治的イデオロギー性を解明する鍵となると考えられるソ連政府とロシア政府の公式論理の継続性という点に着目し、ロシア連邦誕生後のロシア政治における「南クリルの問題」を、以下の三つの時期に焦点をあて、分析することとする。すなわち、新生ロシア成立期から第1期プーチン政権期（1992-2004）、第2期プーチン政権期（2004-2008）、第2期プーチン政権以降の時期である。

ソ連崩壊後も解決されることがなかった日ロ間の領土問題について、次のような疑問が生じてくる。なぜソ連末期にゴルバチョフ大統領は「第二次世界大戦後の国境線の変更は許さない」という立場を取り続け、現ロシア政府は「南クリルの問題」を「第二次世界大戦の結果」という政治的イデオロギーの中に明示的に位置づけているのか。ソ連とロシア連邦において「第二次大戦勝利」という政治的イデオロギーはどのように変化し、どのように継続されているのか。なぜ、それはロシア政治にとって重要なイデオロギーとして位置づけられ続けているのか。

以上の問いに答えるため、本論文では、まず、第1章で、ロシア政治における「南クリルの問題」を研究する上での学問的な課題の抽出と同問題を取り上げることの意義を明確にする。第2章では、日ロ間の領土問題に関する先行研究の到達点と課題について考察し、いかなる観点から同問題を分析する必要があるのかについて明らかにしたい。そして、第3章では、第1節で本論文の分析装置である「政治的神話」の概念規定を行い、本研究の分析の視角を明らかにした上で、第2節では、ソ連時代の1972年から刊行されている『日本年鑑』の資料分析を通し、ゴルバチョフ政権が誕生する1985年以前とそれ以後のソ連政治において「南クリルの問題」に付与された政治的な意味について考察する。第4章では、第3章の分析を受け、ソ連と現代ロシアにおける「南クリルの問題」に関する公式の論理の連関性と継続性を考察し

¹⁶ この発言については、第4章で詳しく分析する。

ながら、「南クリルの問題」が、現代ロシア政治において、いかなる政治的機能を果たしているかについて、日ロ間の領土問題交渉上の分岐点となった事件を本論文の主題の中に位置づけつつ、分析を加えることとする。具体的には、まず、第1節において、エリツィン政権期新生ロシアにおける「92年秘密提案」ならびに第1期プーチン政権期に締結された「イルクーツク声明」の政治的な意味について分析する。その上で、第2節において、「2005年9月27日プーチン発言」の政治的な意味、「ロシア連邦市民の愛国心養成」国家プログラムにおける「第二次大戦勝利」と「大祖国戦争」の位置づけ、「クリル諸島社会経済発展」連邦特別プログラム（2007-2015）の政治的背景について考察する。そして、第3節において、メドベージェフ大統領の国後島訪問、ロシア国民にとっての日本と「南クリルの問題」について議論することとする。

第1章 「北方領土問題」を取り巻く諸情勢

第1節 「北方領土問題」を取り巻く政治的環境

本節では、日ソ・日ロ両国間の外交交渉の実体を明らかにし、「北方領土問題」を取り巻く政治的環境について考察し、そこに存在する諸課題を抽出したい。

日本は第二次世界大戦後、すべての近隣諸国と領土問題を抱え、中国・韓国との歴史問題もいまだ解決したとは言えない。「戦後レジームからの脱却」を目指し、戦後政治の再検討の必要性を主張している安倍晋三首相の下、日本の外交・安全保障は現在特筆すべき転換点に立っていると見えるが、安倍氏の靖国神社参拝や従軍慰安婦問題などが原因で、中韓のみならず、ロシアやアメリカ、欧州諸国との歴史認識問題も深刻化している。戦後70年を迎えようとしている現在、日本が第二次世界大戦後に生じた隣国との領土問題・歴史問題を解決することは、戦後の日本外交の重要な課題であると言えよう¹⁷。

そのような課題の一つに、日ロ間の領土問題・平和条約締結問題が挙げられる。日本で「北方領土問題」、ロシアで「南クリル諸島の帰属をめぐる問題」あるいは「南クリルの問題」と呼ばれている日ロ間の領土問題について、一般にソ連末期の1985年のゴルバチョフ政権誕生以降に領土交渉が新たな局面を迎えたと理解されている¹⁸。1991年4月18日、ゴルバチョフ大統領が訪日した際に出された「日ソ共同声明」¹⁹

¹⁷ 五百旗頭真は、『戦後日本外交史 第3版』の中で、日米同盟の下で経済国家としての日本の発展を求める「吉田ドクトリン」は冷戦期を通じて日本の方針であり続け、冷戦後においてすら基本的に踏襲されているとする。そして、1990年代に安全保障上の危機が頻発し、それへの対処に取り組む中で、同ドクトリンが二つの立場への分解を開始したとし、一つは、平和的で国際協調的な経済国家であることを主軸とし続けるリベラルな国際政治観に立つ平和的発展主義であり、冷戦後の日本は「グローバル・シベリアン・パワー」としての役割を担うべきであるとの立場であり、もう一つは、日米同盟を重視して憲法改正と集団的自衛権の行使に踏み切り、米国と共同で国際秩序維持にあたらうとする立場であるとしている。そして、後者はより現実主義的な国際政治観に立ち、日本の安全を守って国際秩序を維持するために日本は安全保障面でも積極的な役割を果たすべきであることを説く立場であり、日本は戦後平和主義の呪縛を脱して「普通の国」となるべきだとの議論の多くはこの立場を示していると指摘している（五百旗頭真編（2010）『戦後日本外交史 第3版』有斐閣アルマ、312-313頁）。したがって、五百旗頭においては、安倍政権の外交政策は後者の立場に立つものであるということが分かる。

¹⁸ ゴルバチョフ政権が誕生して以降、ゴルバチョフの新人事によって日ソ領土交渉に新たな局面が現れたことについては、たとえば、長谷川毅（2000）『北方領土問題と日ロ関係』筑摩書房、83-85頁、和田春樹（1990）『北方領土問題を考える』岩波書店、393-408頁。また、ゴルバチョフ政権誕生以降、開かれたとされる日ソ・日ロ関係の「機会の窓」については、前掲の東郷（2007）を参照のこと。

には、国後・択捉を含む争点たる四島が明記された上で日ソ間に「領土画定の問題」が存在することが初めて文書で確認された²⁰。しかしながら、同大統領は平和条約締結後の歯舞・色丹の引き渡し義務について規定されている「日ソ共同宣言」（以下、「56年宣言」）²¹を声明に明記することを最後まで拒否し、91年の声明に「56年宣言」の文字が載ることはなかった²²。

ロシア史や日ロ関係が専門の長谷川毅は、『北方領土問題と日ロ関係』の中で、1986年7月のゴルバチョフ書記長のウラジオストーク演説を例にとり、「北方領土問題」に関してゴルバチョフが従来のソ連の立場から離れなかったことを次のように批判した。「日本にとって最大の関心事であった領土問題に関する言及がまったくなされていないことが最大の問題であった。しかも、ここには、『過去の諸問題にこだわることのない』『現実主義的な基盤』に基づく協力という表現で、領土問題を棚上げにすることが示唆されていたのである」²³と。また、同氏は、ゴルバチョフが56年宣言に戻るができなかったことについても言及し²⁴、「ゴルバチョフは、日ソ関係に関しては、偏見にとらえられていた凡庸な政治家にすぎなかったのである」²⁵と結論づけている。

上記の研究は、「領土問題は解決済み」というソ連時代における公式の論理をソ連指導者が脱構築することが可能であったことを前提に、ゴルバチョフ書記長の対日政策を批判したものであると言える。1955年から56年にかけて行われた日ソ国交回復交渉時に日ソは平和条約締結後の歯舞・色丹の引き渡しについて合意し、1956年に日ソ両首脳が締結し、その後両国議会が批准した「56年宣言」第9項にその旨が規定されている。しかしながら、同宣言の中に日ソが今後解決すべき諸問題の中に「領土問題」という言葉を入れるのをソ連側は最後まで拒否し、ソ連が唯一公式文書で争点となっている諸島の引き渡しについて妥協した56年当時にも公式には「領土問題」は存在しないとされていた²⁶。その後、ソ連末期にゴルバ

¹⁹ 日本国外務省、ロシア連邦外務省、前掲資料集（1992年版）、44-45頁。

²⁰ 日ソ共同声明には、次の一文が含まれている。「四 海部俊樹日本国内閣総理大臣及びエム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領は、歯舞群島、色丹島、国後島および択捉島の帰属についての双方の立場を考慮しつつ領土画定の問題を含む日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約の作成と締結に関する諸問題の全体について詳細かつ徹底的な話し合いを行った」（日本国外務省、ロシア連邦外務省、前掲資料集（1992年版）、44頁）。なお、日本語で「領土画定の問題を」とされている文言について、ロシア語では、*проблему территориального размежевания* という文言が使用されている（*Панов. Россия и Япония. С. 228*）。

²¹ 日本国外務省（2014）、24-25頁。

²² 当時ゴルバチョフ大統領が海部俊樹首相との日ソ首脳会談で声明に56年宣言の文言を入れることに対して一貫して拒否し続けた状況については、長谷川（2000）、221-231頁。

²³ 同上、97頁。

²⁴ 同上、226-231、237-238頁。

²⁵ 同上、238頁。

²⁶ 日ソ国交回復交渉でソ連側が「領土の継続審議」をめぐり、「56年宣言」において「領土を含めて」という文言を削るよう強く主張し、日本側がそれに同意した上で同宣言が調印されるに至った経緯について、同交渉に同行していた若宮小太郎・鳩山一郎首相秘書官は、「56年宣言」調印前日である10月18日の自身の日記に、次のように記している。「ホテルに帰ったら河野氏がフルシチョフの所から帰って来た所。どうも話がうまく行かず、先方は昨夜文書でよこした『領土の継続審議』のところで『領土を含めて』を削ってくれといってきた相だ。もうどうしても承知しないという。河野氏はこちらの話を全部聞かれているという。そういうこともあるかも知れないが、本当は先方は、これを承知した方がおかしいので、昨夜はビックリした程なのだ。きっと気付いたに違いない。これではハッキリとクナシリ、エトロフも継続審議ということになってしまう。直ちに相談して、これを承知するより外なしと一決、総理の意見を聞くと勿論OK。『領土』とは書かなくても当然という解釈だ。河野氏は直ちにフルシチョフにその旨

チョフが訪日した際に日ソ両首脳によって締結された「日ソ共同声明」には、「領土問題」の存在の肯定とも受け取れる「領土画定の問題」という微妙な表現が使用されているものの、公式な首脳会談でソ連側が「領土問題」の交渉を行ったことを日ソ両首脳による共同声明等の文書に明記することに同意したことはなかった。一方、ソ連指導部による口頭での「領土問題」の存在の肯定と考えられる日ソ間の交渉としては、1956年以降では、1972年1月の「グロムイコ提案」や1973年の日ソ首脳会談でのブレジネフ総書記の領土問題の存在を肯定する発言がある。ただし、1945年8月から9月にかけてソ連が侵攻して占領下におき、現在もロシア連邦の主権下にあるとロシアが主張している歯舞・色丹・国後・択捉について、ソ連政府が日本との「領土問題」の存在を明確に認めたことは一度もなかったということも可能である。

ここで、日本側の立場から日本政府の方針に同調するかどうかでソ連の新政権を評価するのではなく、ゴルバチョフ政権になっても変わらなかった論理の意味を考える必要性が生じてくる。むしろ、「ペレストロイカ」や「グラスノスチ」、「新思考外交」など国内政策・対外政策の改革に着手したとされるゴルバチョフをもってして、「第二次世界大戦後の国境線の変更は許さない」という立場を取り続けたことの意味を考えなければならない。

一方、ソ連崩壊後、ソ連の継承国家である新生ロシア連邦と日本は、引き続き、日ロ平和条約締結・領土問題交渉を継続し続けてきた。そして、2012年3月1日、朝日新聞とのインタビューで、当時大統領再選確実であったプーチン首相は、同交渉について、「引き分け発言」を行った²⁷。他方、2014年2月13日、安倍首相は、同交渉について、「私が首相の時代に何とかこの問題を解決していかなければならないと決意している」²⁸と発言している。しかしながら、領土問題交渉に進展は見られず、2013年8月と2014年1月に実施された日ロ次官級協議でも両者の主張は平行線をたどっている²⁹。

「北方領土問題」が解決されない理由は、ソ連崩壊直後の新生ロシアの対日政策を主導したゲオルギー・クナーゼ元外務次官の、「ロシアの最大限可能な譲歩は日本が最低限受け入れ可能な条件より小さい」³⁰という言葉に集約される。第2次安倍政権が成立して以降、日ロ首脳会談は7回実施され、日本国内では、両国首脳の信頼関係の構築に基づき、平和条約締結・領土問題交渉が前進していくのではないかという期待も見られた³¹。さらには、2014年1月以降深刻化したウクライナ危機によって「北方領土問題」解決のチャンスが到来したとの日本のロシア専門家の分析も存在している³²。そうした議論によって立った

返答、こゝに9分9厘9毛交渉は成立した。これなら予定通り明19日調印、20日は帰国することが出来る」と。若宮小太郎(2007)『二つの日記 日ソ交渉とアメリカ旅行』朝日新聞社書籍編集部、57頁。

²⁷ 朝日新聞(夕刊)、2012年3月2日付。朝日新聞(朝刊)、2012年3月3日付。この時プーチン大統領に直接インタビューをした若宮啓文・朝日新聞前主筆は、プーチン大統領が妥協して日本との領土問題を解決する準備ができているとの印象を受けたと証言している(若宮啓文・日本国際交流センターシニアフェロー、2013年7月5日、「GCOE・UBRJ ボーダースタディーズ・セミナー『領土問題 ジャーナリズムからの提言』(北海道大学)での講演)。

²⁸ 朝日新聞(夕刊)、2014年2月13日付。

²⁹ 日本経済新聞(朝刊)、2013年8月20日付。朝日新聞(朝刊)、2014年2月1日付。

³⁰ クナーゼ元外務次官への筆者による2008年3月26日のインタビュー。

³¹ ウクライナ危機前に日本国内で領土問題交渉進展への期待が見られたことについて、たとえば、『週刊朝日』、2014年3月21日、18頁。

³² たとえば、2014年3月21日毎日新聞朝刊の鼎談「ロシア：クリミア編入表明 緊急座談会 揺らぐ冷戦後の秩序」で、2004年から2006年まで開催された日ロ賢人会議にも参加していた法政大学教授の下斗米伸夫は「プーチン氏はクリミアの編入に関し、『ロシアの固有の領土』を取り戻したと言った。だから、

として、ウクライナ危機後にロシアがアジア重視戦略を取るとの文脈から日ロ関係が発展するシナリオは十分考えられるであろう。

しかし、ここで留意すべきは、日ロ関係の発展と領土問題交渉の前進は必ずしも一致していないという点である。つまり、ロシアには妥協の限度があり、日本側が「ロシアの最大限可能な譲歩」を現代ロシアにおける社会的背景を含めて正確に把握し、「四島一括論」³³として知られている現在の日本政府の「最低限受け入れ可能な条件」から譲歩してロシアが受け入れ可能な妥協案を出さない限り³⁴、関係がどれだけ発展しても「北方領土問題」は決して解決しないということである。ロシアでは、「領土問題に対する両国の立場は相容れないものであり続けるので、予見できる将来にロ日が相互に受け入れ可能な条件で平和条約を締結する兆候は見られない」³⁵との意見が多く見られ、こうした論調からは、近い将来に日ロが領土問題を解決する可能性は極めて小さいと思われる。

このような日ロ領土問題の現状について、日ロ関係の専門家である木村汎は、2013年2月に神戸市で開催された北方領土県民大会で、「現状では露側が譲歩することは不可能。政府は『ポスト・プーチン』をひとつの軸に、焦らず返還のタイミングを探るべきだ」³⁶と主張した。木村氏の主張は、限定された時間軸の中でのロシア側の妥協の限度について指摘し、指導者と時間軸の変化によるロシア側の対日政策の変化の可能性を示唆するものであると言える。

だが、「2005年9月27日プーチン発言」以降、「南クリルの問題」を「第二次世界大戦の結果」という政治的イデオロギーの中に明示的に位置づけている現ロシア政府の公式の見解がソ連の論理を継承して

必ずしも固有でない北方領土を仮に手放しても、国内のナショナリストから批判される理由がなくなる。その意味ではプーチン氏は日本とのカードを切りやすくなった。チャンスは来つつあると思う」と発言している。しかしながら、クリミアでの住民投票が実施され、ロシアによるクリミア編入が完了する直前の2014年3月14日、筆者は、モスクワのロシア科学アカデミー極東研究所で開催された、ワレリー・キスタノフ極東研究所日本研究センター所長、同研究センターのウラジーミル・グリニユク主任研究員、オレグ・カザコフ上級研究員、ヴィクトル・クジミンコフ上級研究員との研究会合に参加したが、日ロ領土問題について、今回のウクライナ危機を経て、56年宣言を基礎とした交渉さえかなり難しくなったとの厳しい認識が示された。

³³ 日本では、「四島返還論」の内容に対する理解をめぐって混乱が生じており、「四島即時一括論」と「四島一括論」の違いについて正確に理解されていないことがある。「北方領土問題」の解決策を島の数から整理したものとして、河内明子（2014）「日ロ間の領土交渉」（『レファレンス』No.758、2014年3月、111頁）。なお、いわゆる「段階的返還論」であってもロシア側では「四島返還論」の形態の一つと理解されていることに注意を払う必要があろう。アレクサンドル・パノフ（2004）『雷のち晴れ一日露外交七年間の真実』（鈴木康雄訳）NHK出版、170頁。

³⁴ クナーゼ元外務次官は、「多くの人が妥協をフィフティ・フィフティであると考えているが、実際のところ、理論的に言えば、妥協とは、『それぞれの出発点の立場からほんの少しでも異なった立場によって得られる両国間における合意』である。したがって、両国がお互いに妥協点として合意できるのであれば、妥協は、99対1にでも、1対99にでもなり得る」と暗に日本の非妥協的な態度を指摘した（クナーゼ元外務次官への筆者による2008年3月26日のインタビュー）。一方、パノフ元駐日大使は、日ソ/日ロ間の領土問題交渉において、日本側が四島返還からの妥協の態度を示したことは一度もなかったと証言している（パノフ元駐日大使への筆者による2014年3月13日のインタビュー）。

³⁵ Казаков О.И., Кистанов В.О. Российско-японские отношения в первом десятилетии XXI века: движение вперед или топтание на месте? // Япония наших дней. 2013. №3 (17). С. 54.なお、2014年の2月から3月にかけて、日ロ関係を専門とするロシアの主要な研究者・ジャーナリスト・外交官といった人たちへモスクワでインタビューを実施したが、圧倒的多数の専門家が同様の認識を共有しており、日ロが相互に妥協して近い将来領土問題を解決できると考えているロシアの専門家は一人も見られなかった。

³⁶ 毎日新聞（神戸版、朝刊）、2013年2月11日付。

いる点を見落としてはならないであろう。ソ連時代から一貫してロシアは「第二次世界大戦の結果」の正当性を主張しており、「北方領土問題」の解決に重要なのは、ロシアの国力・経済力の変化や指導者の交代などタイミングの問題ではなく、島の数の問題でもない。ロシアが最も危機的な状況であったソ連崩壊直後の1992年に非公式提案という形でなされたロシア側の最大限の譲歩であっても、四島返還ではなく、56年宣言に基づく歯舞・色丹の引き渡しと国後・択捉の交渉ないしは協議が妥協の限度であり、国後・択捉の引き渡しに即時合意することは不可能であった。

以上、「北方領土問題」を取り巻く政治的環境に関する考察を通し、「領土問題は解決済み」というソ連時代における公式の論理をソ連指導者が脱構築することが可能であったことを前提とする長谷川の議論や指導者と時間軸の変化によるロシア側の対日政策の変化の可能性を示唆する木村の議論の課題を明らかにした。かかる学問的な課題を乗り越え、日ロ間の領土問題を分析するためには、時間軸や指導者の変化の枠を超えたロシア政治の論理の特徴と構造を理解する必要があると言える。

第2節 日本における「北方領土問題」研究を取り巻く情勢と課題

第1節で明らかにしたように、日ロ間の領土問題は、外交紛争であると同時に、歴史認識問題との関わりが全くないとは言い切れず、現代の日本政治ならびに国際政治が抱える課題に取り組み、日本と国際社会の紛争を制御するために解決することが求められている問題であると言える。本節では、なぜ今、この問題を取り上げる必要があるのかをあらためて問い直し、「北方領土問題」を研究することの国際政治上の意義を明確にした上で、同問題に関する研究を取り巻く情勢について考察したい。

それでは、国家間の未解決の領土問題は世界に数多く存在する中、なぜ、日ロ間に横たわる領土問題である「北方領土問題」を研究することに特別重要な国際政治上の意義があると言えるのだろうか。そこで、筆者は以下のような問題意識を持つ。

第一に、この問題が、日ロ2国間関係の完全な正常化を妨げている「唯一の」問題であるということ指摘する必要がある³⁷。領土問題が存在し、平和条約が締結されていなくても2国間関係が良好に発展していれば特に重要な問題として扱う必要はないかもしれない。しかし、日ソ・日ロ両国は、まさに、領土問題が存在するがために、今日まで、政治的・経済的に正常な関係を築き上げることができていないのである³⁸。現在では領土問題だけを突出させて2国間関係を考えるのではなく、政治・経済・安全保障・文化等「両国関係を総合的に発展させるべく尽力していくこと」³⁹を日ロ両国は確認している。

³⁷ 木村汎は、日ロ両国関係の改善を妨げている最大の阻害要因として「北方領土問題」を挙げることは基本的には正しいとしながらも、両国間関係の最大阻害要因は、日ロ間における第二次世界大戦後における生き方や安全保障観、国際紛争処理法をめぐる見解の対立であり、「北方領土問題」は日ロ間の領土観や人生哲学の違いが具体的な形を取って現れたものに過ぎないと主張している。木村汎(2002)『遠い隣国』世界思想社、87頁。

³⁸ 木村は、日ソ・日ロ両国間の首脳交流を例に挙げ、両国関係の異常な関係について説明している。木村(2002)、4頁。

³⁹ 在日ロシア連邦大使館ホームページ「露日関係の発展について」

<<http://www.russia-emb.jp/japanese/embassy/relations.html>> (以下、本稿の引用ウェブサイトはすべて2015年5月15日に最終検索をしたものである) なお、2003年1月10日に締結された「日露行動計画の採択に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の共同声明」の中では、日ロ関係を発展させていく上で重

しかしながら、領土問題が存在することによって両国の「国民」は互いのことを真に理解し合えずにしているのであり、たとえば、経済分野に関しても、現在日ロ両国は潜在性に見合う水準の貿易経済関係を構築できていない⁴⁰。すなわち、日ロ間の領土問題は、日ロ2国間関係の完全な正常化を妨げている唯一の問題であるという点で世界のその他の領土問題と比しても重要な問題であると言える⁴¹。

第二に、この問題が、まさに第二次世界大戦および冷戦の残滓であり、北東アジアの2大国である日ロ両国が戦争状態を最終的に終結するのに不可欠な平和条約の締結を妨げている「唯一の」問題であるということをおぼろげに忘れてはならない。平和条約が戦争終結の通常形態である限り⁴²、国境線確定後の平和条約の締結がなされていないということは、戦後70年が経とうとしているにもかかわらず、日ロ両国が「戦後」を克服できずにいることを意味する。もちろん、「56年宣言」によって日ソ両国は外交関係を回復し、事実上戦争状態は終結した。しかし、第二次世界大戦に起源を發する領土問題が未解決な状況である以上、日ロ両国は戦争状態を真に終結していないと言わざるを得ない。

第三に、この問題の解決が、日本とロシアが含まれる北東アジア、ひいてはアジア・太平洋地域の安定と発展に寄与をする可能性があるということを認識する必要がある。新生ロシアの外務次官であったクナーゼは、冷戦が残した問題として、日ロ間の領土問題以外にも朝鮮半島の問題や軍備管理の問題があり、日ロ関係の改善がすぐにアジア太平洋地域の改善に繋がらないと述べている⁴³。しかしそれは、当時の日本政府が、アジアにおける冷戦の終焉と日ロ領土問題の解決を直接結びつけていたそのやり方を戒めるために発せられた言葉であり⁴⁴、日ロ関係の完全な正常化がこの地域の「冷戦の終焉」に果たし得る重要な役割を否定したものではない⁴⁵。

かつて日米同盟が想定する主要敵であったソ連が崩壊し、「北方領土」周辺地域におけるロシア側の軍備削減も事実上行われつつある状況がある今日⁴⁶、「北方領土問題」が解決されることにより、その他の冷

要な分野として、「政治対話の深化」、「平和条約交渉：『困難な過去の遺産の克服と広範な日露パートナーシップの新たな地平線の開拓』」、「国際舞台における協力」、「貿易経済分野における協力」、「防衛・治安分野における関係の発展」、「文化・国民間交流の進展」が挙げられている。日本国外務省（2014）、47－49頁。

⁴⁰ そのような見解について、註39に前掲の在日ロシア連邦大使館ホームページ「露日関係の発展について」には、「双方ともに認めているところであるが、貿易経済関係をはじめとする露日の協力のポテンシャルはまだ十分に開花していない」との記述がある。

⁴¹ 日本は、北東アジアにおいて中国や韓国とも領土問題を抱えてはいるが、それらの領土問題は戦後の日中・日韓関係の完全な正常化を妨げる要素とはならなかった。

⁴² 木村（2002）、3頁。

⁴³ 長谷川（2000）、284頁。

⁴⁴ ミュンヘン・サミット後に開かれた第2回日ロ平和条約作業部会でのロシアのクナーゼ外務次官と外務省の斎藤審議官とのやりとりについては、長谷川、同上を参照。

⁴⁵ この点について、クナーゼは、1992年2月の日ロ平和条約作業部会の次官級協議では、「平和条約締結は日露間を超えた問題で、冷戦最後の砦を打ち壊すことになる」と発言している（斎藤勉（2002）『日露外交』角川書店、23頁）。

⁴⁶ 「北方領土」におけるロシア軍について、平成26年版の防衛白書には、「旧ソ連時代の78（昭和53）年以来、ロシアはわが国固有の領土である北方領土のうち国後島、択捉島と色丹島に地上軍部隊を再配備してきた。その規模は、ピーク時に比べ大幅に縮小した状態にあるものと考えられるものの、現在も防御的な任務を主体とする1個師団が駐留しており、戦車、装甲車、各種火砲、対空ミサイルなどが配備されている。10（平成22）年11月のメドヴェージェフ大統領（当時）による元首として初めての国後島訪問後、ロシアは、『クリル』諸島の安全の保障を目的とした装備の更新、施設の整備などに着手している。北方領土には、91（同3）年には約9,500人の兵員が配備されていたとされているが、97（同9）年の日

戦の残滓である朝鮮戦争休戦協定の平和条約化の問題や台湾問題の解決にアジアの関係各国が連携して取り組む環境が整備される可能性がある。日ロ両国は6カ国協議の場で協力して北朝鮮の核問題に対処してきたが、平和条約の締結によって両国間関係が完全に正常化されたならば、両国は今まで以上に緊密に連携して北東アジアにおけるその他の冷戦の産物である諸問題に取り組む可能性を見出すことになる。また、北東アジアの安全保障を考えることはすなわち、アジア・太平洋地域の安定を考えることに繋がることから、日ロ両国は、太平洋にまたがったこの広大な地域の協力関係を推し進め、ひいてはアジア・太平洋地域における地域協力機構の構築の牽引役となり得る力を持っているとさえ言える⁴⁷。

次に、日ロ間の領土問題に関する研究状況をめぐる課題について見てみよう。日ロ間の領土問題は、主題それ自体が政治的イデオロギー性を帯びており、政策論争に巻き込まれる恐れのある研究テーマであると言える。それゆえに、「北方領土」という概念がある特定の時期に政治的に創り上げられたものであることは認識しながらも、「北方領土」返還という日本政府の政策方針を支持するような研究、あるいは、「北方領土問題」をめぐる日ロ間の折衝を可能な限り客観的に整理・分析することを試みるも、「北方領土」という概念の政治的イデオロギー性に関する議論を避けるような研究が出てくることになる。高度に政治的な問題である日ロ間の領土問題を分析するにあたり、そういった研究が抱える問題点は、学問的な客観性よりはむしろ研究者の政治的立場性に比重がおかれている点、また、イデオロギー的な視点を避けようとするがあまり、結果として日本の外交政策に対して批判的な視点を持つことが困難となる可能性がある点である。

そのような課題を乗り越えるためには、「北方領土問題」が有する政治的作為性という問題に正面から取り組み、ロシアにおける「南クリルの問題」の政治的イデオロギー性を軸にした分析をする必要が出てくる。すなわち、逆説的ではあるが、イデオロギー的対立に収斂してしまう日ロ間の領土問題に関する研究の限界を乗り越えるためには、同問題の政治的イデオロギー性そのものに焦点をあてる必要があると考える。

第2章 「北方領土問題」・「南クリルの問題」に関する先行研究の到達点とその限界

前章では、「北方領土問題」を取り巻く情勢と課題を考察し、同問題を研究することの現在の重要性を明らかにした。それでは、この日ロ間の領土問題はどのような観点から分析することが重要なのか。本章では、日ロ間の領土問題に関する先行研究の到達点と課題を示すことにより、この問題を分析する際に有効であると思われる新たな分析視角を発見することを目的とする。

露防衛省会談において、ロジオノフ国防相（当時）は、北方領土の部隊が95（同7）年までに3,500人に削減されたことを明らかにした。05（同17）年7月、北方領土を訪問したイワノフ国防相（当時）は、四島に駐留する部隊の増強も削減も行わないと発言し、現状を維持する意志を明確にしている」との記述がある。日本国防衛省ホームページ「2 北方領土におけるロシア軍」『平成26年版防衛白書』
<http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2014/pc/2014/html/n1144000.html>

⁴⁷ 日ロ間の領土問題を解決する上で米国の果たす重要な役割について述べ、アジア・太平洋地域における新しい日米ロ三極パートナーシップの可能性について論じたものとしては、木村汎、グラハム・T・アリソン、コンスタンチン・O・サルキソフ（1993）『日・米・ロ新時代へのシナリオ』ダイヤモンド社を参照。

第1節 日本における「北方領土問題」に関する先行研究の到達点と課題

ある社会における政治的作為性を考えるにあたり、社会の成員の意識が形成されていく過程を分析することは不可欠な作業であると思われる。なぜならば、ある社会の集団が特定の目的を達成するため、ある言説に一定の政治的な意味づけを行った場合、今度はその他の社会の成員たちがその作為化された政治的言説に一定の正当性を付与することが求められ、そのためには社会の成員の意識を特定の方向に向かわせるような働きかけが必要となるからである。以上の点を踏まえ、本章では、まず、日本で行われてきた「北方領土問題」に関する先行研究について取り扱うこととする⁴⁸。

「北方領土問題」に関する日本語の文献・資料は、作家⁴⁹、ジャーナリスト⁵⁰、民間の研究者⁵¹、官僚や政治家などの（元）政府関係者⁵²、大学の研究者⁵³など様々な社会的立場にある人々によって書かれてお

⁴⁸ 「北方領土問題」に関するロシア語・英語で書かれた文献の中には、一般に日本国内において自明のものとして受け止められている「北方領土問題」の相対化に役立つ資料が存在する。それらの議論の検討は次節ならびに本章小括で扱うこととする。

⁴⁹ 代表的な論者として、たとえば、上坂冬子（2005）『「北方領土」上陸記』文春文庫を参照。

⁵⁰ 代表的な文献として、以下を参照。藤盛一朗（2003）『日露平和条約への道～行動計画・サハリン開発を通じて～』東洋書店（ユーラシア・ブックレット No.48）。本田良一（2004）『密漁の海で 正史に残らない北方領土』凱風社、同（2013）『日ロ現場史 北方領土—終わらない戦後』北海道新聞社。石郷岡建（2012）『論点整理 北方領土問題』東洋書店（ユーラシア・ブックレット No.175）、同（2013）『ヴラジミール・プーチン—現実主義者の対中・対日戦略』東洋書店。久保田正明（1983）『クレムリンへの使節—北方領土交渉 1955—1983』文藝春秋。名越健郎（2013）「地元紙で読む北方領土の現状」（拓殖大学海外事情研究所『報告』第47号、167—177頁）、同（2013）「プーチンの領土折半外交」（拓殖大学海外事情研究所編『海外事情』平成25年11月号、83—98頁）。大野正美（2013）「旧ソ連・ゴルバチョフ政権の北方領土問題検討文書について」（拓殖大学海外事情研究所編『海外事情』平成25年11月号、64—82頁）。斎藤勉（2002）『日露外交』角川書店。佐藤和雄、駒木明義（2003）『検証 日露首脳交渉—冷戦後の模索』岩波書店。

⁵¹ 代表的な文献として、以下を参照。榊原正文（1994）『「北方領土」のアイヌ語地名ノート—松浦武四郎「山川図」による—』北海道出版企画センター。渡邊明（1998）『われら千島・南樺太を放棄せず』国民會館（国民會館叢書 二十三）。山田吉彦（2005）『日本の国境』新潮社。

⁵² かかる立場を代表するものとして、以下の文献を参照。松本俊一（1966）『モスクワにかける虹：日ソ国交回復秘録』朝日新聞社。重光晶（1983）『「北方領土」とソ連外交』時事通信社。清水威久（1977）『北方領土問題解決の四方式』霞ヶ関出版。下田武三（1984a）『下田武三 戦後日本外交の証言・上—日本はこうして再生した』行政問題研究所、同（1984b）『下田武三 戦後日本外交の証言・下—日本はこうして再生した』行政問題研究所。鈴木宗男、佐藤優（2006）『北方領土「特命交渉」』講談社。東郷和彦（2007）『北方領土交渉秘録—失われた五度の機会』新潮社。

⁵³ かかる立場を代表するものとして、以下の文献を参照。安野正士（2007）「現代ロシアの対日ナショナリズム—サハリン州議会の活動を中心に」（木村汎、袴田茂樹編『アジアに接近するロシア—その実態と意味』北海道大学出版会、188—210頁）。袴田茂樹（2002）「日ロ関係—停滞から発展へ—」（明石康他『日本の領土問題』自由国民社、145—202頁）。長谷川毅（2000）『北方領土問題と日ロ関係』筑摩書房。洞富雄（1973）『北方領土の歴史と将来』新樹社。岩下明裕（2005）『北方領土問題—4でも0でも、2でもなく』中公新書、同（2013）『北方領土・竹島・尖閣、これが解決策—「四島」幻想を乗り越えた』朝日新書。岩下明裕編（2006）『国境・誰がこの線を引いたのか—日本とユーラシア』北海道大学出版会、同（2014）『領土という病—国境ナショナリズムへの処方箋』北海道大学出版会。梶浦篤（1997）「終戦と冷戦—北方領土占領をめぐる米国の対ソ政策—」（『政治経済史学』第三六九号、1—22頁）、同（2001a）「北方領土と琉球—第二次世界大戦における米国の戦略—（Ⅰ）」（『政治経済史学』第四一三号、25—35頁）、同（2001b）「北方領土と琉球—第二次世界大戦における米国の戦略—（Ⅱ）」（『政治経済史学』第四一四号、31—39頁）、同（2001c）「北方領土と琉球—第二次世界大戦における米国の戦略—（Ⅲ）」（『政治経済史学』第四一五号、38—49頁）、同（2012a）「日ソ復交交渉に対する米国の戦略（Ⅰ）」（『政治経済史学』第五四六号、1—21頁）、同（2012b）「日ソ復交交渉に対する米国の戦略（Ⅱ）」（『政治経済史学』第五四七号、30—51頁）、同（2012c）「日ソ復交交渉に対する米国の戦略（Ⅲ）」（『政治経済史学』第五四八号、29—53頁）、同（2012d）「日ソ復交交渉に対する米国の戦略（Ⅳ）」（『政治経済史学』第五四九号、

り、各資料の中に見られる主張はそれぞれの社会的立場を反映している。それらの文献・資料を分析した結果、日本国内で為されている議論は、＜日本政府の政策方針に対する態度＞と＜「北方領土」あるいは「北方四島」という概念に対する認識＞の二つを分類指標とした場合、四つに大別することが可能である。

一つ目の議論は、「北方領土」返還という日本政府の政策方針を支持し、かつ「北方領土」という概念を自明のものとして使用している議論である（以下、「先行研究①」）⁵⁴。

二つ目の議論として、「北方領土」返還という日本政府の政策方針を支持するものの、「北方領土」という概念がある特定の時期に政治的に創り上げられたものであることは認識している議論が挙げられる（以下、「先行研究②」）⁵⁵。

三つ目の議論としては、「北方領土」返還という日本政府の政策方針に対する支持・不支持を表明せず、「北方領土問題」をめぐる日ロ間の折衝を可能な限り客観的に整理・分析することを試みるも、「北方領土」という概念が政治的に創り上げられたことには議論の焦点があてられていないような議論がある（以下、「先行研究③」）⁵⁶。

最後に、日本政府の主張の正当性に直接的であれ間接的であれ疑問を投げかけ、「北方領土問題」が政治的に創り上げられた概念であることを十分認識しているような議論が挙げられる（以下、「先行研究④」）⁵⁷。

従来の「北方領土問題」に関する文献・資料の多くは「先行研究①」や「先行研究②」に属するもので

1-25 頁)。菊池勇夫 (1999) 『エトロフ島～つくられた国境～』吉川弘文館。木村汎 (1991) 『北方領土～軌跡と返還への助走～』時事通信社、同 (1993) 『日露国境交渉史—領土問題にいかに関与するか』中央公論社、同 (2002) 『遠い隣国』世界思想社、同 (2003) 『二〇〇四年に動く？今後の日ロ関係を予測する』国民會館 (国民會館叢書 四十七)、同 (2005) 『新版 日露国境交渉史—北方領土返還への道』角川学芸出版。木村汎編 (1991) 『北方領土—ソ連の五つの選択肢』読売新聞社。木村汎、袴田茂樹編 (2007) 『アジアに接近するロシア—その実態と意味』北海道大学出版会。木村汎、グラハム・T・アリソン、コンスタンチン・O・サルキソフ (1993) 『日・米・ロ新時代へのシナリオ』ダイヤモンド社。黒岩幸子 (1999a) 「根室に見る北方領土問題—冷戦後のパラダイム転換を生きる街— (上)」(『総合政策』第 1 巻第 1 号、53-66 頁)、同 (1999b) 「根室に見る北方領土問題—冷戦後のパラダイム転換を生きる街— (下)」(『総合政策』第 1 巻第 2 号、179-196 頁)、同 (2011) 「ロシアにとっての北方領土問題」(野中進、三浦清美、ヴァレリー・グレチュコ、井上まどか編『ロシア文化の方舟—ソ連崩壊から二十年』東洋書店、364-373 頁)、同 (2013) 『千島はだれのものか—先住民・日本人・ロシア人—』東洋書店 (ユーラシア・ブックレット No.186)、同 (2014a) 「日ロ領土問題の解決を阻む要因について (上)」(『日本とユーラシア』2014 年 7 月号、日本ユーラシア協会)、同 (2014b) 「日ロ領土問題の解決を阻む要因について (下)」(『日本とユーラシア』2014 年 8 月号、日本ユーラシア協会)。村山七郎 (1987) 『クリル諸島の文献学的研究』三一書房。大崎巖 (2007) 「『北方領土』問題」に関する先行研究の到達点とその限界」(立命館大学国際関係学会『立命館国際関係論集』第 7 号、23-45 頁)、同 (2014) 「現代ロシアにおける『南クリルの問題』が果たす政治的機能—第 2 期プーチン政権 (2004-2008) を中心に—」(立命館大学国際地域研究所編『立命館国際地域研究』第 40 号、109-131 頁)、同 (2015) 「ソ連から見た『北方領土問題』—『日本年鑑 (ЯПОНИЯ ежегодник)』資料分析を通して—」(立命館大学国際関係学会『立命館国際研究』27 巻 3 号、157-187 頁)。小澤治子 (2004) 「ロシアの対日外交—領土交渉を中心に」(横手慎二編『現代東アジアと日本 5 東アジアのロシア』慶應義塾大学出版会、第 6 章)。下斗米伸夫 (2000) 『北方領土 Q&A80』小学館文庫。和田春樹 (1990) 『北方領土問題を考える』岩波書店、同 (1999) 『北方領土問題』朝日選書。

⁵⁴ 「先行研究①」の議論を展開する代表的な論者として、主に、上坂冬子、斎藤勉、清水威久、渡邊明などが挙げられる。

⁵⁵ 「先行研究②」の議論に立つ代表的な論者としては、木村汎が挙げられよう。

⁵⁶ 「先行研究③」の議論を展開する代表的な論者として、主に、藤盛一朗、小澤治子が挙げられる。

⁵⁷ 「先行研究④」の議論を展開する代表的な論者として、長谷川毅、岩下明裕、黒岩幸子、村山七郎、和田春樹などを挙げるができる。

ある。そして、「先行研究③」や「先行研究④」の議論は「先行研究①」や「先行研究②」と比べて相対的に少数であると言える。また、「先行研究①」や「先行研究②」が一般向けの出版物として数多く出されていることを考えると、それらが議論の主流を構成していたと言えよう。さらに、「先行研究①」や「先行研究②」の中には、日本政府の主張の正当性を擁護・宣伝するようなものも数多く見られ、研究者の言説の中にも学問的な客観性よりはむしろ研究者の政治的立場性に比重がおかれたような研究もあり⁵⁸、意図せざるともナショナリズムの昂揚に利用される恐れのある資料も少なくない⁵⁹。一方、「先行研究④」は、日本政府の主張の正当性を客観的に検証し、「北方領土問題」が政治的に創り上げられた概念であることを指摘している点に特徴がある。

次に、「北方領土」という概念が政治的に創り上げられたという事実は認識しながらも、日本政府の主張に対して対照的な態度を取る「先行研究②」および「先行研究④」の相違点を明らかにし、日本における「北方領土問題」に関する先行研究の到達点を確認したい。

「北方領土問題」は、世界各地で見られる国家間に発生する領土問題の事例と同様に、問題の名称それ自体が論争的な問題を孕んでいる。日本で「北方領土問題」と呼ばれるこの領土問題は、ロシアでは「南クリルの問題」と呼ばれている。日本とロシアの地理的現実から考えれば、争点となっている諸島は、日本から見れば「北方」にあり、ロシアから見れば「南方」にある。ただし、日本側では漠然と「北方領土」と名付けているのに対し、ロシア側では、「南クリル」と固有名詞が使用されている点に注意を喚起すべきである。クリル諸島とは日本語では千島列島のことであるので、南クリルとは南千島を指す。日本はサンフランシスコ講和条約締結時に全千島列島を放棄した⁶⁰。つまり、そこに、日本が「北方領土」の返還を求める限りは争点となっている諸島の一部を「南千島(南クリル)」と呼ぶことはできない理由がある⁶¹。それゆえ、ここで、千島列島の範囲が問題となってくる。

千島列島の範囲に関する議論は、日本政府の四島返還政策の正当性をめぐる議論と不可分の関係にあるので、ここでは、従来の先行研究が千島列島の範囲についてどのような議論をしてきたのかを、「先行研究②」および「先行研究④」の相違点を分析することで整理し、その議論の到達点がどこにあるのかを指し示したい。

⁵⁸ イギリスを代表する歴史家の一人であるホブズボームは、「歴史家は、書庫や書齋に入るときには、彼あるいは彼女の信念を置き去りにしなければならない。何人かのナショナリスティックな歴史家はこれまでそうすることができなかった」と指摘している。エリック・ホブズボーム (2001) 『ナショナリズムの歴史と現在』(浜林正夫、嶋田耕也、庄司信訳) 大月書店、15 頁。Hobsbawm, E. J., 1990, *Nations and Nationalism since 1780: Programme, Myth, Reality*, Cambridge, Cambridge University Press, p.13.

⁵⁹ 「先行研究②」に属する議論を展開している研究者である木村汎の『新版 日露国境交渉史—北方領土返還への道』は、「北方領土問題」に関する重要文献の一つであるが、歴史的事実に対しては客観的な分析も試みられているものの、日本政府の主張の正当性を擁護・宣伝するための主観的な分析も多く見られ、やはり、学問的な客観性よりはむしろ政治的立場性に比重がおかれたような研究であると言える。

⁶⁰ サンフランシスコ講和条約 (Treaty of Peace with Japan, 日本国との平和条約) 第二章第二条(c)項は、「日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と規定されている。茂田、末沢 (1988)、116 頁。

⁶¹ だからこそ、日本政府は「北方領土」という概念を創り出さねばならなかった。「北方領土」概念が政治的に創り上げられていった過程については、和田春樹 (1990) 『北方領土問題を考える』岩波書店、33-46 頁、長谷川 (2000)、64-71 頁、岩下 (2005)、201-206 頁で詳しく論じられている。

日本政府は、1955年6月から始まる日ソ国交回復交渉時までは、「国後、択捉は南千島であり、南千島は日本がサンフランシスコ講和条約で放棄した千島列島に含まれる」という政府の立場を国会答弁等で繰り返し表明していた⁶²。それにもかかわらず、日ソ国交回復交渉の過程において日本政府は突如として態度を変え始める。1955年10月にはアメリカ政府に対し、「南千島は千島に含まれないという歴史的事実を承知していたかどうか」と照会し、アメリカ政府の間接的な支持を受けた上で、「南千島は千島にあらず」といった奇妙な論理を展開し始めるのである⁶³。そして、1956年9月の自民党の党議拘束の後、1961年11月17日には、ソ連首相宛の池田首相の書簡で、政府統一見解として「国後・択捉島および色丹島、歯舞群島の一括返還がないかぎり条約の締結はできない」という「四島一括返還」の立場が強調されていく⁶⁴。

また、1962年3月には、衆参両議院本会議にて「日本固有の北方領土回復に関する決議」が出され、「北方領土返還は日本国民の総意」とされ、衆参両議院が初めて四島返還を表明する。さらには、1964年6月の外務次官通達では、それまで国後、択捉を指していた南千島という呼称を使わずに歯舞、色丹、国後、択捉を一括する「北方領土」という用語を使うようにという指示が出され、以降、「北方領土」という呼称の使用が日本政府によって推進され、南千島は千島に含まれないという日本政府の見解は確立するに至る⁶⁵。その後、1965年に根室市で「四島返還運動」が「北方領土」の呼称を伴って始まり、1969年には、北方領土問題対策協会が政府の管轄化で組織され、1970年からは、返還運動推進団体である「県民会議」が日本全国47都道府県に結成され始め、「四島返還運動」が次々と展開されていくことになる⁶⁶。

このように、現在の日本政府の千島列島の範囲に対する解釈は日ソ国交回復交渉の過程において出てきたものであり、その経緯からして、「北方領土」という概念は、「南千島は千島にあらず」という論理的に成立し得ない解釈からある特定の時期に政治的に創り出された概念とすることができる。すなわち、「北方領土問題」は、1955年以降の日本政府の政策方針の転換によって政治的に生み出されたものであり、それ以後、「四島返還運動」は徐々に組織化されていくことになる。そして、日本政府の「四島返還政策」が日本社会に浸透していくにつれて、「北方領土」の返還を求めることは「正しい」という社会的論調が創り出され、日本政府の政策方針と異なる議論をすることは難しくなっていった⁶⁷。このような社会的論調の変化は、日口間の領土問題に関する学問的な議論にも影響を与えた。「北方領土問題」に関する先行研究の到達点を整理する前に、日口間の領土問題に関する研究の方向性の変化を見ておく必要があるだろう。

⁶² 和田 (1990)、33-38 頁。長谷川 (2000)、66 頁。

⁶³ 和田 (1990)、38-40 頁。長谷川 (2000)、70 頁。

⁶⁴ 岩下 (2005)、202-203 頁。

⁶⁵ 和田 (1990)、44-45 頁。長谷川 (2000)、70 頁。岩下 (2005)、204 頁。なお、日本政府は「北方領土」の返還を訴え続けているので、日本政府の千島列島の範囲に関する認識が2014年現在においても全く変わっていないことは言うまでもない。日本国外務省 (2014)、6-7 頁。

⁶⁶ 岩下 (2005)、204 頁。

⁶⁷ 三木武夫首相の外交ブレーンであった平沢和重が、1975年に「二島先行返還論」を主張する論文を「フォーリン・アフェアーズ」に掲載したことによって日本の新聞各紙から大きな批判を受け、その結果、政府が「四島一括返還方針は不変」と釈明したことについて、本田は、1975年当時には「領土返還へ向けた国民世論は盛り上がり欠いていたものの、2島先行論を許さないムードはすでに社会を覆っていた」と指摘している。本田 (2013)、411-412 頁。

和田春樹は、戦後日本の革新的言論の中心としての役割を演じてきた雑誌として『世界』を挙げ、『世界』における日ロ間の領土問題に関する議論の変遷について詳細にまとめている⁶⁸。和田によると、『世界』は1961年までは二島返還論の立場に立ち続けていたが、1962年から1977年に至るまでの16年間の沈黙の後、1978年に日ロ間の領土問題に関する議論を再び載せた時には、四島返還論の立場に変わっていたようである⁶⁹。和田は、1962年の時点では二島返還論を訴えていた国際法学者が1978年には四島返還を訴える立場に変わっていたことや、1961年以降の30年間で、『世界』が日ロ間の領土問題に関する論文を2本しか載せなかったことを指摘している⁷⁰。

前述したように、この時期は、日本政府の「北方領土」概念の創造および「四島返還運動」の組織化の時期と重なっており、そのような社会的情勢の下、学問的議論が政治的キャンペーンに従属していったとさえ思われる。1978年に『世界』が日ロ領土問題に対して議論を再び載せた時には、「四島返還論」が社会の中に浸透し始め、日本政府の政策方針とは異なる議論をすることは難しいという社会的論調が形成され始めていた可能性がある⁷¹。

しかし、ソ連にゴルバチョフ政権が誕生し、ペレストロイカ政策の下ソ連が大きな変化を遂げる中、和田は日本政府の「北方領土」返還論の根拠に異論を出すような議論を展開し始める。そして、1986年末以降、「先行研究④」に属する議論を展開している研究者と「先行研究②」に属する議論を展開している研究者の間で千島列島の範囲をめぐる議論が展開されることになる。そこで、以下、「先行研究④」の議論を代表する和田春樹、長谷川毅と「先行研究②」の議論を代表する木村汎の千島列島の範囲をめぐる議論について考察したい。

千島列島の範囲を論じた日本国内の主要な先行研究として、和田の『北方領土問題を考える』および『北方領土問題』、長谷川の『北方領土問題と日ロ関係』、木村の『日露国境交渉史』および『新版 日露国境交渉史—北方領土返還への道』が挙げられる。アメリカの社会学者であるギルバート・ローズマンは日本のソ連観を「極右」、「保守中道」、「中道」、「革新中道」、「極左」の五つに分類しており、彼の分類上、和田は「革新中道」に、木村は「保守中道」に、長谷川は「中道」に分類されている⁷²。したがって、三人の先行研究を整理し、対比させることで日本国内のロシア研究者が千島列島の範囲に関してどのような認識を持っているかが包括的に概観できるとと思われる⁷³。そこで、日本政府の千島列島の範囲に対する態度の根拠となっている日魯通好条約と樺太千島交換条約を取り上げることとする。

最初に、日魯通好条約の解釈をめぐる千島列島の範囲に関する議論を見てみよう。

⁶⁸ 和田（1990）、257—273頁。

⁶⁹ 同上、257—269頁。

⁷⁰ 同上、266—271頁。

⁷¹ 和田は、1986年11月30日付の朝日新聞の「私の言い分」欄に「北方領土の部分返還交渉を」という見出しの意見を載せたが、「挙国一致の要求である『北方領土』返還論の根拠に異論を出すとうことはたしかにおそろしいことだった」と当時の情勢について述べている。和田春樹（1999）『北方領土問題』朝日選書、393—394頁。1986年の時点においてもそのような社会的情勢は残っていたのである。

⁷² Rozman, G., 1992, *Japan's Response to the Gorbachev Era, 1985-1991: A Rising Superpower Views a Declining One*, Princeton, Princeton University Press, p. 44-49.

⁷³ なお、千島列島の範囲に対する木村の認識は外務省と同様のスタンスにあるという点に留意する必要がある。

日魯通好条約第二条の正文には、オランダ文、日本文、ロシア文があるが⁷⁴、日本語正文は、以下のようになっている。

今より後日本国と魯西亜国との境「エトロプ」島と「ウルップ」島との間に在るへし「エトロプ」全島は日本に属し「ウルップ」全島夫より北の方「クリル」諸島は魯西亜に属す「カラフト」島に至りては日本国と魯西亜国との間に於て界を分たす是迄仕來の通たるへし⁷⁵

日本政府はこの日本語訳から、「クリル諸島」とは千島列島の全体をさすのではなく、ウルップから北の諸島を指すという解釈をしてきた。そのような解釈は、サンフランシスコ講和条約で日本がその権利を放棄した「クリル諸島」はウルップ以北の島々であるという議論の重要な根拠となっている⁷⁶。しかし、この条約が締結、調印された時、日本側代表団にはロシア語のできる者が、ロシア側代表団には日本語のわかる者が一人もおらず、交渉は主としてオランダ語を通じて行われた。正文は、最初に日本側はオランダ語に通じる森山栄之助、ロシア側はオランダ語に通じるポシェット大佐が中心となってオランダ語正文が作られ、その語ロシア語正文と日本語正文が作られた。日本側はロシア語正文を、ロシア側は日本語正文を検討できなかったのであり、双方が合意したのはオランダ語の正文であった⁷⁷。それゆえ、日本語正文を見る前に、まずオランダ語の正文を見る必要がある。オランダ語の正文は、以下の通りである。

Van nu af zal de grens tusschen de eilanden Itoroep (Iedorop) en Oeroep zyn. Het geheel eilan Itoroef behoort aan Japan en het geheel eiland Oerop, met de overige Koerilsche eilanden, ten noorden, behoren tot Russische bezittingen. Wat het eiland Krafto (Saghalien) aangaat, zoo blyft het ongedeeld tusschen Rusland en Japan, zoo als het tot nu toe geweest.⁷⁸

言語学者の村山七郎は、オランダ語の正文を、「これから後、〔日本とロシアの間の〕境界はイトルプ（イェドロプ）島とウルップ島との間に在るべし。イトルプ全島は日本に属しそしてウロブ全島は残りの、北のほうの、クリル諸島とともに、ロシアの所有に属する。カラフト（サガレン）島について言えば、従来どおりロシアと日本との間に不分割のままにとどまる」⁷⁹と訳している。そして、「残りの、北のほうの、クリル諸島」の「残りの」とは、その前に挙げてあるイトルプ島、ウロブ島を除外した「残りの」であり、「残りの」で修飾される名詞は「クリル諸島」であるから、これら二島が「クリル諸島」に入ることは明らかであると主張している⁸⁰。このように、オランダ語の正文の日本語訳と日本語正文の内容は一致していない。しかし、ロシア語正文では、クリル諸島に関する部分は、「Весь остров Урупъ и прочіе Курильскіе

⁷⁴ 村山（1987）、125頁。

⁷⁵ 茂田、末沢（1988）、17頁。

⁷⁶ 長谷川（2000）、17頁。

⁷⁷ 村山（1987）、125頁。

⁷⁸ 同上、129頁。

⁷⁹ 同上、129-130頁。

⁸⁰ 同上、130頁。

острова къ съверу (ウルップ全島とその他の北の方のクリル諸島)⁸¹となっており、オランダ語からの直訳を支持している。つまり、日本文が誤訳であると考えられるわけである。和田は、そのような誤訳が、「その他の北にある」を誤って「その地の北にある」と記入してしまったことから生まれた可能性について説得力のある論理的な議論を展開している⁸²。和田はまた、そもそも「ウルップ全島より北のほうクリル諸島」という日本語の箇所は、構文上、「ウルップ全島およびその北にあるクリル諸島」という意味になるので、ウルップ島はクリル諸島には含まれないという滑稽なことになってしまうと論じ、日魯通好条約第二条の日本文からは、クリル諸島はウルップ島に始まる北の島々であるという解釈を引き出すことは不可能であると結論づけている⁸³。

このような村山、和田の議論に対し、木村は、「残りの」とは、ウロップ島を除外した残りの島々と十分解釈できるのであり、「残りの」という言葉は、「ウルップ」というクリル列島南端の起点に着目した上で、ウルップ島を除く「残りの北方の『クリール』諸島」という形で言及しただけのものとも解釈できると論じている⁸⁴。

一方、長谷川は、「この北にあるその他の」という表現の重要性に言及し、上記の木村および外務省の主張は説得力を持たないものであり、択捉から南にあるクリル諸島は日本に属するが、ウルップから北のクリル諸島はロシアに属すると解釈するのがもっとも自然な読み方であるとしている。さらに、彼は、言語学的な考察のみならず、論理的な考察からも村山、和田の議論に説得力があることを実証しており、そもそも「北方領土」という概念は南千島という呼称を避けるために創造された言葉であり、戦前はおろか、サンフランシスコ講和条約以前には存在しなかった呼称であるということを指摘している⁸⁵。また、露西亜応接掛遠藤但馬守・酒井右京亮の記述や1934年に編纂された外務省の『日露交渉史』から、戦前では外務省が千島列島は北千島と南千島からなることを認めていたという事実、および戦後にいたっても、外務省の萩原徹条約局長が、日魯通好条約はロシアと日本の間の千島における国境を画定したものである、と説明したという事実を述べ、日本政府の日魯通好条約第二条の解釈は成り立たないと結論づけている⁸⁶。

次に、樺太千島交換条約の解釈をめぐる千島列島の範囲に関する議論を見てみよう。サンフランシスコ講和条約で日本がその権利を放棄した「クリル諸島」とはウルップ以北の島々である、と日本政府が主張する根拠となっているもう一つの条約は、樺太千島交換条約である。樺太千島交換条約の第二条は、日本語訳では、以下のようになっている。

全露西亜国皇帝陛下ハ第一款二記セル樺太島（即薩哈噠島）ノ権理ヲ受シ代トシテトシ
其後胤二至ル迄現今所領「クリル」群島即チ第一「シュムシュ」島……（略）……

⁸¹ 同上、128頁。

⁸² 和田（1990）、89-93頁。

⁸³ 同上、93頁。

⁸⁴ 木村汎（1993）『日露国境交渉史—領土問題にいかに取り組むか』中央公論社、54-57頁。なお、木村の見解は2005年の時点においても変わっていない。同（2005）『新版 日露国境交渉史—北方領土返還への道』角川学芸出版、82-84頁。

⁸⁵ 長谷川（2000）、18-19頁。

⁸⁶ 同上、20頁。

第十八「ウルップ」島共計十八島ノ権理及び君主ニ属スル一切ノ権理ヲ大日本国皇帝陛下ニ譲リ而今而後「クリル」全島ハ日本帝国ニ属シ東察加地方「ラパッカ」岬ト「シュムシュ」島ノ間ナル海峡ヲ以テ両国ノ境界トス⁸⁷

しかし、この条約の正文は日本語ではないことから、正文から慎重に考察をする必要がある。和田は、フランス語の正文とロシア政府の公式訳、現代の英訳の三つのテキストは文脈、用語ともほぼ完全に合致しており、日本語訳のみが文脈からして甚だしく異なっていると指摘する⁸⁸。そして、日本語訳で「現今所領『クリル』群島」とされている箇所は、フランス語の正文では「le groupe des îles dites Kouriles qu'Elle possède actuellement（自らが現在所有するクリルという島々のグループ）」となっていて、ロシア語訳では、「自らが現在所有する」という限定句は「クリルという島々」にかかっており「島々のグループ」にかかっていないのではない、と論じている⁸⁹。その上で、彼は、この条約の第二条は、ロシア領でないクリル・アイランズのグループが別にあることを前提とするテキストであり、日本語訳文の「『クリル』群島」は明らかな誤訳であって、正文のどこにも「『クリル』全島」にあたる言葉はない、と結論づけるのである⁹⁰。

それに対し、木村は、「この条約の正文とされるフランス語“le groupe des îles dites Kouriles qu'Elle possède actuellement”のテキストを、通常の関係代名詞のかかり方から考えると、『自らが現在所有している』は、『島々のグループ』にかかって、それを説明し形容していると解釈する方が、ごく自然のように思える⁹¹と述べ、「自らが現在所有している」が「クリルという島々」のみにかかるという和田の解釈は不自然なものであると言う⁹²。

一方、長谷川は、『共同作成資料集』のロシア語の文法を緻密に分析し、ロシア語文では木村の議論は成り立たないと論じる⁹³。また、彼は、正文のフランス語の原文に関する柳田陽子の分析を取り上げ、ロシア皇帝が所有しているのは全体名称としてのクリル諸島という大概念ではなく、小概念たるグループのことであると論じ、正文の「この結果、クリル諸島の上記のグループは今後日本帝国に属する」という句が日本語訳では省かれていることを指摘する⁹⁴。長谷川は和田の議論を支持し、榎本訳による日本語の訳文は、フランス語の正文の全くの誤訳であると結論づけている⁹⁵。

以上、「先行研究②」と「先行研究④」の相違点を明確にしなが、従来の先行研究が千島列島の範囲についてどのような議論をしてきたのかを整理したが、このことより明らかになったことは何であろうか。まず、日魯通好条約に関する村山、和田、木村、長谷川の議論を整理した結果、日魯通好条約第二条の日

⁸⁷ 茂田、末沢（1988）、19頁。

⁸⁸ 和田（1990）、50頁。

⁸⁹ 同上、51頁。

⁹⁰ 同上、51-52頁。後に、和田は、「榎本訳は誤訳とは言わなくても、ほとんど許容限度をこえた意識であると言わなければならない」と表現を和らげはしたが、その主張そのものには全く変化は見られない。和田（1999）、88-94頁。

⁹¹ 木村（1993）、65頁。

⁹² 同上。

⁹³ 長谷川（2000）、21-22頁。

⁹⁴ 同上、22-23頁。

⁹⁵ 同上、23頁。

本文から、「クリル諸島とは国後、択捉島を含まないウルップ島以北の島々である」と木村や日本政府が解釈することの論拠は弱いということになる。

次に、樺太千島交換条約に関する和田、木村、長谷川の議論を整理した結果、樺太千島交換条約第二条の正文から、クリル諸島とは、ウルップ以北の 18 の島々を指すのではなく、ロシア皇帝が樺太と引き換えに日本政府に割譲した諸島は、クリル諸島という全体的概念の中の一部である部分的概念であるとする和田、長谷川の主張は妥当であると言わざるを得ない。国際法の基本は正文を読むことであり、正文を無視して日本文の字面からクリル諸島の範囲を定義づけようとする試みは、決して学問的な妥当性を持たない。外交交渉や条約締結をめぐる議論を分析するに当たっては、条約の正文そのものや正文が形成されるプロセスと背景を踏まえることが前提である。それゆえに、木村の議論は、意図せざるとも、政治的な意図や目的に援用され、さらには、政治的な主張や行動を弁証するような論理になってしまう惧れがある。

以上の分析を通じて、「北方領土問題」に関する先行研究の到達点はどこにあると言えるだろうか。前述したように、日本政府の「四島返還政策」が日本社会に浸透していくにつれて、日本政府の政策方針とは異なる議論をすることを許さないような社会的雰囲気が生み出された。それにもかかわらず、1986 年末以降、和田は、従来の日本政府の主張に異論を唱え、日本政府による千島列島の範囲に関する議論が法的に成り立たないことを主張した。

一方、木村は、日魯通好条約のオランダ語正文を詳細に検証し、日本政府の主張の正当性に疑問を投げかけた村山の主張は「貴重な意見として傾聴に値する」が、この見解にのみ妥当性を求めることは必ずしも適切であるとは言えないとしている⁹⁶。しかしながら、「北方領土」を構成する国後、択捉両島は千島列島に含まれるとの主張は、法的根拠に基づくだけでなく、地理的根拠にも基づいている⁹⁷。さらには、日本政府が、1955 年 6 月から始まる日ソ国交回復交渉時までは、「国後、択捉は南千島であり、南千島は日本がサンフランシスコ講和条約で放棄した千島列島に含まれる」という政府の立場を国会答弁等で繰り返し表明していたという歴史的事実は無視できない⁹⁸。つまり、和田は千島列島の範囲に関する従来の議論が法的・地理的・歴史的に全く成り立たないことを証明したと言えよう。そして長谷川は、和田と木村の議論を整理し、和田の主張に妥当性があることを法的・地理的・歴史的に証明したことになる。

したがって、学問的な議論が政治的キャンペーンに従属していく中で、これまで「正しい」と考えられてきたか、さもなければ不問とされてきた千島列島の範囲に関する日本政府や「先行研究②」の論理を相対化した和田と長谷川の議論によって「北方領土問題」に関する先行研究が一定の到達点に達したと言っ

⁹⁶ 木村 (1993)、56 頁。木村 (2005)、83 頁。

⁹⁷ 和田は、地図や百科辞典を詳細に調べ上げ、19 世紀末以来、択捉、国後だけではなく、色丹島までもが千島列島・クリル諸島に含まれていたということに関して、日本とロシアの両国においても、第三国においても、意見の食い違いを生じたことはなかったと結論づけている。和田 (1990)、58-67 頁。また、長谷川は、戦前の地理辞典、百科事典、年鑑を調べ上げ、「少なくとも、樺太千島交換条約の後、千島列島とは、シムシュから国後に伸びる列島であり、それはロシア語のクリル諸島という言葉と同意義であるという概念が定着した」とし、少なくとも、戦前の外務省、北海道庁の資料では、択捉島、国後島から成る南千島が千島列島すなわちクリル諸島の一部として取り扱われていたということ、色丹島に関しては、戦前には色丹が地理的にクリルに属しているという一致した見解が日本にもロシアにも存在したこと、歯舞群島に関しては、日本では、千島に属するかどうかについての意見の一致は見られなかったことを指摘している。長谷川 (2000)、23-24 頁。

⁹⁸ 和田、同上、33-38 頁。長谷川、同上、66 頁。

でもよいであろう。また、その延長線上で、岩下明裕は、『北方領土問題—4でも0でも、2でもなく』の中で「北方領土」概念が政治的に創り上げられていった過程について整理し、「四島返還」を求める従来の日本政府の主張とは異なる議論を展開している⁹⁹。このことから、岩下の議論は和田・長谷川によってなされた先行研究の到達点の一部に含められる。

これまでの分析で明らかになったように、「先行研究④」の議論に属する研究者である和田、村山、長谷川、岩下の議論により、「北方領土問題」に関する先行研究は一定の到達点に辿り着いたと言える。しかし、「北方領土問題」に関する先行研究には限界があることを指摘する必要がある。

「先行研究①」、「先行研究②」は、日本政府の主張の正当性を擁護・宣伝するための主観的な分析も多く見られ、学問的な客観性よりはむしろ政治的立場性に比重がおかれた研究であり、それゆえ、論者の意図とは関わりなく、「ナショナリズム」の昂揚に利用される可能性を持つものであった。だが、「先行研究④」の出現により、そのような議論を乗り越える萌芽が出てきたと言える。したがって、日本政府の主張の正当性を客観的に検証し、「北方領土問題」が政治的に創り上げられた概念であることを指摘した「先行研究④」には学問的な意義が存在すると言える。しかしながら、それらは「北方領土問題」の歴史的分析の域を越えてはおらず、「北方領土問題」における創造性ないしは政治的作為性そのものに焦点をあてた研究ではなかった。それゆえ、従来の先行研究では、「北方領土問題」とはそもそもどのような問題であり、いかなる政治的な意味を持たされているのかという部分は明らかになってこなかったのである。

以上のことから言えることは何か。「北方領土問題」に関する従来の日本側先行研究の限界は、学問的な客観性よりは研究者の政治的な立場性に比重がおかれている点、あるいは日本政府の主張の正当性を客観的に検証し、「北方領土問題」が政治的に創り上げられた概念であることを指摘するものの「北方領土問題」の歴史的分析に留まっている点にある。すなわち、従来の先行研究では「ロシアから見た『北方領土問題』」という視点が十分に反映されているとは言えず、それゆえ、現代ロシアの国内政治における「南クリルの問題」の政治的作為性に焦点をあて、「北方領土問題」に関するロシア側の論理の特徴と構造を分析するという研究は弱かったと言うことができる¹⁰⁰。

したがって、このような先行研究の限界を乗り越えるためには、ロシア政治において「南クリルの問題」が果たす役割を、ロシア政府による政治的作為性という観点から、ロシア側の資料やロシアの主要な日本専門家の認識に基づいて分析する必要があると考える。

⁹⁹ 岩下 (2005) を参照。

¹⁰⁰ ロシア側は日本でロシアの論理が正確に理解されていないことに危機感を覚えている。たとえば、イーゴリ・イワノフ元外相が代表を務めるロシア国際問題評議会 (PCMD) で、2012年、ロシアの日本研究者グループが日ロ関係に関して多角的な分析報告を行ったが、その報告書「現在の露日関係とその発展の見通し (Современные российско-японские отношения и перспективы их развития)」では、「現在、議員間交流、日本の民間団体やマスコミの代表とのコンタクトが事実上欠落している。結果として、日本ではロシアで何が起きているのかほとんど知られていない」と指摘されている。なお、筆者は同報告書を直接報告者から入手し、2014年3月にモスクワで7人の報告者全員と会談する機会があった。本論文第4章では、同報告書執筆者をはじめ、日ロ関係を専門とするロシアの主要な専門家たちに対して筆者が2008年の3月ならびに2014年の2月から3月にかけてモスクワで実施したインタビュー内容を研究資料として用いる。

第2節 ロシアにおける「南クリルの問題」に関する先行研究の到達点と課題

本節では、政治的作為性という分析視角を軸としてロシア側からこの問題を見ることの意義をより明確にするため、ロシアにおける「南クリルの問題」に関する先行研究の到達点と課題を明らかにしたい。そのような作業を通して、従来のロシアの先行研究が扱った方法では見つからなかった新しい分析視角を発見することが可能になると考える。

ソ連時代の日ソ間の領土問題に関する先行研究は、資本主義と社会主義とのイデオロギー対立を背景としたソ連政府の公式の立場に拘束されていたとすることができる。そして、そのような「伝統的な階級闘争観」¹⁰¹に基づくイデオロギー対立という観点から日ソ関係を分析していたソ連時代の先行研究の中では、日本国内における「北方領土問題」の政治的イデオロギー化に対するソ連側の反応として、同問題の政治的作為性という観点からの分析が行われており、前節で取り上げた「先行研究④」の議論が現れる前の日本における先行研究の限界を相対化する議論であったとすることができる。だが、ソ連時代における先行研究では、「60年対日覚書」以降、ソ連政府が公式に領土問題の存在を否定したことの影響が看取される。それゆえ、日ソ間の領土問題は解決済みとされ、「日ソ共同宣言第9項」に言及することは避けられていた。つまり、そのようなソ連政府の公式論理から外れることができなかつた先行研究は、必ずしも客観的で学問的な議論であったとは言い難く、ソ連の対日政策を自己批判し、ソ連における「南クリルの問題」の政治的作為性に論及するような研究は存在しなかつた¹⁰²。

一方、ソ連末期のゴルバチョフ政権下、「ペレストロイカ」・「グラスノスチ」政策が実施される時期になると、ソ連において日ソ関係に関する百家争鳴の議論が出てくる。そしてそれ以降、ソ連崩壊後の現ロシア連邦の時代を含め、ロシアでは日ソ間・日ロ間の領土問題に関して政府の公式論理に拘束されない様々な議論が現れてくることとなる。

そこで、本節では、ロシアにおける研究状況を踏まえつつ、ロシア側先行研究の到達点と課題について、ソ連末期以降の先行研究に限定して、考察することとする。

ロシアの先行研究の分類に関しては、元外交官・政治家・ジャーナリストが主要な日本研究者として研究活動を行っており、研究活動主体の社会的属性から先行研究を分類することは難しい。

日ロ関係の専門家であるセルゲイ・チュグロフは、『Социокультурное пространство и внешняя политика современной Японии（現代日本の社会文化空間と対外政策）』の中で、ロシアの学界には日ロ間の領土問題について2つの立場が存在すると述べている。第1の立場は、「島々は日本から『奪われた』ものの

¹⁰¹ ソ連政治史・日ロ関係の専門家である下斗米伸夫は、「第二次世界大戦から冷戦期におけるソ連外交は、三十年代からのスターリン外交が、別の文脈でさらに発展したものであった。そこには三つの要素が混在していた。」と述べ、それら三つの要素として、「イデオロギー外交で、つまり世界政治を資本主義と社会主義との闘争、この二つの世界観をめぐる対立の場と見る伝統的な階級闘争観」、「新英米路線」、「一種の地政学的な立場であって、とくに領土を拡張し、領土や版図を拡大する志向」を挙げている（下斗米伸夫（2005）『アジア冷戦史』中公新書、19-20頁）。

¹⁰² ソ連時代における先行研究については、そのような学問的な課題が存在することにより、ソ連と現代ロシアにおける「南クリルの問題」に関する論理の連関性と継続性を分析することで、冷戦期のイデオロギー対立を背景としないロシアの論理の本質が発見される可能性がある。そしてそのことは、本論文が試みる、「政治的作為性を軸としたロシアにおける『南クリルの問題』が果たす政治的機能の解明」の核となる議論であると言える。それゆえ、ソ連時代における先行研究を上記の観点から分析することは本論文において重要である。この点については、第3章で詳しく分析することとする。

で無条件かつ即座に日本に返還すべきである。領土を返還することにより両国関係は完全に改善され、建設的に発展する」¹⁰³という主張である。第2の立場は、「いかなるロシアの土地も決して譲渡しない」との愛国心に基づいた十分に強い立場であるとし、ソ連解体の記憶が未だ鮮明に残っている状況ではロシア人は愛国心には敏感であるという主張であると指摘している¹⁰⁴。

チュグロフの分類は、ロシアにおける日ロ間の領土問題に関する研究を日本に対する妥協の限度について両極に整理したものであると言える。現代ロシアにおいてソ連時代の硬直的な先行研究の議論がいかに乗り越えられてきたかを考えるにあたり、「日本への妥協に対する態度」は指標の一つとして重要であろう。なぜなら、ソ連時代の公式論理ではそもそも「領土問題は解決済み」とされてきたのであり、「領土問題の妥協による解決の模索」といったアプローチを取る先行研究はソ連末期まで見られなかったからである¹⁰⁵。

ここでは、実際にはこの両極の分類に入らない先行研究が存在することから、本節では、ロシアにおける先行研究を分類するにあたり、前節の議論から導き出された「政治的作為性に対する認識」ならびにチュグロフの分類法を援用した「日本への妥協に対する態度」に加え、1956年に日ソ両国指導者によって調印された「56年宣言」を分類の指標として用いることとしたい。

「56年宣言」は、両国議会において批准された唯一の法的文書であり、第9項においてソ連・ロシアによる平和条約締結後の歯舞・色丹の日本への引き渡しが規定されているという意味で、法的重要性があるのみならず、ロシア側の妥協について明記されている文書である。そして、ゴルバチョフでさえも同宣言を認めなかったのに対し、ソ連崩壊後、まず1993年にエリツィン大統領によって同宣言に対する口頭による間接的な確認がなされ¹⁰⁶、その後、2000年から2001年にかけて、プーチン大統領により口頭による直接的な確認ならびにフルシチョフ以降のロシア指導者によるものとしては初の文書上の確認もなされたものである¹⁰⁷。すなわち、ソ連崩壊後の日ロ間の領土問題交渉は「56年宣言」をめぐって行われて

¹⁰³ Чугров С.В. Социокультурное пространство и внешняя политика современной Японии. М.: ИМЭМО РАН, 2007. С. 116. なお、チュグロフはこのような観点に賛成できないという立場を取る。その理由として、「そもそも争点となっている諸島は『奪われた』わけではなく、戦争の過程で『取り上げられた』のである」と説明し、「同様に、メキシコは、かつて、今日アメリカ合衆国の州となっているテキサス、ニューメキシコ、カリフォルニアといった「北方の領土」を失ったが、このことはメキシコがアメリカとの統合プロセス（すなわち NAFTA の創設・発展）を推進することの妨げにはなっていない」と主張している（Там же）。

¹⁰⁴ Там же. チュグロフは、「我々にとってはそのような問題は存在しない。繰り返し言うが、我々にとってクリル諸島はサハリン州の一部なのである」と明確に主張したサハリン州知事のイヴァン・マラーホフのように、この立場には連邦・地方の政治家の中に影響力のある擁護者がいるとする。そして、この立場には、島々で生まれた人々が争点となっている諸島を自分たちの故郷だと見做すあらゆる根拠があるという強い感情的な論拠が存在し、重大な政治的・経済的論拠も見出すことができると主張する。ただし、同氏は、このような立場こそが日ロ関係に重苦しい政治的な行き詰まりをもたらしているとしている（Там же）。

¹⁰⁵ 1980年代末からソ連において日ソ間の領土問題に関する研究の中で従来には見られなかった新しい議論が出てきたことについては、木村汎編（1991）『北方領土—ソ連の五つの選択肢』読売新聞社、169—176頁、長谷川（2000）、153—155頁を参照のこと。

¹⁰⁶ エリツィン大統領は、1993年10月13日、首脳会談後の記者会見において、ロシアに「56年宣言」を履行する義務があることを口頭で間接的に認めた。このことについては、たとえば、長谷川（2000）、319頁、東郷（2007）、180—182頁を参照のこと。

¹⁰⁷ 東郷（2007）、321頁。この経緯については、第4章で詳細に論ずることとする。

きた側面があり、ロシアにおける先行研究の議論の変化を考えるにあたり、このロシア側の妥協に関して規定されている同宣言に対する姿勢が重要となってくると考える。

このような条件下でロシアにおける「南クリルの問題」に関する文献・資料を分析した結果、ロシア国内で為されている議論は、「56年宣言」に対する態度、領土問題における日本への妥協に対する態度、「南クリルの問題」の政治的作為性に対する認識を分類指標とした場合、以下の三つに大別することが可能である。

一つ目の議論は、ソ連時代の公式論理と同様に「56年宣言」の法的意義を認めず、ソ連時代の「領土問題は解決済み」という論理を継承して日本との領土問題に一切妥協せず、日本政治における「北方領土問題」の政治的作為性についてのみ強調し、ロシアにおける「南クリルの問題」をめぐる政治的作為性には無自覚であるような議論である（以下、「先行研究 A」）¹⁰⁸。

二つ目の議論として、「56年宣言」の法的意義を一定程度認め、「領土問題は解決済み」とせず日本との領土問題の存在についても認めることでソ連時代の論理を乗り越えながらも、現在の国際政治の諸状況の中では日本との領土問題の妥協は不可能だとし、日本政治における「北方領土問題」の政治的作為性についてのみ強調し、ロシアにおける「南クリルの問題」をめぐる政治的作為性には無自覚であるような議論である（以下、「先行研究 B」）¹⁰⁹。

三つ目の議論としては、「56年宣言」の法的意義を積極的に認め、ソ連時代の論理を乗り越えることで「領土問題は解決済み」とせず日本との領土問題を妥協によって解決することを目指し、日本政治における「北方領土問題」の政治的作為性を指摘すると同時にロシアにおける「南クリルの問題」をめぐる政治的作為性についても十分に認識しているような議論である（以下、「先行研究 C」）¹¹⁰。

¹⁰⁸ かかる議論を展開するものとして、次の研究が挙げられる。V.V.アラージン（2005）『ロシアと日本：平和条約への見失われた道標—ロシア人からの88の質問への回答—最初の日露条約締結150周年を記念して』、ソツィウム（СОЦИУМ）。イーゴリ・ラティシェフ（1989）「アフナーシェフの無知」（木村汎編（1991）、54—56頁）。Елизаров Е.К. Курильские острова – оплот безопасности России на дальнем востоке // Патриотизм - один из решающих факторов безопасности Российского государства. М.: ИРИ РАН., 2006. С. 192 – 216, Латышев И. А. Путин и Япония. Будут ли уступки? 2000-2005. М.: Изд-во ЭКСМО, Изд-во Алгоритм, 2005. – 416 с, Русские Курилы: история и современность. Сборник документов по истории формирования русско-японской и Советско-японской границы. Изд.2-Е, расширенное и дополненное. М.: Алгоритм, 2002. – 256 с.

¹⁰⁹ かかる研究として、次のものが挙げられる。Pavliatenko, V., 2006, “The Difficult Road to Peace. On the 50th Anniversary of the Signing of the Joint Soviet-Japanese Declaration”, in *Far Eastern Affairs: A Russian Journal on China, Japan and Asia-Pacific a Region*, 34, 4, pp. 77-99. Кошкин А.А. Россия и Япония: Узлы противоречий. М.: Вече, 2010. – 480 с, Павлятенко В.Н. Некоторые размышления по поводу японской формулы “ни победителей, ни побежденных” // Партитура Второй мировой. Гроза на Востоке / Авт.-сост. А.А. Кошкин. М.: Вече, 2010. С. 344-367, Черевко К.Е. Можно ли решить проблему южной части Курил? // Япония 1995-1996. Ежегодник. М.: Ассоциация японоведов, 1996. С.206-213, Советско-японские отношения (декабрь 1941 — ноябрь 1942 г.) // Япония 1997-1998. Ежегодник. М.: Ассоциация японоведов, 1998. С.185-202, К вопросу о применении принципа законности в российско-японских отношениях // Япония 1998-1999. Ежегодник. М.: Ассоциация японоведов, 1999. С.227-238, Черевко К.Е., Кириченко А.А. Советско-японская война (9 августа - 2 сентября 1945г.) Рассекреченные архивы (предисловия, ход, последствия). М.: МППА “БИМПА”, 2006. – 320 с.

¹¹⁰ かかる先行研究として、次のものが挙げられる。ゲオルギー・クナーゼ（1990）「日ソ関係の未来をひらく」（木村汎編（1991）、105—117頁）。Александров П.А. (2004) 『雷のち晴れ—日露外交七年間の真実』(鈴木康雄訳) NHK 出版. Константин Салкинов (1990) 『時代への挑戦』(木村汎編（1991）、118—125頁）。Домитрий Трейнин (2012) 『ロシア新戦略—ユーラシアの大変動を読み解く』(河東哲夫、湯浅剛、小泉悠訳) 作品社. Казаков О.И., Кистанов В.О. Российско-японские отношения в первом

ソ連末期にゴルバチョフ政権が誕生して以降、旧来のソ連政府の公式論理に拘束されない自由な議論がある程度活発に行われることとなった。たとえば、ソ連における日ソ間の領土問題に関する 1980 年代末の多様な議論を木村汎らがまとめた資料集である『北方領土—ソ連の五つの選択肢』の中では、「返還不要論」24 件、「二島返還論」2 件、「二島返還プラスアルファ論」7 件、「四島返還論」10 件の記事・論文等が紹介されている¹¹¹。同資料集は、「北方領土に関するソ連の文献」を、「対日返還の島の数の見地から、すなわち、ゼロ島、二島、二島プラスアルファ、四島返還の順でくくった」¹¹²のものであるとされている¹¹³。本節では、ソ連・ロシアにおける議論の継続性ならびに専門家が果たすロシア社会における影響力という観点に着目し、ソ連末期のみならず現代ロシアにおいても「南クリルの問題」に関する議論を主導してきた専門家¹¹⁴の議論に焦点をあて、ロシアにおける先行研究の到達点と課題について考察する。その際、上記の資料集やソ連崩壊後のロシア連邦で出版された著書・研究論文を主要な分析資料として用いることとする。

「グラスノスチ」政策が進行していくにつれて、1988 年末から 1989 年前半にかけて、ソ連では、日本

десятилетия XXI века: движение вперёд или топтание на месте? // Япония наших дней. 2013. №3 (17). С. 10-60, Кузьминков В.В. Политика Японии на российском направлении в 2009-2013 гг. // Япония в поисках новой глобальной роли. М.: Вост. лит., 2014. С. 278-294, Панова А.Н. Россия и Япония: Становление и развитие отношений в конце XX начале XXI века (достижения, проблемы, перспективы). М.: Известия, 2007. – 312 с, Российский совет по международным делам. Современные российско-японские отношения и перспективы их развития. М.: РСМД, 2012, Территориальный вопрос в афро-азиатском мире / Под ред. Д.В. Стрельцова. М.: Издательство «Аспект Пресс», 2013. – 319 с, Чугров С.В. Социокультурное пространство и внешняя политика современной Японии. М.: ИМЭМО РАН, 2007. – 252 с, Роль групп интересов Японии в эволюции ее отношений с Россией // Россия глазами правящих элит и общественности стран Запада (сборник статей) / Отв. редактор - Н.В. Загладин. М.: ИМЭМО РАН, 2007. С.42-55.

¹¹¹ 木村汎編 (1991)、39–156 頁。

¹¹² 同上、5 頁。

¹¹³ 「島の数」での分類が必ずしも的確になされているとは言えない点、また、法律の一部を抜粋したり政治家の意見をごく簡単に紹介したりするような資料を含んでいる点から、この資料集で紹介されている資料だけでは十分とは言えない。たとえば、アレクセイ・ザゴルスキー (1990) 「氷は動きはじめてか」(木村汎編 (1991)、136–139 頁)、ワレリー・ザイツェフ (1990) 「日ソ関係—希望の日」(同、146–152 頁)、レオニード・ムレチン (1990) 「ペレストロイカは北方領土の問題の解決を促すか」(同、155–156 頁) といった資料は、「四島返還論」として紹介されているが、必ずしも「四島返還」を主張している資料とは言えない。

¹¹⁴ 本節では、そのような専門家として、主に以下の研究者を取り上げた。ワレリー・キスタノフ現ロシア科学アカデミー極東研究所日本研究センター所長 (2012 年開催のロシア国際問題評議会 (РСМД) での日本研究部門報告者)、アナトリー・コーシキン元ソ連共産党中央委員会国際部日本課主任 (現ロシア戦略策定センター上級研究員)、ソ連末期にソ連科学アカデミー世界経済国際関係研究所日本政治部長であったゲオルギー・クナーゼ元ロシア連邦外務次官 (現ロシア科学アカデミー世界経済国際関係研究所主任研究員)、ソ連崩壊後はロシア科学アカデミー東洋学研究所主任研究員として日ロ関係に関する数多くの著書を執筆したイーゴリ・ラトィシエフ元ソ連共産党機関紙「プラウダ」東京支局長、ヴィクトル・パヴリャチェンコロシア科学アカデミー極東研究所日本研究センター所長 (現同センター主任研究員、日ロ 21 世紀委員会委員、2012 年開催のロシア国際問題評議会 (РСМД) での日本研究部門報告者)、アレクサンドル・パノフ元ソ連外務省アジア太平洋局長・ロシア連邦外務省アジア太平洋地域担当外務次官・駐日本ロシア連邦特命全権大使 (現ロシア科学アカデミー米国・カナダ研究所主任研究員、2012 年開催のロシア国際問題評議会 (РСМД) 日本研究部門報告の報告者代表)、ソ連科学アカデミー・ロシア科学アカデミー東洋学研究所日本研究センター所長を務めたコンスタンチン・サルキソフ山梨学院大学名誉教授、ドミトリー・ストレリツォフ現モスクワ国際関係大学アジア・アフリカ学科長 (ロシア日本研究者協会会長、2012 年開催のロシア国際問題評議会 (РСМД) での日本研究部門報告者)、セルゲイ・チュグロフ・モスクワ国立国際関係大学 (MGIMO) 国際ジャーナリズム学科教授 (政治学研究誌「ボリス」編集長、2012 年開催のロシア国際問題評議会 (РСМД) での日本研究部門報告者)。

の政治家や研究者の主張がソ連外務省の月刊誌『国際生活』やソ連政府の機関誌「イズベスチヤ」に掲載されるという新しい動きが出てきた¹¹⁵。そして、そのような状況下、当時ソ連人民代議員でモスクワ歴史古文書大学学長であったユーリー・アフナーシェフは、1989年10月18日に東京で開催された「ペレストロイカの諸問題」をテーマとしたセミナーで、「歴史的現実としてのペレストロイカは、ソ連を支配してきた帝国体制の終わりを意味するものだ」と発言し、「ヤルタ協定をもとにして形作られた戦後時代の国際関係体制を解消しなければならない」と主張したとされている¹¹⁶。また、日ソ関係に関しては、「両国関係の発展の主たる障害は、ソ連政府の『非建設的な態度』であると述べ、とりわけ、ソ連政府がいわゆる『北方領土』に関する日本の要求を考慮しないことであると指摘した」¹¹⁷とされている。そして、同氏は、「両国関係の正常化と日ソ平和条約締結のために『クリール四島の対日返還』に賛成すると述べた」¹¹⁸とされ、1980年代末にはソ連の影響力のある政治家・知識人の中にも四島返還論者が現われてきたとすることができる。

そのような新たな考え方に対し、当時ソ連共産党機関紙「プラウダ」東京支局長を務めていたイーゴリ・ラトィシェフは、アフナーシェフが東京のセミナーで上記の発言をした2日後の1989年10月20日、「プラウダ」に「アフナーシェフの無知」¹¹⁹と題する反論文を掲載した。ラトィシェフは、アフナーシェフの「四島返還論」は、「ソ連に対する日本の不当な要求によってこじれた難問を快刀乱麻を断つごとくに解決し、日本政府の文書に必ず言及されるクリール列島の四島すべてを日本の政治家たちに気前よく『返還』する」¹²⁰のものであると批判し、そのような考え方が誤りである理由として、以下の諸点を挙げている。それは、争点となっている諸島を故郷と見なしているソ連人住民の同意を求めている点、争点となっている諸島がロシア人探検家によって「開拓」されたという歴史を考慮していない点、日本の軍国主義者たちが悪意をもってクリルを利用したという「事実」について無知である点、日本の領土要求は目的そのものではなく、日ソ関係を「凍結」状態におしとどめておくための口実に過ぎないことを知らない点であるとしている¹²¹。

一方、そのような保守派の議論に対し、当時ソ連科学アカデミー東洋学研究所日本研究センター所長であり、ソ連崩壊後はロシア科学アカデミー東洋学研究所の初代日本研究センター所長を務めたコンスタンチン・サルキソフは、「イズベスチヤ（1990年8月31日）」に掲載された「時代への挑戦」という論考の中で、「日ソ二国関係、その弱点、潜在的な可能性の体系を全く新しいコンセプトで考え直してみることが不可欠である。新しく生まれている現実を考慮に入れた新鮮なアプローチやアイデアが必要なのであ

¹¹⁵ 長谷川（2000）、153頁。

¹¹⁶ 木村汎編（1991）、134頁。

¹¹⁷ 同上。

¹¹⁸ 同上。

¹¹⁹ イーゴリ・ラトィシェフ（1989）「アフナーシェフの無知」（木村汎編（1991）、54-56頁）。

¹²⁰ 同上、55頁。

¹²¹ 同上。ラトィシェフは、さらに、日本の対ソ領土要求との関連で、次のようにアフナーシェフを批判している。「日本の諸政治団体が四島だけでなく、クリール列島すべてに関する要求をもち出し、なかでも右翼団体はサハリン南部をもミニマムとして要求していることが示すように、こうした（四島に関する）要求はこれで終わりというものでないことは、専門家には自明だが、（アフナーシェフはそのことについても）知らないのである。それでいて、（四島を）返すというのである」（同上）と。

る」¹²²と主張した。また、「日ソ両側における旧思考の惰性」という障害を除去し、「両国が極端な立場を拒否」することの必要性を訴えた¹²³。そして、「北方領土問題」に関する日本側の立場の弱い部分について指摘する¹²⁴と同時に、日本政治における「北方領土問題」の持つ意味についても認識しながら¹²⁵、領土問題の存在を公式には認めていなかったソ連政府の論理を批判し、次のように述べている。「ソ連側は、問題の存在を承認しようとしな。それというの、問題の存在の承認それ自体が、ソ連を弱い立場に立たせることになるかと心配しているのである。問題の存在を承認し、問題についての交渉を行おうとも、そのこと自体は、日本側の主張の正当性を認めることにはならない。長きにわたり、領土問題について言及することすら、わが国では反愛国主義的なことと見なされていた。しかし、論理的に言えば当事者の一方が問題を提起する限り、問題が存在することになるわけだ」¹²⁶と。

さらには、ソ連国内では公に言及されることのなかった「56年宣言」について、「日ソ関係を調整し、かつ日ソ両国の議会によって批准され、したがって両者にとり実行力をもつ唯一の法律文書」とし、領土問題の解決に関して具体的な提案を行うことには反対であるとしながらも、「私には何にもまして一九五六年すなわち、日ソ共同宣言が調印されたときの精神および文言へ戻るといふ考えが重要であると思われる。私は、これが前進するための良い基礎であると確信している」¹²⁷と述べている。その上で、1991年春に予定されているゴルバチョフ大統領の訪日を「歴史上初めてのわが国の元首訪日」であり「大事件」であると位置づけ¹²⁸、「当然、いかなる問題についても討議する用意がなくてはならない。それが、戦後の国境問題であれ、あるいは例えば日本の戦争捕虜の問題であっても、そうである」¹²⁹と主張している。

サルキソフの研究は、日ソ双方が硬直的な論理を乗り越える必要性を訴えながら、ソ連政府の公式見解である「領土問題は存在しない」との論理が成り立たないことを指摘している。その上で、「この問題を無視することによって、われわれは失うものがかえって多くなるのである」として、当時領土問題の存在を認めていなかったソ連政府の公式の論理を乗り越え、「南クリルの問題」に関するソ連政府の対日政策

¹²² コンスタンチン・サルキソフ（1990）「時代への挑戦」木村汎編（1991）、119頁。

¹²³ 同上、121-122頁。

¹²⁴ サルキソフは、「日本側もまた心理的な停滞状態に陥っている。論争の的となっている島々が真に日本の領土であり、この問題の解決が、すべての日ソ関係の発展と同じく、一括、無条件返還という条件によってのみ可能であると一貫して信じ込んでいる。その場合、国際法の議論が十分にはなされていない」（同上、122頁）と指摘している。

¹²⁵ このことについて、サルキソフは、「日本の全ての政党—イデオロギー的にはわが国の友党である日本社会党と日本共産党を含めて—は、この問題に関して統一戦線を張っており、日本国民から全権を委任された代表である日本の国会は、『北方領土返還』を支持する決議を数度も採択した。この問題を無視することによって、われわれは失うものがかえって多くなるのである」（同上、121頁）と指摘している。

¹²⁶ 同上。

¹²⁷ 同上、122頁。

¹²⁸ 同上、118頁。

¹²⁹ 同上、122頁。なお、ゴルバチョフ訪日との関連で、サルキソフは、領土問題交渉において日ソ両国がそれぞれ乗り越えなければならない交渉態度上の課題について、「もし日本側が、過去において幾度となくそうであったように、日ソ二国関係における進歩が、日本の領土要求を完全に満たすことにかかっており、日ソ首脳会談のすべてがこの観点から行われると直ちに宣言する誘惑に駆られるならば、戦術的にも心理的にも見込み違いとなるだろうことは間違いない。また、もしソ連側代表団が古い考え方をもちて東京を訪問する、もしくは領土問題があるがままに討議することを避けようと試みて、この問題を月並みな抽象的な議論に変えるか、さらに悪いことに古い議論で論ずるとするならば、これまたきっと成功しないだろう」（同上、124頁）と指摘している。

の誤りを指摘している研究であると言える。また、この研究は、平和条約締結後の歯舞・色丹の日本への引き渡しという具体的な妥協案が示されている「56年宣言」の法的意義を積極的に認め、同宣言を日ソ両国関係発展の基礎となるものであると位置づけることで、間接的にはあるが、ソ連側からの妥協の必要性について認識している点、そして日本側の「北方領土問題」に関する論理の脆弱性のみならず日本政治における「北方領土問題」の政治的な意味についても指摘することで、日本社会における政治的作為性の現実を客観的に認識している点に特徴がある。

ソ連末期の1991年4月にゴルバチョフ大統領が訪日するおよそ8か月前の1990年8月、当時世界経済国際関係研究所日本政治部長であり、ソ連崩壊直後にはロシア連邦外務次官として対日政策責任者を務めたゲオルギー・クナーゼは、『世界経済・国際関係 1990年8月号』に「日ソ関係の未来をひらく」という論文を発表した。この論文は、「56年宣言」締結によってサンフランシスコ講和条約の調印拒否というスターリン政策の深刻な誤りが部分的に修正されたとして、同宣言第9項に規定されている平和条約締結後の歯舞・色丹の日本への引き渡しを「正当」なものであると評価し、「60年対日覚書」を国際法違反であるとしている¹³⁰。また、「北方領土」返還要求運動の日本政府の作為性を指摘しながらも、それが「大衆的な広がりを見せている」運動であり、「北方領土問題」が「日本人の意識の中がっちり根を張った」問題であることを認めている¹³¹。そして、日本社会において同問題が果たす政治的機能の側面にまで踏み込みながら¹³²、日ソ関係の質的な好転を達成するためには、「日本人の要求の深さをはっきりと認識」し、「その要求に対し真剣に自己批判もいとわず接する態度」が必要であるとしているのである¹³³。さらに、事実上「56年宣言」を無効化したとされる「60年対日覚書」について、「われわれは、法律的な見地に立つと全く不法に自己の義務を破棄し、公的レベルにおいて過去に何度もそのことを確認し、大衆宣伝レベルにおいても弁明と正当化を繰り返してきた。危機が差し迫っていなかったのに、ソ連最高指導部は問題の本質追求に手を出さず、外交機関は砂漠を歩む隊商（キャラバン）のように既にプログラム化された道を進むだけだった」¹³⁴という評価を与えている。

このクナーゼの論文は、日本側からは、ソ連政府の対日政策を批判したものであり、ソ連時代の研究における硬直的な論理を乗り越えたものとして評価されている¹³⁵。同論文は、「60年対日覚書」を国際法違反であると批判し、「56年宣言」第9項の領土条項は正当なものであるとすることで、「56年宣言」の法的意義を積極的に認め、ソ連側から日本に対する妥協の必要性を訴えている点に特徴がある。また、日本

¹³⁰ ゲオルギー・クナーゼ（1990）「日ソ関係の未来をひらく」木村汎編（1991）、105－106頁。

¹³¹ 同上、108頁、114頁。

¹³² クナーゼは、「北方領土問題」が日本政治の中で果たす政治的機能について、「日本が世界政治における自己の現在の地位に不満を抱いていること、そしてそのような状況を本質的に改善したいという気持ちは、さまざまな状況の力を借りて、「北方領土」問題に集中されることになった。「北方領土」問題の解決は、日本の指導者たちにとり、自国が政治大国になることと結び付けていると述べても、必ずしも過言とはならないだろう」（同上、114頁）と指摘している。

¹³³ 同上、113－114頁。

¹³⁴ 同上、109頁。

¹³⁵ 木村汎は、クナーゼが、この論文の中で、「ブレジネフ＝グロムイコ時代に北方領土問題に関してソ連が行っていた強弁や、歴史的歪曲の多くを率直に改める勇気を示すとともに、彼のみならずソ連の“シンクタンク”に属する日本研究者たちによってそれまでの時点になされた最も柔軟な発言を集大成した」との評価を与えている。木村汎編（1991）、191頁。

政治における「北方領土問題」の政治的作為性を指摘すると同時に、「大衆宣伝レベルにおいても弁明と正当化を繰り返してきた」との表現を用いて、ソ連における「南クリルの問題」をめぐる政治的作為性についての認識を示す議論であると言える¹³⁶。

このように、ソ連末期、ソ連政府の政策形成に影響力を持つとされていたソ連科学アカデミー研究所の部長・所長の地位を持つ研究者の中から従来の議論には見られなかった新しい議論が出てきた。ソ連の先行研究における課題を乗り越えたそのような議論を代表するサルキソフやクナーゼの到達点として、以下の点が指摘できる。すなわち、「領土問題は存在しない」とのソ連政府の公式論理が成り立たないことを明らかにした点、「60年対日覚書」を否定して「56年宣言」の法的意義を積極的に認め、同宣言に基づく妥協の必要性を指摘している点、日本側の「北方領土問題」の政治的作為性のみならず日本社会において同問題が現実機能していることを客観的に認識している点、ソ連における「南クリルの問題」をめぐる政治的作為性の側面についても認識している点である。

それでは、ソ連崩壊後のロシアにおいて、「南クリルの問題」に関していかなる議論がなされてきたのであろうか。このことについて、以下、「56年宣言」や「領土問題における日本への妥協」に対していかなる態度を取り、「ロシア政治における『南クリルの問題』の政治的作為性」に関し認識しているかどうかという観点から「先行研究 A」、「先行研究 B」、「先行研究 C」の議論を整理し、ロシアにおける「南クリルの問題」に関する先行研究の到達点を確認したい。

ここまで見てきたように、1980年代末からソ連時代の硬直的な議論が相対化され、サルキソフやクナーゼといったロシア科学アカデミー研究所の研究者たちによって一定の到達点が達成された。しかしながら、ソ連崩壊後においても、「南クリルの問題」に関し、ソ連時代と同様、「56年宣言」を否定して日本との領土問題に関して妥協を認めない「先行研究 A」の議論は依然として一定の影響力を持ち続けている。

たとえば、ソ連時代には「ブラウダ」東京支局長を務め、ソ連崩壊後はロシア科学アカデミー東洋学研究所主任研究員として日ロ関係に関する数多くの著書を執筆したイーゴリ・ラトイシエフは、『Путин и Япония. Будут ли уступки? 2000-2005 (プーチンと日本—譲歩はなされるのか? 2000年—2005年)』の中で、「日露関係に関する東京宣言(1993年10月)(以下、「東京宣言」)」の「日本国とソ連邦との間のすべての条約その他の国際約束は日本国とロシア連邦との間で引き続き適用されることを確認する」¹³⁷との一文

¹³⁶ ソ連における政治的作為性との関連で、クナーゼは、さらに、「領土問題は存在していないのだから、対策はただ一つ、すなわち最大限の強硬さと非妥協性を持ち続けさえすればよいという意見に、ソビエト指導部は確信を深めた。完全な幻想(イリュージョン)の氷山ができあがってしまったのだ。冷たい大部分は水面下にあり。ものすごい大きさのために実際には動かない氷山である。ところが、最近になってようやくこの氷山が溶けだした。つまり、われわれは、日本による対ソ領土要求が日本の大衆の支持を得たもので、その一事をもってしてもこの要求を無視できないことをやっと悟るに至ったのだ。しかし、はじめに犯した過ちから多くの年月を経た今日、次の一步を踏み出すのは全く容易なことではない(同上、109頁)と指摘している。

¹³⁷ 日本国外務省、ロシア連邦外務省『日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集 2001年版』、6頁。なお、この一文が含まれる同宣言「2」の全文は、以下の通りである。「2 日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、両国関係における困難な過去の遺産は克服されなければならないとの認識を共有し、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題について真剣な交渉を行った。双方は、この問題を歴史的・法的事実に基づき、両国の間で合意の上作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決することにより平和条約を早期に締結するよう交渉を継続し、もって両国間の関係を完全に正常化すべきことに合意する。この関連で、日本国政府及びロシア連邦政府は、ロシア連邦がソ連邦と国家としての継続性

が、日本では、「領土問題におけるロシア大統領の重要な譲歩」として受け止められていることを指摘している¹³⁸。また、ラトシシェフは「56年宣言」・「60年対日覚書」について、「この文句は、例外なくあらゆる論評の中で、ロシア大統領が1956年共同宣言、すなわち、平和条約調印後に日本に歯舞と色丹を引き渡す約束を含む同宣言第9項の有効性を曖昧に認めたものとして解釈されている。彼の譲歩が真に意味することは、まさに1956年の宣言を認めることによって、エリツィンが、歯舞と色丹の引き渡しの約束を事実上無効化し、領土問題を實際上終焉させて両国間交渉の議事日程から除外した1960年のソ連政府の覚書を葬り去ったということだと思われる」¹³⁹と述べている。

さらに、「イルクーツク声明」で「56年宣言」が初めて日ロ間の合意文書の中に明記されたことに関して、「プーチン・森のイルクーツク会談の実際の結果が物語ったことは、両国間の領土問題を解決するための『基礎となる文書』としての1956年共同宣言を支持する立場へのロシア外務省指導部による回帰、日本人たちの圧力に対する我が国の明らかな譲歩であったということである」¹⁴⁰と主張する。そして、「60年対日覚書」を擁護し、「56年宣言」を否定する立場から、「この問題に詳しいロシア人愛国者の見解や出版物の中においてさえ、必要とされる堅固さや一貫性に欠けている。その中には、ソ連時代から今日まで変わらずにロシア外務省の指導者たちが日本との紛争においてロシアの国益を徹底的に守る能力があるとナイーブに信じ続けている人もいる。穏健な愛国主義者たちの中に存在するそのような見解の支持者たちは真実と向き合う勇気がなく、日本に対する小クリル諸島の譲歩というフルシチョフの弁明できない自発的な決断のひどい誤りに眼を向けたくないのである。そのため、この第9項は当時のソ連憲法に違反し、それゆえ、フルシチョフ時代に既にソ連政府によって退けられたものであるにもかかわらず、彼らは、1956年共同宣言第9項に対して融和的な態度で接しがちなのである」¹⁴¹と結論づけている。

ラトシシェフの議論は、「東京宣言」で「56年宣言」第9項の領土条項を曖昧ながらも認めて「60年対日覚書」を否定したことが領土問題におけるロシア大統領の重要な譲歩であるとし、ソ連時代と変わらずに「60年対日覚書」を擁護して「56年宣言」を否定している点が特徴的である。さらには、「イルクーツク声明」について、日ロ間の領土問題を解決するための「基礎となる文書」として1956年共同宣言を支持する立場へ戻ったことは、日本側からの圧力に対するロシア側の明らかな譲歩であったと主張し、ロシア外務省指導部はロシアの国益を守っていないと批判することで、日本との領土問題に妥協する必要性を認めない点に特徴があると言うことができる。

また、ラトシシェフを始めソ連の保守派の研究者は、『Русские Курилы: история и современность.

を有する同一の国家であり、日本国とソ連邦との間のすべての条約その他の国際約束は日本国とロシア連邦との間で引き続き適用されることを確認する。日本国政府及びロシア連邦政府は、また、これまで両国間の平和条約作業部会において建設的な対話が行われ、その成果の一つとして千九百九十二年九月に『日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集』が日露共同で発表されたことを想起する。日本国政府及びロシア連邦政府は、両国間で合意の上策定された枠組みの下で行われてきている前記の諸島に現に居住している住民と日本国の住民との間の相互訪問を一層円滑化することをはじめ、相互理解の増進へ向けた一連の措置を採ることに同意する」(同上、6-7頁)。

¹³⁸ Латышев И. А. Путин и Япония. Будут ли уступки? 2000-2005. М.: Изд-во ЭКСМО, Изд-во Алгоритм, 2005. С. 46.

¹³⁹ Там же. С. 46-47.

¹⁴⁰ Там же. С. 123.

¹⁴¹ Там же. С. 411-412.

Сборник документов по истории формирования русско-японской и Советско-японской границы (ロシアのクリル: 歴史と現代 ロ日・ソ日国境形成史に関する文書集)』の中で、ロ日間の領土問題交渉が行き詰まりであることからロシア指導部が今日抱えている困難な課題について、「故意に案出された『クナシルとイトゥルプの帰属に関する』問題についての議論を断絶することのみならず、過去 40 年間という期間の中で両国関係に生じた変化を考慮して、日本側が 1956 年宣言第 9 項の効力を廃止することを認めることである」¹⁴²と述べている。また、「1996 年のコースィレフの外相辞任とプリマコフの外相就任は日本との領土問題における外務省の立場に本質的な変化をもたらさなかった。この立場は曖昧なものであり続けたのである」¹⁴³とロシア外務省の対日政策を批判しているのである。そして、ソ連崩壊直後のロシアにおける「南クリルの問題」に対する世論について、「ロシア側が日本の領土要求を満たす用意があることを疑いなく確信して、日本政府は、1992 年、最大限可能な領土譲歩を獲得することを目的に、モスクワに対する外交圧力を強め始めた。しかしながら、その当時、東京の外交官たちは、日本の領土要求に穏健に対応するコースィレフ路線に対するロシアの愛国的な世論の抵抗力を過小評価していた。この抵抗は、ロシアで広範囲に広まっていき、多くの最高評議会議員や軍部、学界、愛国的組織を巻き込んでいった」¹⁴⁴と主張しているのである。

ここでの議論では、ロシア指導部が抱えている課題として、第 1 に、国後と択捉の帰属に関する問題についての議論を断絶すること、第 2 に、「56 年宣言」が調印されてから両国関係に発生した変化を考慮した上で、日本に同宣言第 9 項の効力を廃止することを認めさせることが挙げられ、ソ連時代と同様に「56 年宣言」を否定している。また、ロシア外務省の「曖昧」な対日政策を批判することで、日本との領土問題に妥協する必要性を認めていないのである。さらに、ソ連崩壊直後の 1992 年、日本政府が自らの領土要求をロシア側が満たす用意があることを確信し、最大限可能な領土譲歩を獲得するため、モスクワに対する外交圧力を強め始めたことを批判しながら、そのような日本側の要求に対する反応として、最高評議会議員や軍部、学界、愛国的組織などを含む「愛国的な世論の抵抗力」がロシア社会で広まったとの主張をしている。

一方、「2001 年から 2005 年にかけてのロシア連邦市民の愛国心養成」国家プログラムの援助で 2005 年に日本語で出版された『ロシアと日本：平和条約への見失われた道標—ロシア人からの 88 の質問への回答—最初の日露条約締結 150 周年を記念し』では、サンフランシスコ講和条約と「56 年宣言」との関係性について、「戦争状態の終結による正常化だけではなく、私たち両国間の関係の完全な(原文斜体—筆者)回復は両国間に平和だけではなく、善隣関係が確立した 1956 年 10 月 19 日からすでに半世紀にもわたって実現していることは広く知られています。その際、二国間平和条約の締結後、領土問題の解決すべき方法が双方が定めたことを強調しています。しかし、残念なことに、連合国と日本とのサンフランシスコ平和条約の第二条による、クリール列島のすべての権利、根権(「権原」の誤りだと思われる—筆者)

¹⁴² Русские Курилы: история и современность. Сборник документов по истории формирования русско-японской и Советско-японской границы. Изд.2-Е, расширенное и дополненное. М.: Алгоритм, 2002. С. 9.

¹⁴³ Там же. С. 159.

¹⁴⁴ Там же. С. 157-158.

と請求（「請求権」一筆者）を拒否した東京と矛盾してはならないこの条約の事実を日本側への考慮をせざに行われたことです¹⁴⁵との論理が展開されている。

ここでは、「56年宣言」の領土条項が、サンフランシスコ講和条約で日本がクリル諸島のすべての権利、権原及び請求権を放棄したと矛盾していることが主張されており、「56年宣言」の法的有効性を認めようとしていない点特徴的である。

そして、「2006年から2010年にかけてのロシア連邦市民の愛国心養成」国家プログラムの援助で2006年に出版された論文集『Патриотизм - один из решающих факторов безопасности Российского государства（愛国主義—ロシア国家の安全保障にとって決定的な要因の一つ）』に掲載されている論文「Курильские острова - оплот безопасности России на Дальнем Востоке（クリル諸島—極東におけるロシア安全保障の砦）」の中で、E.K.エリザロフは、「日本の立場は、もう少し後になって、1955年末から1956年初めにかけての時期に変わった。このことが意味することは、自らの国際的義務に違反する中で、日本がサンフランシスコ条約の規定を見直す道を歩み始めたということである」¹⁴⁶と主張する。そして彼は、「実際、サンフランシスコ条約にはクリル諸島が誰に引き渡されるのか示されていない。だが、このことが、日本がクリル諸島に対する『すべての権利、権原及び請求権』を放棄したことについて定めている同条約の規定に対して影響を与えるものであるかという疑問が生じる。答えは明快である。つまり、日本が引き合いに出す条約中の規定の欠如は、日本にクリルに対するいかなる権利も付与するものではない。日本はこれら諸島に対するすべての権利を放棄し、後になってそれらを請求する行為を行わないという義務を受け入れ、『条約は遵守されねばならない』という国際法の原則に基づいてこの義務を遂行しなければならない」¹⁴⁷と述べている。

その上で、エリザロフは、ロシア連邦はソ連の継承国家であり、ソ連邦最高会議幹部会による共同宣言の批准に関する法律は、「自らの領土の保全と不可侵性」を保障する「ロシア連邦憲法（1993年）」第4条第3項に矛盾するものであってはならないと指摘し、ロシア連邦政府がイルクーツク声明の中で領土問題における基礎的な文書であると法的に位置づけられた「56年宣言」領土条項を認めて歯舞・国後についてのみ対日譲歩をしたとしても、そのことはロシア連邦憲法との矛盾をもたらすことになる結論づけている¹⁴⁸。

このエリザロフの論文では、1955年末から1956年初めにかけて行われた日ソ国交回復交渉時に、自らの国際的義務に違反する中で日本がサンフランシスコ条約の規定を見直す道を歩み始めたとの主張がなされている。そして、サンフランシスコ講和条約ではクリル諸島の引き渡し先が明記されていないものの、そのことは、クリル諸島に対して日本がすべての権利、権原及び請求権を放棄したことに関する同条約の規定に影響を与えるものではなく、日本にクリルに対するいかなる権利も付与するものではないとされている。また、イルクーツク声明によって領土問題における基礎となる文書であると法的に認められた「56

¹⁴⁵ V.V.アラージン（2005）『ロシアと日本：平和条約への見失われた道標—ロシア人からの88の質問への回答—最初の日露条約締結150周年を記念し』ソツィウム（СОЦИУМ）、177頁。

¹⁴⁶ Елизаров Е.К. Курильские острова - оплот безопасности России на Дальнем Востоке // Патриотизм - один из решающих факторов безопасности Российского государства. М.: ИРИ РАН., 2006. С. 209.

¹⁴⁷ Там же.

¹⁴⁸ Там же. С. 212-213.

年宣言」の領土条項はロシア憲法に矛盾するものであるとして、同宣言の法的有効性を否定する議論が展開されている。

上記の「先行研究 A」の議論は、ソ連時代と変わらずに「60 年対日覚書」を擁護して「56 年宣言」を否定している点、日本と妥協による領土問題の解決を目指すロシア外務省を批判し、「56 年宣言」の領土条項である第 9 項の法的有効性を否定することで「領土問題は解決済み」というソ連政府の公式論理を継承しながら日本との領土問題に妥協する必要性を認めない点、日本側の「北方領土問題」の政治的作為性についてのみ強調し、ロシアにおける「南クリルの問題」をめぐる政治的作為性には無自覚であるような点に特徴があると言えよう。

次に、ソ連時代の論理を継承する上記の保守派の議論とは微妙に異なり、「56 年宣言」の法的意義を直接否定せずに日本との領土問題の存在について認めた上で、現時点では日本との領土問題の妥協は不可能だとする「先行研究 B」の議論を見てみよう。

キリル・チェレフコ、アレクセイ・キリチェンコは、『Советско-японская война (9 августа - 2 сентября 1945г.). Рассекреченные архивы (предистория, ход, последствия) (ソ日戦争 (1945 年 8 月 9 日—9 月 2 日) 機密解除された公文書 (前史、経過、結果)』の中で、サンフランシスコ講和条約との関連で、次のような議論を展開している。「サンフランシスコ講和条約 (第 8 条) に基づき、日本はいかなるものであっても『平和回復のため、あるいは平和回復との関連で連合国が取り決めた合意』を順守することが業務づけられた。つまり、この条約に関しては連合国の中には入っていないソ連のような国との合意についてもそのようなのである(第 25 条)。同様に、国連憲章 (第 103 条・第 107 条) によっても日本がヤルタ合意を認めることは必然的となったのである。こうして、この問題は、著しい程度、法律上 (de facto)、また、事実上 (de jure)、クリル諸島の範囲を規定する国際条例の中でのクリル諸島の定義に帰することになるのである」¹⁴⁹と。

かかるチェレフコとキリチェンコの議論の中では、サンフランシスコ講和条約第 8 条を根拠に、平和回復との関連で連合国が取り決めた合意を日本が順守することが業務となったとされ、同条約第 25 条を根拠に同条約に調印していないソ連との合意についても遵守することが義務づけられたと主張されている。また、国連憲章第 103 条・第 107 条によって日本が必然的にヤルタ合意を認めねばならなくなったとされ、「法律上 (de facto)」、「事実上 (de jure)」、クリル諸島がソ連に帰属するという議論が展開されている。すなわち、「60 年対日覚書」や「56 年宣言」には直接言及されていないものの、「56 年宣言」の領土条項の法的有効性に一定の疑問符をつけている議論であると言える。

ソ連時代にはソ連共産党中央委員会国際部日本課主任を務め、現在はロシア戦略策定センター上級研究員として日ロ関係の議論を主導しているアナトリー・コーシキンは、『Россия и Япония: Узлы противоречий (ロシアと日本: 対立の結び目)』の中で、ゴルバチョフが 1991 年 4 月に訪日した際に日本との領土問題を解決できなかったことについて、ゴルバチョフが日本からの融資を受けるために争点たる島々をめぐる取引を実行することができなかった理由の一つとしてエリツィンの立場があったとし、エリツィンが日本

¹⁴⁹ Черевко К.Е., Кириченко А.А. Советско-японская война (9 августа - 2 сентября 1945г.) Рассекреченные архивы (предисловия, ход, последствия). М.: МППА "БИМПА", 2006. С. 214.

政府との交渉の主導権を握ろうとしていたことによってゴルバチョフは領土問題を解決することが許されなかったとの議論を展開している¹⁵⁰。

その一方で、コーシキンは、「1993年秋のモスクワでの悲劇的事件の後に行われたエリツインの訪日では、既に領土問題の急進的で即座の解決はいかなるものであってもなされえなかったのである」¹⁵¹と主張している。その上で、エリツイン大統領が1993年10月の訪日時に日本との領土問題で妥協できなかったロシア政治上の背景について、「1993年のロシアの経済状況の複雑化は、エリツインに国民の気分を考慮することを余儀なくさせた。1993年7月、彼は日本のジャーナリストに以下の声明を出す必要に迫られた。『ロシアの国民にとって今は困難な時である。彼らに領土問題をさらに加えることになれば、ロシア国民は耐えられず、爆発してしまうであろう。日本からは拍手をもって見送ってもらったとしても、ロシアでは私のことを放っておかないであろう』」¹⁵²と説明しているのである。

そして、日本との領土問題交渉では、「外交的曖昧さや不明瞭な表現を避けること」、「本音を基盤とした会話をすること」、「ロシアが自国領土を譲る可能性がないことを明確に説明すること」が必要であるとし、プーチン大統領の「南クリル諸島を争点たる諸島とはみなさない」との声明はそのようなアプローチの一例であると主張している¹⁵³。同時に、同声明は、歯舞と色丹の「返還」ではなく善良な意思のジェスチャーとしての「引き渡し」の可能性について書かれている「56年宣言」の規定の範囲内であると、ロシア政府が50年前の「古い」同宣言の領土条項に戻ることに同意した場合でも、同条項が自動的に適用されることを意味しないと述べている。その理由としては、「56年宣言」締結以来、「200海里経済ゾーンにおける漁業」、「島々の大陸棚の鉱床の開発」、「軍事目的での島々の利用」などの問題について特別な議論を求める非常に重要な変化が発生したことを挙げている¹⁵⁴。その上で、領土問題の妥協の可能性について、両国の世論に肯定的な隣国像の意識を作り上げるため、政治的、貿易・経済的、文化的関係の発展の中で近年芽生えている傾向を効果的に利用することが賢明であると、*「相互理解」、「信頼」、「お互いの利益の尊重」、「善隣・互恵協力への日和見主義的でない誠実な志向」*が現れてきた時にはじめて、非常にデリケートで両国民の深い国民感情を揺さぶる領土問題の解決に新たなアイデアや肯定的変化が出てくる可能性がある¹⁵⁵と結論づけている。

このコーシキンの著書の中では、プーチン大統領の『南クリル諸島を争点たる諸島とはみなさない』という声明が、善良な意思のジェスチャーとしての歯舞と色丹の「引き渡し」の可能性について書かれている「56年宣言」の規定の範囲内であると主張することで、同宣言の法的有効性が一定程度は認められている。しかしながら、同時に、56年以来発生した様々な経済・資源・軍事上の変化を踏まえる必要があると主張し、「56年宣言」の領土条項は現時点で自動的に適用され得ないとの議論が展開され、同宣言の一部が否定されている。また、日本との領土問題の妥協に対しては、エリツイン・ゴルバチョフ間の対立関係やソ連崩壊直後のロシアの経済状況等を理由に領土問題が妥協によって解決され得なかったとの議

¹⁵⁰ Кошкин А.А. Россия и Япония: Узлы противоречий. М.: Вече, 2010. С. 369.

¹⁵¹ Там же. С. 372.

¹⁵² Там же. С. 371.

¹⁵³ Там же. С. 410.

¹⁵⁴ Там же.

¹⁵⁵ Там же.

論を展開しながら、日本との領土問題交渉では、外交的曖昧さや不明瞭な表現を避け、本音を基盤とした会話をし、ロシアが自国領土を譲る可能性がないことを明確に説明する必要があると主張し、両国民の深い国民感情を揺さぶる領土問題を解決するためには、政治的、貿易・経済的、文化的関係の発展を続けながら、相互理解や信頼、お互いの利益の尊重、善隣・互恵協力への誠実な志向を生み出す必要があると結論づけることで、現在の国際政治の諸状況の中では日本との領土問題の妥協は不可能であるという議論が展開されている。

一方、ロシア科学アカデミー極東研究所日本研究センター所長を務め、2012年開催のロシア国際問題評議会(PCMД)での日本研究部門報告者であり、現在は極東研究所日本研究センター主任研究員・日ロ21世紀委員会委員として日ロ関係の議論の主導者の一人であるヴィクトル・パヴリャチェンコは、「Некоторые размышления по поводу японской формулы "ни победителей, ни побежденных" (日本の綱領『勝者でも敗者でもなく』に関する一考察)」で、「56年宣言」について、「1956年10月19日にソ日共同宣言が調印され、日本の議会によって同宣言が批准されたことをもって、その当時のソ日間の最終的な妥協の達成を反映したと見られた質的に新しい状況が形成された。共同宣言第9項に基づき、日本は、事実上(de facto)、また、法律上(de jure)、ソ連が、サンフランシスコ条約第2条に従い、南クリル諸島に対して主権を行使する権利を認めたのである」¹⁵⁶としている。そして、冷戦期の米ソ対立の中でアメリカが日ソ間の領土問題に果たした役割について、「1956年のソ日宣言調印後、アメリカ合衆国の活性化する役割は全く持って明瞭なものとなった。それは、日本が領土要求を共同宣言の規定によって生じた可能性である小クリル諸島(シコタンとプロースキエ群島¹⁵⁷)に限定した場合、アメリカ合衆国は占領地沖縄を日本政府の行政管理の下に引き渡さないことになるとアメリカの政権が東京に公式に通知した瞬間であった。そのような立場は、戦後情勢の展開の新たな段階としてのリアル・ポリティクスを反映していた。つまり、日本の対ソ・対ロ領土要求は、多くの点で、冷戦期の超大国の闘争の結果の一つとなったのである」¹⁵⁸と述べている。

さらに、パヴリャチェンコは、「The Difficult Road to Peace. On the 50th Anniversary of the Signing of the Joint Soviet-Japanese Declaration (平和への困難な道程: ソ日共同宣言調印50周年に)」では、56年宣言が果たした法的意義について、「第一に最も重要なこととして、相互利益の性格を持つ両国間の平和ならびに二国間関係の発展と深化の基盤・基礎として半世紀の間共同宣言が役割を果たしたということにこそ永遠に積極的な意義が見いだされると思われる」¹⁵⁹と指摘している。そして、「宣言が遂行できなかったことは何か。宣言は、『参加者』の構成を変えることはできなかった。日本とロシアと並んで、アメリカ合

¹⁵⁶ Павлятенко В.Н. Некоторые размышления по поводу японской формулы "ни победителей, ни побежденных" // Партитура Второй мировой. Гроза на Востоке / Авт.-сост. А.А. Кошкин. М.: Вече, 2010. С. 348-349.

¹⁵⁷ パヴリャチェンコは、「イトウルプ・クナシル・シコタンと小群島であるプロースキエ(日本語で歯舞)」という表現を用いている。Там же. С. 347.

¹⁵⁸ Там же. С. 349-350.

¹⁵⁹ Pavliatenko, V., 2006, "The Difficult Road to Peace. On the 50th Anniversary of the Signing of the Joint Soviet-Japanese Declaration", in *Far Eastern Affairs: A Russian Journal on China, Japan and Asia-Pacific a Region*, 34, 4, p.94.

衆国は、今日まで、長く続く『紛争』に積極的な役割を果たし続けている¹⁶⁰とし、「ソ連崩壊後最初の数年間のロシア指導部の立場は、東京の領土要求に関する一貫性によって定まった。これは、交渉相手国への一撃となり、概して状況を混乱させたのである」¹⁶¹と主張する。その上で、「共同宣言は現在の現実にとりだけ見合うものであるか。こういった疑問は、条約や国際関係の法的な基礎が現在の歴史的時期の現実にとりだけ十分に対応すべきかということについて我々に考えることを余儀なくさせる」¹⁶²と結論づけているのである。

バヴリャチェンコの議論では、「56年宣言」の法的有効性は認めながらも、日本の国会が同宣言を批准したことにより、日本が、事実上 (de facto)、法律上 (de jure)、ロシアが南クリル諸島に対して主権を行使する権利を認めたという議論が展開されている。また、「56年宣言」が両国間の平和ならびに二国間関係の発展に半世紀の間果たしてきた役割を評価して同宣言の法的意義を認めながらも、同宣言が現在の現実に見合うものであるかが疑問視され、国際法は現実に十分に対応すべきであると主張することで「56年宣言」に一定の否定的評価がなされている。そして、日ソ間の領土問題にアメリカ合衆国が果たした積極的な役割が強調され、日本政府の一貫した領土要求によってソ連崩壊直後のロシア指導部の立場が決定されたとし、現在の国際政治の状況下では日本との領土問題の妥協は不可能であるという議論が展開されている。

このような「先行研究 B」の議論は、「56年宣言」の法的意義を一定程度認めながらも、同宣言領土条項について否定的な評価を下すことで「56年宣言」の一部が否定されている点、日本との領土問題の存在について認めることでソ連時代の論理を乗り越えながらも、現在の国際政治の諸状況の中では日本との領土問題の妥協は不可能とする点、「南クリルの問題」をアメリカの関与という文脈の中に位置づける点、ロシアにおける「南クリルの問題」をめぐる政治的作為性には特に言及がない点に特徴があると言える。

最後に、「56年宣言」の法的意義を積極的に認め、日本との領土問題は妥協によって解決することが可能であるとするような「先行研究 C」の議論を整理する。

まず、2012年開催のロシア国際問題評議会 (PCMD) での日本研究部門報告者であり、現在モスクワ国際関係大学アジア・アフリカ学科長・ロシア日本研究者協会会長として日ロ関係の議論を主導するドミトリー・ストレリツォフは、『Территориальный вопрос в афро-азиатском мире (アジア・アフリカ世界における領土問題)』の中で、「宣言が批准手続きを通過したという事実が指し示すことは、国際法文書としての、また、調印国により遂行する義務をもったものとしての共同宣言の地位である」¹⁶³と「56年宣言」の法的意義について認めている。同時に、同宣言と争点となっている諸島の主権の帰属との関わりについて、「ロシア側が強調することは、日本は、まさに1956年の宣言に調印したことにより、領土の範囲においてその時存在していたステータスクオを法的に認めたことになる。多くの法律家が指摘しているように、所有しているもののみ引き渡すことが可能となるので、この文書に日本の代表が調印したことは、島々

¹⁶⁰ *Ibid.*

¹⁶¹ *Ibid.*

¹⁶² *Ibid.*, p.95.

¹⁶³ Территориальный вопрос в афро-азиатском мире / Под ред. Д.В. Стрельцова. М.: ЗАО Издательство "Аспект Пресс", 2013. С. 57.

に対する主権がソ連に帰属するという事実を日本が間接的に認めたということを意味する」¹⁶⁴と述べている。

このストレリツォフの議論では、日本が「56年宣言」に調印したことで争点たる島々に対する主権がソ連に帰属するという事実を日本が間接的に認めたとの法律家の指摘が言及されながらも、同宣言が批准手続きを通過したという事実は、調印国により遂行する義務のある国際法文書としての共同宣言の地位を指し示しているとして、同宣言の法的意義が積極的に認められている点に特徴がある。

一方、ソ連時代はソ連外務省アジア太平洋局長として、ソ連崩壊後はロシア連邦外務省アジア太平洋地域担当外務次官・駐日本ロシア連邦特命全権大使として日ロ間の領土交渉に直接携わり、2012年開催のロシア国際問題評議会(PSMD)日本研究部門報告では報告者代表を務め、現在はロシア科学アカデミー米国・カナダ研究所主任研究員として日ロ関係に関する議論を主導するアレクサンドル・パノフは、『Россия и Япония: Становление и развитие отношений в конце XX начале XXI века (достижения, проблемы, перспективы) (ロシアと日本—20世紀末から21世紀初頭の関係の形成と発展(成果、問題、展望))』の中で、ソ連における東洋学研究について、「モスクワで『東洋のこと』に従事することは好まれていなかった。アジア太平洋諸国の指導者との接触は、例外を除けばほとんど行われなかった」¹⁶⁵と指摘する。また、ソ連時代の対日政策の問題点について、「イデオロギー化された抑圧的なアプローチが『東洋政策』の基礎を形成していた：強調は、アジアの社会主義諸国との兄弟的關係の発展におかれ、地域のその他の諸国の大部分との関係は実質的に無視されていた。一方、そのようなアプローチが客観的な現実の力の中で適用されえなかった、特に中国や日本といった国々については、常に彼らの注意を極東における増大するソ連軍のプレゼンスへとひきつけながら対処することで十分とみなされていた」¹⁶⁶と述べている。

そして、「そのような政策の例は数多くある。敗戦国日本との戦後の問題を調整したサンフランシスコ講和条約に調印することを1951年に拒否したソ連がこうむった政治的損失が良く知られている。言うまでもなく、ソ連には、日本との条約の記載内容についてのみならず、サンフランシスコ講和会議の進行の仕方についても満足することができなかった十分に重みのある根拠が存在していた。しかしながら、ソ連指導部、特にI.V.スターリンによって犯された極東に関する戦略的状況の分析における誤りがなかったら、すなわち、まず第一に、共産党中国の内戦での勝利の結果としての極東における状況の根本的な変化への確信的期待や北朝鮮の韓国との戦争における迅速な成功への期待がなかったら、条約の記載内容は別のものになり得、サンフランシスコ講和会議は異なった形態のものとなり得たのである」¹⁶⁷と言うのである。同条約の問題点については、「ソ連が調印しなかった1951年9月8日に発効された日本とのサンフランシスコ講和条約において、クリル諸島とサハリン南部へのすべての権利・権原・請求権を日本が放棄したことが規定されたが、それら領土がいかなる国に移管されるべきなのかということに関する指示はなされて

¹⁶⁴ Там же. С. 56.

¹⁶⁵ Панов. Россия и Япония. С. 10.

¹⁶⁶ Там же. С. 10-11.

¹⁶⁷ Там же. С. 11.

いない」¹⁶⁸と述べている。

さらに、パノフは、「60年対日覚書」について、「単純かつ表面的な日本への態度、極東における情勢の発展に対するバランスの取れた戦略的視点の欠如、日本における共産主義・極左運動の役割に対する明確な過剰評価は、日米安全保障条約の調印・批准が迫っていた1960年におけるN.S.フルシチョフとソ連指導部の行為を大いに説明するものである」¹⁶⁹と主張している。その上で、「56年宣言」を、「その内容と形式において、完全なる国家間の条約という特徴を持つ」¹⁷⁰ものと位置づけ、「同宣言は、ソ連最高評議会と日本の国会という両国の最高立法機関によって批准されたものであった。1969年のウィーン条約の定義によると条約の具体的名称（この場合は「宣言」）は意味を持たないとされている。それゆえ、1956年宣言の法的地位は、条約法の規範を規制している」¹⁷¹と同宣言の法的意義を認めている。

その上で、パノフは、1955年から56年にかけて行われた日ソ国交回復交渉の結果としての「56年宣言」が果たした役割について、「両国間の相互合意の最終的な結果として、1956年10月19日のソ日共同宣言の調印により、平和条約の締結なくしてソ日関係は正常化され、同宣言に基づき、両国間において戦争状態は終結され、外交・領事関係は回復された」¹⁷²と結論づけている。かくて、パノフは、同交渉での日ソ両国の領土問題に関する主張について、「1955年から56年にかけて行われた戦後の両国関係の正常化と平和条約締結に関するソ連と日本の交渉が、その領土条項に関する両者の立場の明確な差異により、条約の調印に到達することはなかった。日本側は、クナシル・イトウルプ・シコタン・ハボマイの日本への「返還」を主張し、サハリン南部とその他のクリル諸島の帰属に関する問題については、ソ連と日本を含む連合国列強間で解決することを提案した。ソ連側は、シコタン・ハボマイの日本への引き渡しに同意し、この譲歩でもってソ日間の国境を条約で規定することを提案した」¹⁷³と整理しているのである。

このパノフの著書の中では、ソ連時代の対日政策の問題点が指摘され、ソ連がサンフランシスコ講和条約を調印しなかった歴史的事実について率直な批判が展開されている。特にサンフランシスコ講和条約については、同条約では日本がクリル諸島とサハリン南部へのすべての権利・権原・請求権を放棄したことが規定されている一方、それら領土が移管されるべき国に関する規定は存在しないとの評価がなされ、日ロ間に法的な国境線が存在していないことが重視されており、ロシア側立場の法的脆弱性について指摘している点に特徴がある。

また、フルシチョフが「60年対日覚書」を出した背景としてソ連指導部の数々の問題を指摘することで、同覚書の価値が否定されている。同時に、「56年宣言」について、1969年のウィーン条約の定義を採用しながら、同宣言の法的地位は条約法の規範を規制しているとし、同宣言は両国の最高立法機関によって批准されたものであり、その内容と形式において完全なる国家間の条約という特徴を持つものであると結論づけている。つまり、ここでは、「56年宣言」の法的意義について積極的に認めることで、同宣言の領土条項に基づく妥協の結果としての国境線画定の必要性は排除されていないのである。

¹⁶⁸ Там же. С. 42.

¹⁶⁹ Там же. С. 12.

¹⁷⁰ Там же.

¹⁷¹ Там же.

¹⁷² Там же. С. 43.

¹⁷³ Там же.

そして、2012年開催のロシア国際問題評議会（РСМД）での日本研究部門報告者であり、現在モスクワ国立国際関係大学（MGIMO）国際ジャーナリズム学科教授・政治学研究誌「ボリス」編集長を務め、日ロ関係に関する議論の主導者の一人であるセルゲイ・チュグロフは、『Социокультурное пространство и внешняя политика современной Японии（現代日本の社会文化空間と対外政策）』の中で、日ロの経済的・政治的関係は両国間の領土問題によって発展を阻まれ、二国間関係の悪さは領土問題の結果であるとの多くの研究者たちの主張は「既に陳腐な決まり文句となった」と指摘している¹⁷⁴。その上で、「先行研究 B」で紹介したキリル・チェレフコについて、「チェレフコ氏は特に、例えば国際裁判所を通して、島々は疑いなく法的にロシアに帰属しているのだと東京を納得させればその他の問題はすべて消え去ると考えている。この目的で彼は様々な政治的・法的手落ちを、ロシアには領土問題において重要な切り札があることを証明し得るような日本側の立論の中に見出している。その上、この学者は、歴史家としての、珍しい外交文書や地図の鑑識家としての自らの長年の経験すべてを、不本意にも問題の本質から離れながら、細々とした些細なことや公的な議論の探求に浪費している」¹⁷⁵と述べ、チェレフコの議論がロシア側の主張のみに基づいた、学問的な客観性よりは研究者の政治的な立場性に比重がおかれたものであると批判している。

また、日ロ両国関係が十分に良好なものではない理由として両国間の「不信」の存在を指摘し、「島々の要因」は十分に本質的な要因であるとはしながらも、日ロの政治プロセスの相互依存にネガティブな影響を与えている「病気」の原因について、日ロ両国民の歴史的記憶の問題があるとする¹⁷⁶。そのような問題のうち、日本人の歴史的記憶について、チュグロフは、「日本人のロシアに対する警戒的かつ不信的態度は特殊な歴史から生まれた。それはそもそも、多くの日本人が見做しているように、『小さな日本』を『突如襲う』かもしれないロシアの大きさと予測不可能性に対するイメージに基づいている」¹⁷⁷と述べ、日本人のロシアに関する歴史的記憶として、具体的に、次の諸事件を指摘している。すなわち、19世紀終わりの満州でのロシアのプレゼンスに起因する日本の国益への脅威、日清戦争後「中国の領土保全維持」を口実としたロ独仏の要求による日本の遼東半島への請求権放棄、1897年～1903年にかけて建設された中国東部鉄道（КВЖД）の脅威、ロシアの旅順港の租借権獲得と義和団事件の過程における1900年のロシア軍部隊の満州入り、1945年8月の中立条約を違反した形でのソ連の対日参戦、シベリアでの60万人を超える日本人戦争捕虜の抑留である¹⁷⁸。

他方、ロシア人の歴史的記憶については、「モスクワにとってこの地域は常に『極東＝遠い東』として

¹⁷⁴ Чугров. Социокультурное пространство и внешняя политика современной Японии. С. 127-128.

¹⁷⁵ Там же. С. 128.

¹⁷⁶ Там же. С. 119.

¹⁷⁷ Там же.

¹⁷⁸ Там же. チュグロフは、さらに、日本人の「ロシア観」について、以下の指摘をしている。「概して、社会主義国家の存在は、予測不能な行動を取る『熊』—自分の冬眠用の穴の中で定期的に寝がえりを打って方向を変え始めた熊—との近隣関係のようなものとして日本人に見做された。日本人によるとその『熊』は、どうやら今日まで寝がえりを打ち続けているようである。ロシアはつい最近まで仮想敵と考えられていた。我々両国は北東アジアで隣り合っているにも関わらず、日本人はロシアをむしろヨーロッパの国、つまりは遠い国家と見做す傾向がある。日本語には『裏の日本』という表現が存在するが、裏が指し示す方向はロシアの方向である。即ち、日本はアメリカを向いているのであり、ロシアへは振り返るといって格好なのである」(Там же) と。

受け止められている。日本側にとっては東京の近くに位置しているのであれば『遠い』と名付けることは出来まい。しかしながらモスクワにとってそれは心理的に『遠い』もので、重苦しい歴史を背負っている」と述べ、ロシア人の日本に関する歴史的記憶として、1905年の「屈辱的な」敗北、内戦の過程での日本の極東への干渉、1938年のハサン湖事件、1939年のハルビンゴール川事件、1945年のソ連の対日参戦という諸事件を挙げている¹⁷⁹。そして、スターリンのプロパガンダは日本の挑発によって首尾よく正当化され、集中的に世論を加工した数10年間は決定的な役割を果たし、「サムライ」という言葉は現在に至るまでロシアの大衆意識の中でネガティブな感情を引き起こしていること、世論調査によるとロシア国民の圧倒的多数は争点たる諸島が1945年まで一度もロシアもしくはソ連に帰属したことがなかったということを知らないでいることを指摘している¹⁸⁰。

さらに、チュグロフは、日本国民にとっての「北方領土問題」の意味と日本政治における政治的作為性について、「日本人にとって典型的な感情的知覚に基づくステレオタイプから国民意識が自由になるのには非常に長い時間がかかる。加えて、領土問題の存在は、アメリカの方を向いている日本のエスタブリッシュメントの一部によって、意識的に利用されているように思われる。今や日本では、徐々に、感情的なムードはよりプラグマティックなものに取って代わられている。それにもかかわらず、まるで日ロ関係における懐疑心と警戒心が全く消えてなくなったかのように主張することは軽率であろう。ロシアの経済改革の過程で現れてきた新しいレリアは、多くの日本人に警戒心、時には驚愕の念を呼び起こしている。このようなネガティブな感情は歴史的記憶の要因の作用を強化するが、歴史的記憶の要因こそが、日本人にロシアを宿命論的な無関心で眺めさせながら、ロシアと日本の政治プロセスの随伴性のチャンスを急激に減少させるのである」¹⁸¹とする議論を展開している。

このこととの関連で、チュグロフは、領土問題は、日本国民の大部分にとって慢性化した感情的な問題であり、争点となっている諸島が消えてなくなっても日ロ両国の相互関係から不信が消え去り日本の投資家たちが従来よりも積極的にロシア市場に入って来ることはないと主張し、「恐らく、領土問題は、より緊密な協力をするリスクを取らないための根拠のある理由として利用されている」と指摘している¹⁸²。

その上で、ロシアにおける政治的作為性について、「ロシア国民の大部分は、南クリルが第二次世界大戦終結後、ソ連に『公正に戻ってきた』ということを実条件に確信している。十分な不屈さと率直さをもって、専門的な刊行物のみならず、十分に高いレベルで、これら四島は1945年まで、如何なる国際法文書を照らし合わせても、ロシアあるいはソ連に帰属したことは一度もなかった、ということ認めなければならないであろう」¹⁸³と主張しているのである。

そして、チュグロフは、強制的に移住させられた島々の先住民族であるアイヌの人々の思いや傷付けられた正義感を考慮する必要があるものの、1945年以降争点たる島々で生まれてそこを自分の故郷だと見做しているロシアの第二世代・第三世代の住民の感情に目をつぶることは出来ないとし、日本に島々を無

¹⁷⁹ Там же.

¹⁸⁰ Там же.

¹⁸¹ Там же. С. 120.

¹⁸² Там же. С. 138-139.

¹⁸³ Там же. С. 139.

条件に引き渡すことが政治的神話の部類に入っているということは明らかであるとした上で、中間的な選択肢こそ日ロ双方が共通の言葉を捜し出す手助けとなり得ると指摘している¹⁸⁴。日ロ両国間の領土問題をめぐる政治的作為性については、ロシア指導部が既に日本に「北方領土」を引き渡すことに同意して今は引き渡しのための都合のよい形式を探しているだけであるとの認識は日本における政治的神話であり、まるで日本が領土問題を棚上げして平和条約締結と無条件の協力深化に向かうことに既に同意しているという考えはロシアにおける思い違いであるとし、そのような思い違いに固執してはならず、問題を複雑化させる法的なゲームに従事してはならないと主張しつつ、双方に問題を解決する政治的な意志や十分な関心がないのであれば、あらゆるレベルで対話を活性化させ、全方向へ一歩ずつ綿密に関係を発展させながら、双方で定着した政治的神話から離れ出る準備をしなければならないと結論づけている¹⁸⁵。

このように、チュグロフの研究では、チェレフコを批判しながら、日ロ間の領土問題は日ロ両国による妥協を基盤にしてのみ解決可能であるとされ、日ロ双方が共同作業を通して妥協の方向へ世論を導いていくことが重要であると主張されている。また、領土問題の存在はアメリカの方を向いている日本のエスタブリッシュメントの一部によって意識的に利用されている点、領土問題はロシアとより緊密な協力をするリスクを取らないための根拠のある理由として利用されている点が指摘され、日本社会における「北方領土問題」をめぐる政治的作為性について言及されている。特に、ロシアにおける政治的作為性については、スターリンのプロパガンダは日本の挑発によって首尾よく正当化され、数 10 年間にわたる集中的な世論の加工は決定的な役割を果たし、「サムライ」という言葉は現在に至るまでロシアの大衆意識の中でネガティブな感情を引き起こしている点、世論調査によるとロシア国民の圧倒的多数は争点たる諸島が 1945 年まで一度もロシアもしくはソ連に帰属したことがなかったということを知らないでいる点が指摘されているのである。そして、ロシア指導部は既に日本に「北方領土」を引き渡すことに同意して現在引き渡しのための都合のよい形式を探しているだけであるとの認識は日本における「政治的神話」であり、ロシアにおけるそのような思い違いは日本が領土問題を「棚上げ」して平和条約締結と無条件の協力深化に向かうことに既に同意しているという考えであるとし、日ロ両国における「政治的神話」の存在が指摘され、ロシアにおける「南クリルの問題」をめぐる政治的作為性の側面について一定の認識が客観的に示されている。

上記の「先行研究 C」の議論は、ソ連政府の政策上の誤りを率直に批判することでソ連時代の公式論理を乗り越え、「56 年宣言」の法的意義を積極的に認め、日本との領土問題は同宣言を基礎に妥協できるとする点、日本政治における「北方領土問題」の政治的作為性についてのみならず、ロシアにおける「南クリルの問題」をめぐる政治的作為性についても十分に認識しているような点に特徴があったと言える。

それでは、ソ連末期から現代ロシアにおけるロシア側先行研究から言えることは何か。まず第 1 に、ソ連末期の 1980 年代末に、「先行研究 C」に属するサルキソフやクナーゼといったロシア科学アカデミー研究所の研究者たちにより、「領土問題は存在しない」というソ連時代の硬直的な議論が相対化され、ソ連における「南クリルの問題」に関する新たな議論の特徴として以下の諸点が出てきたことが指摘できる。

¹⁸⁴ Там же.

¹⁸⁵ Там же.

すなわち、「60年対日覚書」の否定、「56年宣言」の法的意義の確認、同宣言に基づく妥協の必要性の指摘、日本側の「北方領土問題」の政治的作為性のみならず日本社会における同問題の現実的機能に対する客観的認識、ソ連における「南クリルの問題」をめぐる政治的作為性の側面への認識である。

一方で、ソ連崩壊後も一定の影響を持ち続けているラトィシエフ等の研究が代表する「先行研究 A」の議論は、「60年対日覚書」の擁護ならびに「56年宣言第9項」の否定、妥協による日本との領土問題の解決の否定、日本側の「北方領土問題」の政治的作為性の強調、ロシアにおける「南クリルの問題」をめぐる政治的作為性の無視、という諸点に特徴があるものであった。

そのようなソ連時代の論理が依然として踏襲され続けている「先行研究 A」の議論は、「56年宣言」の法的意義を一定程度認め、日本との領土問題の存在についても認めながら特定の条件下での妥協による領土問題の解決の可能性を必ずしも否定しない「先行研究 B」の議論により、一定程度乗り越えられたと行うことができる。だが、コーシキンやパヴリャチェンコの研究が代表するそうした議論では、「56年宣言」の領土条項について否定的な評価が下されることで同宣言の法的意義の一部が否定され、日ロ間の領土問題の存在について認めることでソ連時代の論理を乗り越えながらも、現時点での国際政治の諸状況の制約下では日本との領土問題の妥協による解決は不可能とし、ロシア政治における「南クリルの問題」をめぐる政治的作為性は特に言及されていない。

そして、ソ連崩壊後のロシア連邦でストレリツォフやパノフ、チュグロフによって展開された「先行研究 C」の議論は、「56年宣言」の法的意義を積極的に認めて日本との領土問題は同宣言を基礎に妥協できるとしたことで「先行研究 A」、「先行研究 B」の問題点を乗り越え、ソ連政府の政策上の誤りを率直かつ具体的に批判しつつ、日本における「北方領土問題」の政治的作為性のみならずロシア政治における「南クリルの問題」をめぐる政治的作為性についても十分に認識し論及することでソ連末期における「先行研究 C」の議論を発展させた議論であると言うことができよう。したがって、ソ連政府の政策上の誤りを認めた上でソ連時代の論理を乗り越え、日ロ両国の妥協に基づく領土問題の解決を主張するサルキンソフやクナーゼ、ストレリツォフ、パノフ、チュグロフの議論は、現代ロシアにおける「南クリルの問題」に関する研究の一定の到達点を示すものと考えられる。

ここで、上記の到達点を踏まえ、「南クリルの問題」に関するロシア側先行研究の課題を指摘し、その課題を乗り越えるための新たな分析視角を提示したい。

「先行研究 A」、「先行研究 B」は、ソ連時代の論理をそのまま踏襲しているかどうかという点で差異はあるものの、いずれも、日本との領土問題の妥協による解決を可能であるとはせず、ロシア政治における「南クリルの問題」をめぐる政治的作為性についての認識を看取することができない議論であり、ロシア側の主張の正当性を前提にした分析が少なくなく、学問的な客観性よりはむしろ政治的な立場性に比重がおかれた研究であり、そのような研究は、ロシア国内の「ナショナリズム」の昂揚に利用される可能性を持つものであると言うことができる。

だが、これまでの分析で明らかになったように、ロシア政府の対日政策や領土問題に関する主張の正当性を客観的に分析し、ロシアにおける「南クリルの問題」をめぐる政治的作為性の側面についても一定の認識が客観的に示されている「先行研究 C」によって、そのような議論は乗り越えられつつある状況が存

在している。しかしながら、チュグロフの研究の中では両国における「政治的神話」の側面が存在していることが指摘されているものの、そこでの「政治的神話」は、単に「思い違い」、「実際には存在していない、事実とは異なる政治的架空物」、「虚構」のようなものとして使用されている。また、チュグロフによる『『北方領土』問題とは、マスメディアの助けと共に一部の日本国民の意識の中で時として人為的に温められるような、特に情報の問題である、との仮説を提起することができる』¹⁸⁶との主張からして、「先行研究C」の議論は、ロシアにおける「南クリルの問題」の政治的イデオロギー性に焦点があてられた研究であるとは言えない。それゆえ、従来のロシア側先行研究では、「南クリルの問題」の政治的な意味は明らかにされず、ロシア政治において同問題が果たす政治的機能にまで踏み込んだ研究は弱かったと言えることができる。

したがって、ロシアにおける先行研究の課題を乗り越えるためには、ロシア政府による政治的作為性という分析視角から、ロシア政治において「南クリルの問題」が果たす政治的機能を軸とした分析を行う必要があると考える。

小括

以上の分析から言えることは何か。第1に、日本における「北方領土問題」に関する先行研究については、「北方領土問題」が政治的に創り上げられた概念であることを十分認識して日本政治における同問題の政治的イデオロギー性という観点に着目した上での研究が存在するものの、ロシア側の視点を踏まえて「北方領土問題」の政治的作為性を軸に分析する研究は必ずしも十分ではなかったということである。ここから、「北方領土問題」を分析するにあたり、「ロシアから見た『北方領土問題』」という観点を踏まえた上で、政治的作為性に焦点をあてることの重要性が看取される。

第2に、「南クリルの問題」に関するロシア側の先行研究は、日ロ間の領土問題をめぐる両国の政治的作為性を認識する研究はあっても、「南クリルの問題」の政治的な意味やロシア政治において同問題が果たす政治的機能に焦点をあてた研究は十分でなかったということである。それゆえ、「南クリルの問題」を議論するためには、ロシア政府による政治的作為性という分析視角から、ロシア政治の中で「南クリルの問題」がいかなる政治的機能を果たしているかという点を軸とした分析が必要となる。

ここで、日本とロシア以外で、日ロ間の領土問題に関して政治的作為性を軸にした議論の到達点について補足しておく。日本政治における「北方領土問題」の政治的作為性を認識した研究としては、日ソ国交回復交渉を事例に「戦後日本の外交政策形成の政治的仕組み」を論じたアメリカの政治学者 D.C.ヘルマン¹⁸⁷や主に 1960 年の日米安保改定時の「政治危機」以後の日本の外交政策決定過程を詳細に分析したアメリカの政治学者 F.C.ラングドン¹⁸⁸の研究が存在する。さらには、上記の分析との関連から注目すべき研究として、言説分析を用いた構成主義的なアプローチから、日本政治における「北方領土問題」の政治的イデオロギー性を主題として扱ったイスラエルの政治学者であるアレクサンダー・ブフの研究が存在する。

¹⁸⁶ Чугров. Социокультурное пространство и внешняя политика современной Японии. С. 128.

¹⁸⁷ D.C.ヘルマン (1970)『日本の政治と外交—日ソ平和交渉の分析』(渡辺昭夫訳)中公新書。

¹⁸⁸ F.C.ラングドン (1976)『戦後の日本外交—池田時代・佐藤時代・その後』(福田茂夫監訳)ミネルヴァ書房。「北方領土問題」の政治的作為性に関しては、特に、181—186 頁を参照のこと。

ブフは、「Constructing Japan's 'Northern Territories': Domestic Actors, Interests, and the Symbolism of the Disputed Islands (日本の「北方領土」を構成する：国内アクター、利益、論争の島々の象徴化)」の中で、領土問題の形成期に焦点をあて、国内アクターによってソ連に占領されている島々に付け加えられた様々な象徴的な意味を検証することで、国民的使命としての「北方領土」という観念が誕生する過程を考察する必要性について指摘し、「現在知られている『北方領土』という観念の形成と制度化について、国内アクター間の複雑な権力関係の中で辿ることができる。そのアクターの中には、領土の返還を最終的な目標と理解した者はいなかった」¹⁸⁹と主張している。また、すべてのアクターはソ連に占領されている島々の全面的あるいは部分的返還を求めているものの、各アクターが付与していた象徴的な価値は大きく異なっていたと述べ、「北方領土問題」が日本政治における社会主義者と保守派の対立状況の中で自民党によって「膨大な行政的・経済的資源」を背景に利用され、後に「四島返還」が全国的キャンペーンとなっていく中で、「北方領土」という観念が国内的言説において確立されていったことを指摘している¹⁹⁰。

また、ブフは、「Identity, Foreign Policy and the 'Other': Japan's 'Russia' (アイデンティティ、外交政策、「他者」：日本の「ロシア」)」の中で、日本の政治家や一般の人々によって広く共有されている領土問題の現在の理解は実際の出来事が発生した10年後の日ソ国交回復交渉が行われた1955-56年に出現したと指摘し、戦後直後の10年間にはこの問題に対する一般民衆と学者の感心も理解も非常に曖昧なものであり、島々の問題はメディアによって全くと言ってよいほど無視されていたことから、単に政治が国民感情に追いついたというわけではないとの議論を展開している¹⁹¹。そして、そのような状況が抜本的に変わったのは、日ソ国交回復交渉期にメディアが平和条約交渉を大々的に報道した時であると述べ、その時メディアは、「愛国主義的感情ならびに非共産党の左翼と右翼双方が共有していたソ連の『他者化 (othering)』を反映させながら、『固有の日本領土』としての全四島の返還を全般的に支持したのである」と結論づけ、現在日本社会で広く共有されている「北方領土問題」の理解が日本のメディアによって作為的に形成されたものであると指摘しているのである¹⁹²。

さらに、『Japan's National Identity and Foreign Policy: Russia as Japan's 'Other' (日本のナショナル・アイデンティティと外交政策：日本の「他者」としてのロシア)』の中で、ブフは、「北方領土という観念の役割とその重要性については、日ロ両国関係という領域から離れてその他の言説形態との関係という文脈の中で理解されるべきである」¹⁹³と主張している。そして、「北方領土」の重要性を永続的に自覚させる言説の一つに、日本の植民地的・帝國的な過去に関する止まらない議論があることを指摘し、北方領土に関する物語に不可欠な要素として、ソ連の背信的な攻撃・日本「固有」の領土の奪取・そこに住んでいた住民の追放に関する描写を挙げ、それらが犠牲者としての日本という理解と十分に一致し、この物語の再生

¹⁸⁹ Bukh, A., 2012, "Constructing Japan's 'Northern Territories': Domestic Actors, Interests, and the Symbolism of the Disputed Islands", in *International Relations of the Asia-Pacific*, 12, p.483.

¹⁹⁰ *Ibid.*, p.504.

¹⁹¹ Bukh, A., 2009, "Identity, Foreign Policy and the 'Other': Japan's 'Russia'", in *European Journal of International Relations*, 15, 2, pp. 334-335.

¹⁹² *Ibid.*, p.335.

¹⁹³ Bukh, A., 2010, *Japan's National Identity and Foreign Policy: Russia as Japan's 'Other'*, London and New York, Routledge, p.117.

産を容易にしていると結論づけている¹⁹⁴。

そして、「領土回復主義者の運動」でよく議論される「戦後処理」のための「北方領土」の重要性は単なる失われた領土の回復以上の意義を持つものであるとし、「北方領土問題」が「犠牲者意識」という共通の構造の下、戦後日本の国内政治において日本政府と日本国民の対立関係を同調関係へと転化させ、日本の近代史に関する言説を安定させる言説として継続的かつ不変的に利用されてきたと指摘している¹⁹⁵。その上で、日本の特異性が再生される場としての役割の中に北方領土とそれに関連する政策の重要性が見出されるのであり、1970年代後半に日本人論というより広範な言説の不可欠な一部として「ロシアを通じた社会・文化的な日本の構成」という現象が出現したと主張し¹⁹⁶、冷戦期にソ連を「他者化すること」の一部であり続けた領土問題は、自己/他者言説のための重要な場所となり、そのような言説を通して日本国民の特異性は普遍的なるものの一部として生産されていくこととなったとの議論を展開する¹⁹⁷。すなわち、「北方領土問題」はソ連との紛争であるだけでなく、ソ連という他者を通して日本国民にナショナル・アイデンティティを提供する場所となったと結論づけられているのである。

ブフの議論は、第1に、「北方領土問題」を日本における国内アクター間の複雑な権力関係の中で理解する必要性を主張している点、第2に、同問題が日本政治においてメディアや自民党により利用され、全国的なキャンペーンとなっていく中で政治的イデオロギー化されていったことを主張するなど政治的作為性を軸とした分析がなされている点、第3に、「北方領土問題」にはソ連との領土紛争という側面に加え、「犠牲者意識」という共通の構造の下、日本政府と日本国民の関係を対立から同調へと転化させ、ソ連という他者を通して日本国民がナショナル・アイデンティティを構築する言説としての側面があることを指摘している点に特徴がある。

したがって、本章で見てきた日本やロシアにおける先行研究で行われてきた議論と比較した場合、日本政治における「北方領土問題」の政治的作為性を軸とした研究が進められていたことがわかる。だが、ブフの議論は、ロシアにおける「南クリルの問題」の政治的イデオロギー性を扱った研究ではないがゆえに、ロシア側の視点からの「北方領土問題」の分析とは言えない。それゆえ、ロシア政府による政治的作為性という分析視角から、ロシア政治の政治的イデオロギーの中で「南クリルの問題」が果たす役割を解明することが必要であると考えられる。

第3章 ソ連における「北方領土問題」の政治的な意味

本章では、第2章において明らかとなった課題を乗り越えるために年刊誌『日本年鑑（ЯПОНИЯ ежегодник）』の資料分析を通し、「ソ連から見た『北方領土問題』』について、ソ連の政治的イデオロギーの中で「北方領土問題」がいかなる政治的な意味を与えられてきたかを明らかにしたい。

¹⁹⁴ *Ibid.*, pp. 117-118.

¹⁹⁵ *Ibid.*, p.119.

¹⁹⁶ *Ibid.*

¹⁹⁷ *Ibid.*, p.122.

第1節 分析の視角

では、どのようにして、ロシア政治の政治的イデオロギーの中で「南クリルの問題」が果たす役割を解明するのか。

まず、イタリアの政治学者であるチアラ・ボッティチは、『A Philosophy of Political Myth (政治的神話の哲学)』の中で、過去数十年間におけるアイデンティティ政治の勃興やナショナリズムの復興が明らかにしたこととして、並はずれたもの (the extraordinary) は近代政治から消えてなくなったわけではなく、平凡なもの (the banal) の多くがその中に入り込んでいったとの文化人類学者クリフォード・ギアツの主張を援用しつつ、「むしろ最近になって、近代的な神話やシンボルがもつ動員力に焦点をあてた新しい研究が数多く現われるようになった」と言う¹⁹⁸。そして、構成主義や言語論的転回 (linguistic turn) を強調することで社会現象の象徴的な側面への新たな関心が生れてきたとし、「x の発明」や「y や z の象徴的構成」といった表題は今日ありふれたものとなり、「神話 (myth)」や「象徴 (symbols)」といった用語を含む表題がついた出版物が大量に出回るようになってしていると指摘している¹⁹⁹。しかしながら、こういった論題を扱った出版物の数は急激に増加している一方、これらの用語の使用法に関する洗練され定着化した理論的枠組みは未だ存在しておらず、「政治的神話の哲学」を提供するという方法によってこの間隙を埋める必要があるとして、そのような哲学を提供するのは、政治的神話の新たな理論を提供することのみならず、政治的神話とは何であり、なぜ我々はそれらを必要とするのかという問題に対処する哲学的枠組みをその理論に提供するためであるとしている²⁰⁰。

そこで、ボッティチは、政治的神話の「古典的」理論に着目し、西洋の政治哲学分野において、近代的な政治的神話を取り上げた最初の書籍は、1946年に出版されたエルンスト・カッシーラーの『The Myth of the State (国家の神話)』であるとしている²⁰¹。では、カッシーラーによる神話概念の定義はどのようなものであろうか。彼によると、神話とは、単なる考え方や話し方ではなく、生活の全形態、原始社会を一つにまとめる生活形態であり、近代的社会と伝統的社会の差異とは、まさに、神話の信仰・実践によってまとまった共同体であるか意志の所産である社会であるかの違いであるという²⁰²。彼は、政治的神話とは絶望的な手段であり、神話への回帰は合理的手段が利用できない深刻な危機的状況に直面した際の最終手段としてのみ説明可能であると主張しているのである²⁰³。

このようなカッシーラーの「神話的意識に関する一般理論」について、ボッティチは、ナチズムによって導入された「新たな」権力技巧に関するカッシーラーの分析は、「アーリア人」に関する特定の政治的神話の成功を理解するために有用であるものの一般に政治的神話が起因する人間の欲求に関しては余り多くを語っておらず、政治的神話全般に関する研究というよりもむしろ神話を除去しようとする西洋の試みであるとしている。そして、神話を原始的な意識形態として分類して近代的合理性が神話に取って代わらねばならないと主張することによって神話の存在は退行の観点からしか説明できないことになってし

¹⁹⁸ Bottici, C., 2007, *A Philosophy of Political Myth*, New York, Cambridge University Press, p.3.

¹⁹⁹ *Ibid.*

²⁰⁰ *Ibid.*

²⁰¹ *Ibid.*, p.151.

²⁰² *Ibid.*, p.152.

²⁰³ *Ibid.*, p.153.

まうとして、近代政治における政治的神話の存在を説明するのに十分でないとの批判を加えている²⁰⁴。その上で、カッシーラーによって詳細に分析されているものとして、「言葉の魅惑的使用」、「儀式の使用」、「予言への回帰」の3つを挙げている²⁰⁵。

一方、クリストファー・フラッドは、『*Political Myth: A Theoretical Introduction* (政治的神話: 理論入門)』の中で、近代的・複合的社会における政治的言説の神話構築的側面に焦点をあてながら、政治的神話を神聖なる神話に関する理論とイデオロギーの理論の交差点におくような政治的神話のモデルを論じる必要があるとする²⁰⁶。彼は、神話が、毎日の使用法の中では、出来事の虚偽の説明もしくはある人間集団によって真実の地位を与えられている単なる集団的信条のようなものとして把握されていると指摘している²⁰⁷。そして、神話とは、その社会の中で神聖でも真実でもないものとして扱われている民話やおとぎ話、教訓的な寓話などといった物語とは区別されるとして、神話は歴史の否定として機能し得るし、一時的な「空間案内書」の形態を提供し得ると主張している²⁰⁸。

そして、フラッドは、政治的神話を、「一連の過去・現在のあるいは予測される政治的出来事について真実の説明を与えると主張するイデオロギー的に特徴づけられた物語であり、また、ある社会集団によって本質的に正当であるものとして承認されている物語である」²⁰⁹と定義している。その上で、神話構築は政治的伝達者 (political communicators) たちの言説に浸透する日々の実践であるとし、神話構築は奇妙なことでも何でもなく、イデオロギー上の信条の観点から言って政治的な出来事を理解できるものにするための全く持って通常の方法であるとし、神話生成の物語 (mythopoeic narratives) を生産・再生産することは、政治的生活の持続的な特徴であると結論づけている²¹⁰。つまり、フラッドの政治的神話概念の定義は、ある政治的出来事について真実の説明を与えるものであると正当化され続けているイデオロギー的に特徴づけられた物語であるとする点に特徴があると言うことができる。

また、ブルース・リンカーンは、『*Discourse and the Construction of Society: Comparative Studies of Myth, Rituals, and Classification* (言説と社会構築: 神話、儀式、分類の比較研究)』の中で、神話を「信頼性 (credibility) と権威を有する種の物語である」と定義し、そのような物語のうち権威を有する物語は、真実の地位に対する要求が認められているものであるとの議論を展開している²¹¹。

それに対して、ボッティチは、政治的神話を政治的イデオロギーと宗教上の神話の統合と理解するフラッドや「権威を有する種の物語」としての神話は真実の地位に対する要求が認められているものであると主張するリンカーンは、政治的神話の理論を構築しようと試みているものの、共に政治的神話を真実への要求を提示する客体として取り扱っていると、そのようなアプローチは本質的に欠陥のあるものである

²⁰⁴ *Ibid.*, p.154.

²⁰⁵ *Ibid.*

²⁰⁶ Flood, C. G., 1996, *Political Myth: A Theoretical Introduction*, New York, Routledge, pp.4-5.

²⁰⁷ *Ibid.*, p.6.

²⁰⁸ *Ibid.*, pp.32-34.

²⁰⁹ *Ibid.*, p.44.

²¹⁰ *Ibid.*, p.275.

²¹¹ Lincoln, B., 2014, *Discourse and the Construction of Society: Comparative Studies of Myth, Rituals, and Classification*, Oxford, Oxford University Press, p.23.

と批判している²¹²。その理由として、彼女は、神話は世界構築に関する科学的仮説ではなく、理論を提示することを目的とせず、それゆえ、真実への要求という観点から政治的神話を定義づけることはできないからであると主張する²¹³。そして、ウィトゲンシュタインの言語哲学を援用しながら、説明の真偽という観点から神話を審問することは、人間の言語や意味が一体何であるかについて余りにも限定された見方を想定しているとフラッドやリンカーンの議論の脆弱性を指摘しているのである²¹⁴。その上で、ボッティチは、政治的神話は、意義を求める人間の普遍的な欲求の所産であるだけでなく、共通のアイデンティティーの生産者でもあると主張している²¹⁵。

かくてボッティチは、政治的神話とは、「ある社会集団（あるいは社会）の成員たちが、彼らの政治的経験や政治的行為に意義（significance）を与える際に用いる共通の物語に関する作業」²¹⁶であると定義している。ボッティチにおいて、政治的神話を単なる物語と区別するものは、リンカーンやフラッドが主張するようにその内容もしくは真実への要求（claim to truth）ではなく、この物語が意義を創造し、ある集団によって共有され、この集団が機能するある特定の政治的条件に影響を与えるという事実なのである²¹⁷。

そして、彼女は、イデオロギーとは、多かれ少なかれ組織化された社会的行動の目的と手段を人間が仮定・理解・正当化する際に用いられる一連の観念であり、政治的神話もまた、人間が社会的行動の目的と手段を仮定・説明する際に用いる一連の観念を伴っているとし、政治的神話もイデオロギーも、社会的・政治的世界の中で自らの位置を見定める「マッピング装置」なのであると結論づけている²¹⁸。その上で、そのような一連の観念すべてが政治的神話を構成するわけではなく、政治的神話を構成するためには、2つの条件が満たされなければならないとしている。その条件とは、第1に、この一連の観念が物語の形態をとっていること、第2に、物語形態をとることにより、物語に込められた意味を固定ないしは凝集させ、再生産する能力をもっていることを挙げている²¹⁹。さらに、政治的神話が、人間の「ここ」、「今」、「なぜ」への欲求に応えるがゆえに、神話は変化する状況に応じて再び語られる可能性を持つものでなければならないとしている²²⁰。それゆえ、神話は政治的条件の変化と共に変わらねばならず、そうした変化に効果的であるために意義を生産せねばならないのに対し、儀式は同様の目的のために不変であり続けなければならないと述べ、政治的神話と儀式は共存しない概念であると結論づけているのである²²¹。

以上のボッティチの議論を受けて、本論文では、「政治的神話」なる概念を、「ある社会集団の成員が、彼らの政治的世界の中で自らの位置を見定めるために正当化する共通の言説に関する持続的な作為」と規定することとする。ボッティチの言うように、「政治的神話」は、意義を求める人間の普遍的な欲求の所産であるだけでなく、共通のアイデンティティーを創造する生産者でもある。つまり、ある社会に帰属する成員が、自らが関与する政治的世界の中で自らの位置を見定める自己認識作業を共通の言説を通して共

²¹² Bottici, C. *op. cit.*, p.8.

²¹³ *Ibid.*, P.9.

²¹⁴ *Ibid.*

²¹⁵ *Ibid.*, pp.15-16.

²¹⁶ *Ibid.*, p.179.

²¹⁷ *Ibid.*

²¹⁸ *Ibid.*, p.196.

²¹⁹ *Ibid.*

²²⁰ *Ibid.*, p.199.

²²¹ *Ibid.*, p.257.

有し続けることは、彼らはその言説に政治的な意味を付与し続け合うことによって共通のアイデンティティを創造し合うことに他ならない。そして、ある「政治的神話」が政治的に機能しているということは、ある特定の政治的言説が、ある社会集団の成員により、彼らの政治的世界の中で自らの位置を見定めるための自己認識装置として共有・正当化され続けているということの意味するのである。換言すれば、ある社会の集団が自己認識作業を行う際にある言説に一定の政治的な意味づけを行い、それを正当化する作業を継続的に行い続けた結果として、社会のその他の成員たちがその作為化された政治的言説の正当性を認めた上で共有し、その言説を通して社会に共通する集団的アイデンティティが創造されていく場合にはじめて、その「政治的神話」が社会の中で政治的な機能を果たしていると言うことが可能となるのである。

したがって、ロシア政治において「南クリルの問題」が果たす政治的機能を、ロシア政府による政治的作為性という視角から分析するためには、ロシア社会のある成員が、ロシアという政治空間の中で自らの位置を見定めるためにどのような言説を利用しながら、どのような方法で、自らの政治的行為の所産であるとも言える「南クリルの問題」に政治的な意味を付与し続け、また、そのような言説がロシア社会に帰属する成員に、ロシア国民として自らの位置を見定める自己認識装置として共有され、正当化され続けてきたかを明らかにすることが必要となってくるのである。

その場合、ロシア政治の中で「南クリルの問題」が果たす政治的機能について分析を加えるにあたり、現ロシア政府の公式の見解が、2005年以降、「南クリルの問題」を「第二次世界大戦の結果」という政治的イデオロギーの中に明示的に位置づけ、ソ連時代から一貫してロシアは「第二次世界大戦の結果」の正当性を主張している点に着目し、国際情勢・経済状況・国家体制・指導者の変化といった枠を超えてロシア側論理の本質を理解する必要があるとの問題意識から、ロシア政治における「政治的神話」を「独立変数」とし、国際情勢の変化や指導者の交替、経済状況の変化を「従属変数」としてとらえる視座が必要となる。

次節以降において、ロシア政治における「南クリルの問題」が果たす政治的機能を解明するため、かかる「政治的神話」なる分析装置を援用しつつ、まず、『日本年鑑』を中心とした分析を通し、ソ連政府が、いかなる共通の言説を利用しながら、いかに、自らの政治的行為の所産であるとも言える「北方領土問題」に政治的な意味を付与し続けてきたかを明らかにしたい。

第2節 『日本年鑑』(1972-1991)における「北方領土問題」

『日本年鑑』は、ソ連時代の1972年に創刊され、創刊時はソ連科学アカデミー東洋学研究所・極東研究所の協力によって、現在はロシアにおける日本研究拠点であるロシア科学アカデミーの東洋学研究所・極東研究所・世界経済国際関係研究所および日本研究者協会の研究者らによって2014年現在に至るまで刊行され続けている。同年鑑にはソ連における日本研究の拠点に属する研究者らによる論文が掲載されており、ソ連時代は公式路線から外れる見解を出すことが不可能であったことから、ソ連の国内政治のイデオロギーの中での「北方領土問題」に関するソ連側の公式論理の展開を体系的に分析する上で重要な資料であると考えられる。1970年代前半には、『日本年鑑』のみならずソ連科学アカデミー各研究所の協力を得て、1971年には『アメリカ年鑑』が、1972年には『極東問題』が創刊されている。これは、1960年代末の世

界政治における激動を経て、1970年代末に至るまでのいわゆる「デタント」期におけるブレジネフ政権の外交政策が反映されたものと考えられよう。

日本における「北方領土問題」に関する先行研究の課題から見えてくることは、現在、日本では、ロシア政治に見られる原理・原則やソ連時代から現代ロシアにかけて一貫する日ロ領土問題に関する公式路線といったものが必ずしも十分に理解されているとは言えないという点である。それゆえ、現代ロシア政治を突き動かす動因を理解するためにも、ソ連政府の立場を明確にし、ソ連の公式見解の持つ論理構成の特徴とその一貫性を解明する必要がある。また、ソ連政府の公式論理の中で展開される日ソ関係に関する「伝統的な階級闘争観」に基づいたソ連における先行研究の議論をもとに、ソ連と現代ロシアにおける「南クリルの問題」に関する公式の論理の連関性と継続性を考察することにより、資本主義と社会主義との間のイデオロギー対立を背景としないソ連側・ロシア側の論理の特徴を見出すことが可能になると考える。

したがって、ソ連時代の「北方領土問題」に関する公式論理の本質と背景、その論理構成の特徴と傾向を解明し、そこに付与された政治的な意味を分析することにより、「北方領土問題」に関するロシア側の論理の特質を明らかにしたい。

「ペレストロイカ」や「グラスノスチ」、「新思考外交」など国内政策・対外政策を抜本的に変更したゴルバチョフは、1991年4月の訪日前に、ソ連科学アカデミー「国家と法研究所」等に「北方領土」の法的地位について内部的に分析を依頼し、その際、次のような意向を示していたとされる。「クリル諸島(千島列島)はソ連の固有の領土だというような、これまでのソ連の立場はいらない。政治的な配慮の入らない、もっと客観的な分析、とりわけ日本側の立場の強い部分について分析が必要だ。ソ連の立場についても、弱い側面と強い側面の両方を知りたい」²²²と。その結果、「イトウルプ、クナシル、シコタン、ハボマイの諸島に対する権原について」(以下、「ゴルバチョフ政権内部文書」)が作成された²²³。そして、「シコタン島とハボマイ群島に関して言えば、日本側の立場はより論拠がある。これら諸島は、1855年から1945年まで常に日本によって統治され、北海道島の一部としてみなされてきたのであり、それゆえ、サンフランシスコ条約の意味での『クリル諸島』という概念の中にはおそらく入らないだろう。肝要なことは、両国によって批准された1956年のソ日共同宣言に基づいて、ソ連が平和条約締結後にシコタン島とハボマイ群島を日本に引き渡す義務を負ったということである」²²⁴という結論が導き出されている。しかしながら、ゴルバチョフ大統領は、「56年宣言」に基づく妥協の姿勢を見せることはなかった。その理由として、同大統領は、後に、「学者は視野が狭い。広大な国の責任者としては日本との関係だけを考えてはいられない」²²⁵と述べている。

²²² 大野正美(2013)「旧ソ連・ゴルバチョフ政権の北方領土問題検討文書について」『海外事情 平成25年11月号』拓殖大学海外事情研究所、66頁。

²²³ 同文書の詳細な内容については、以下を参照されたい。朝日新聞機動特派員の太野正美記者による2013年4月24日付朝日新聞(朝刊)の記事。本田(2013)、434-435頁ならびに461-462頁。また、文書作成の経緯を含め、同文書を分析したものとして、大野正美(2013)、64-82頁があるので、参照のこと。なお、同文書のロシア語原文は、「О ПРАВОВОМ ТИТУЛЕ НА ОСТРОВА ИТУРУП, КУНАШИР, ШИКОТАН И ХАБОМАИ (справка)」である。

²²⁴ О ПРАВОВОМ ТИТУЛЕ НА ОСТРОВА ИТУРУП, КУНАШИР, ШИКОТАН И ХАБОМАИ (справка), С. 13.

²²⁵ 本田(2013)、435頁。

1991年にゴルバチョフ大統領が妥協しなかった理由を考えるにあたって、ソ連国内の政治的イデオロギーの中で「北方領土問題」にいかなる政治的な意味が与えられていたかを理解することが必要である。なぜならば、同大統領が「北方領土問題」に関する自らの態度を決定するにあたり、そのような政治的な意味を否定することができなかつたソ連国内の政治的背景が存在していた可能性があるからである。

本節の資料分析の方法として、ソ連時代の変化する論理と一貫する論理を明らかにするため、ゴルバチョフ政権成立前とゴルバチョフ政権成立後の「北方領土問題」に関する論文、および「対日戦勝利40周年記念論文」をそれぞれ分析し、「北方領土問題」についてのソ連側の論理の展開について考察する。

第1項 「日本外交論文」(1972-1984)における「北方領土問題」

『日本年鑑』はソ連時代の1972年から刊行されており、ゴルバチョフ政権が誕生する1985年以前のものについては、主に、「概観」、「外交政策と内政」、「経済、科学、技術」、「イデオロギーと文化」、「研究生活」、「日本関連文献(著作)」、「付録」の7項目から構成されている。本項では、主に、1972年から1988年まで毎年執筆され続けていた「概観」内の特に重要であると思われる日本外交に関する論文(以下、「日本外交論文」)の中で展開されている「北方領土問題」をめぐるソ連側の公式論理を、ゴルバチョフ政権が誕生する1985年より前の時期に絞って分析する。その上で、ソ連の国内政治の政治的イデオロギーの中で「北方領土問題」にいかなる政治的な意味が付与されていたかについて明らかにしたい。

1975年は、ソ連で「軍国主義日本に対する勝利30周年」ならびに「日本との外交関係樹立50周年」が祝われた年である。1976年に刊行された『日本年鑑 1975』の中で、A.S.セメノフが執筆した論文「50 лет советско-японских отношений (ソ日関係50年)」(以下、「セメノフ論文」)では、日ソ関係の重要な出発点は軍国主義日本に対する勝利であるということが主張されている²²⁶。セメノフは、「30年前、軍国主義日本(ヒトラー・ドイツの主要な同盟国)の無条件降伏に関する協定が調印された。そのようにして第二次世界大戦(最も血にまみれ、最も破壊的な戦争)は終結したのである」²²⁷と述べ、ソ連と日本の関係の正常化に関しては、「日本とその外部においてソ日関係の正常化を許容しないことを志向するような勢力の抵抗の結果、アジアにおける緊張緩和や正常化プロセスは長い間引き延ばされてきた」²²⁸と言うのである。そして、そのような「外部」との関連で、「モスクワ交渉の成行きに影響を与えるという目的で日本政府向けに出されたアメリカ合衆国政府の1956年9月10日の覚書」²²⁹について特に注意が払われており、領土問題やクリル諸島に関する直接的な言及はないものの、「双方は、平和的な手段で争点たる問題

²²⁶ Семенов А.С. 50 лет советско-японских отношений // Япония 1975. Ежегодник. М.: Наука, 1976. С. 68-81.

²²⁷ Там же. С. 69.

²²⁸ Там же. С. 70.

²²⁹ Там же. С. 71. これは、1956年8月19日に当時アメリカ合衆国国務長官であったダレスが、日本側が国後・択捉をソ連のものとして認めた場合は沖縄をアメリカ領とすると重光葵外相を「恫喝」した後、同年9月7日に谷正之駐米大使に手渡した、「クナシリ、エトロフの両島は(北海道の一部たるハボマイ諸島およびシコタン島とともに)常に固有の日本領土の一部をなしてきたものであり、かつ正当に日本国の主権下にあるものとして認められなければならない」(本田(2013)、369頁)という日本の四島返還要求を支持した覚書のことを指すと思われる。なお、いわゆる「ダレスの恫喝」については、本田(2013)、366-369頁を参照のこと。

を解決する義務がある」と主張するのである²³⁰。

日ソ平和条約の締結を阻害しているその他の要因の中でセメノフが強調していることは、日本には同条約の問題を審議する際に現実的なアプローチをとろうとせずに第二次世界大戦後に形成された現実を考慮したくないような影響力のある勢力が存在するという点である²³¹。そして、セメノフ自身は「領土問題」という言葉を使用することを慎重に避けながらも、「いわゆる『領土問題』を利用しようとするいくつかの日本のグループの試みは、もちろん、ソ日関係の利益にはならない。然るべき条約を基礎としてソ日関係を完全に正常化することを困難にしているのは、日本における外国の軍事基地の存在である」²³²というブレジネフ・ソ連共産党中央委員会書記長の言葉を引用している。

このように、「セメノフ論文」では、ヒトラー・ドイツの主要な同盟国である軍国主義日本に対する勝利こそが日ソ関係の重要な出発点であるということが主張されており、第二次世界大戦の世界史的な意義ならびに対日戦勝利の意義についてのソ連側の評価が明らかにされている。また、日本の四島返還要求を支持した「アメリカ合衆国政府の1956年9月10日の覚書」や「日本における外国の軍事基地の存在」について言及され、「北方領土問題」のイデオロギー化にアメリカ政府が果たした役割が指摘されている。

すでに『日本年鑑 1975』の「セメノフ論文」の中で、日ソ平和条約締結の阻害要因として「第二次世界大戦後に形成された現実を考慮したくない影響力のある勢力の存在」があげられ、「北方領土問題」と「第二次世界大戦の結果」とは相容れないものであることが主張されており、「いわゆる領土問題」という言葉を使用しながら、日本側の作為性が強調されているのである²³³。

D.V.ペトロフは、『日本年鑑 1976』の論文「Внешняя политика Японии 1975 (1975年の日本の外交政策)」の中で、「ソ日関係の発展を著しく阻害しているのは、いわゆる『北方領土問題』、すなわち、クリル諸島を構成する島々であるクナシル、イトゥルプ、ハボマイ、シコタンに対する日本の不法かつ根拠のない要求を誇張しようとするある特定グループの試みである」²³⁴と強調している。そして、ペトロフは、「ソ日友好関係のさらなる発展に求められるのは、人工的に作り上げられた障害を排除することであり、同時に、相互利益の原則の厳格な遵守を基礎に双方が建設的な解決策を探し求め合おうとすることであ

²³⁰ Там же.

²³¹ Там же. С. 74.

²³² Там же.

²³³ 日本側の作為性については、当時、日本政治において、「北方領土問題」がいかに政治的イデオロギー化されていたかについて理解することが必要となる。日本では、1964年6月、「外務次官通達」により、それまで国後島、択捉島を指していた南千島という呼称を使わずに、国後島、択捉島、色丹島、歯舞群島を一括する「北方領土」という用語を使うよう指示が出され、それ以降、「北方領土」という呼称の使用が日本政府によって推進されていった。また、同通達を受け、1965年以降、根室市で「北方領土」という呼称で返還運動が始められていくことになる。1969年には「北方領土問題対策協会」が設立され、以降、社団法人「千島歯舞諸島居住者連盟」(1958年設立)や外務大臣許可公益法人である「北方領土復帰期成同盟」(1965年設立)、「北方対策本部」(1972年設立)とともに、1970年代、官主導の「北方領土」返還運動が全国的に展開されていき、全都道府県に返還要求会議が設置されることとなる。さらには、「北方領土問題教育指導者現地研修会」等を通して学校の社会科教育の強化がなされ、「北方領土」返還運動が体系化されていった。以上の日本における「四島返還論」の形成については、岩下明裕(2005)『北方領土問題』中公新書、201-206頁ならびに黒岩幸子(2014)「日ロ領土問題の解決を阻む要因について(上・下)」(日本ユーラシア協会『日本とユーラシア』2014年7月号・8月号)を参照。

²³⁴ Петров Д.В. Внешняя политика Японии 1975 // Япония 1976. Ежегодник. М.: Наука, 1977. С. 64.

る」²³⁵と結論づけている。

この論文では、「北方領土問題」という用語が括弧付きで登場して争点となっている諸島の名称について明らかにされている点、「相互利益の原則」という言葉が使われ始めている点が特徴的である。また、ここでも、「人工的に作り上げられた障害」という表現で「北方領土問題」の作為性が主張されているのである²³⁶。

国際情勢との関係から見ると、1970年代後半から80年代前半にかけて、米ソによる200海里漁業専管水域設定とその後の日ソ漁業交渉、ソ連のアフガニスタンへの軍事介入、日本政府による「北方領土問題」の政治的イデオロギー化といった動きが見られた。ここで、国際情勢との関係でソ連側論理を分析することの意味について考察したい。第2章第2節で見たように、ソ連共産党の支配はブルジョワ陣営と共産主義陣営のイデオロギー対立に基礎をおいて正統化されていたと言えるのであり、ソ連時代の日ソ間の領土問題に関する研究は、そのようなイデオロギー対立を背景としたソ連政府の公式の立場に拘束されていたとすることができる。そして、ソ連における先行研究が、まさに、「伝統的な階級闘争観」に基づくイデオロギー対立という観点から日ソ関係を分析していたことにより、日ソ間の外交問題である「北方領土問題」が日本の国内政治・対外政策の展開の中で政治的イデオロギー化されていったことに対するソ連側の反応として、日本国内における同問題の政治的作為性という観点からの分析が行われている。結果として、そのような拘束があるがゆえに、当時の世界政治におけるイデオロギー上の闘争について、ソ連側がどのように解釈し、どう性格づけていたかという課題にアプローチすることができる。すなわち、国際情勢との関係でソ連側論理を分析することにより、ソ連政治において「北方領土問題」にいかなる政治的な意味が付与されたかについてより明確に分析することが可能となると考える。以下、国際情勢における各事象との関連の中で、「北方領土問題」をめぐるソ連側の論理の展開について議論を進めることとする。

最初に、1977年2月から5月にかけて行われた日ソ漁業交渉について見てみよう。同交渉について、『日本年鑑 1977』には S.I. ヴェルビツキー「Внешняя политика Японии: в поисках новой роли в мире (日本の外交政策: 世界で新たな役割を求めて)」(以下、「ヴェルビツキー論文」)、『日本年鑑 1978』には D.V. ペトロフ「Внешняя политика Японии в 1977 г. (1977年における日本の外交政策)」(以下、「ペトロフ論文」)ならびに G.K. コンスタンチノフ「Советско-японские отношения в области рыболовства (漁業領域におけるソ日関係)」(以下、「コンスタンチノフ論文」)が寄稿された。

「ヴェルビツキー論文」では、日ソ漁業交渉との関連で、1977年6月7日のプラウダ紙(Правда)に掲載された、朝日新聞編集長の質問に対するブレジネフ・ソ連共産党中央委員会書記長の以下の受け答えが引用されている。「日本の誰かが、明らかに外部からの影響を受け、ソ連に対し非友好的なキャンペー

²³⁵ Там же. С. 65.

²³⁶ ここで、「人工的に作り上げられた障害」という表現で「北方領土問題」の作為性が主張されていることについては、註233で述べたように、1960年代半ばから70年代前半にかけて日本で「北方領土問題」が政治的イデオロギー化されていったことに加え、1975年、当時三木武夫首相の外交ブレーンであった平沢和重が「二島先行返還論」を訴える論文を「フォーリン・アフェアーズ」に載せたものの、日本の新聞各紙から大きな批判を受け、政府が「四島一括返還方針は不変」と釈明したという事件が背景にあった可能性がある。つまり、1975年には、日本では「二島先行返還論」を許さない社会的ムードが形成されていたと言え、日本政治における「北方領土問題」の政治的作為性についてソ連側が認識していた可能性が存在する。この「平沢論文事件」については、本田(2013)、410-412頁を参照のこと。

ンを展開するために、また、ソ連への不法な領土要求を推し進めていくために、漁業問題に関する交渉を利用しようとしている」²³⁷と。その上で、「1976年における日本の外交活動は、アジア太平洋地域におけるアメリカの戦略に以前より積極的に参加する方向でなされた」²³⁸と結論づけられている。ヴェルビツキーによると、日本の国際的權威の強化は、日本の指導者が今日の世界の現実を十分に考慮することができるかどうかには相当程度かかっているとしている²³⁹。

次に、「ペトロフ論文」では、1977年における日ソ関係の主要な問題として漁業問題が挙げられている。1977年春の日ソ漁業交渉とは、1976年にアメリカや欧州諸国などが200海里の漁業専管水域を採用し、それを受けて同年ソ連も同水域を採用したことに伴い、新しい日ソ漁業の枠組みをどうするかについて、日ソ両国が、領土問題をも巻き込む形で、1977年2月末から5月末にかけて行った交渉のことである²⁴⁰。ここでペトロフは、200海里水域に関して、「アメリカ合衆国やその他の列強の行動への報復措置としてやむなく取ったソ連政府の解決策が、日本政府により、広範な反ソキャンペーンを煽り立てるため、そして何よりも、ソ連沿岸に接している海域での漁業調整の問題を、クリル諸島を構成する四島に対する日本の根拠のない不法な要求と作為的に結び付けようとするために利用された」²⁴¹ことを指摘している。

当時の反ソキャンペーンに関する認識について、「コンスタンチノフ論文」では、「そのようなキャンペーンを展開するための口実となっているのは、1977年2月24日に承認された一時的措置の導入に関するソ連閣僚会議の決定の中で、これらの措置が大クリル諸島と小クリル諸島²⁴²の周辺水域にまで効力が及ぶことが指摘されていたという事情である。実際はずっと以前に解決済みの悪名高い『領土問題』を引っ張り出すことにより、反ソキャンペーンの主導者たちは、もしソ連が自らの一時的な措置の効力の及ぶ範囲の中にこれら諸島を含めると主張するならばソ連と合意するな、と日本政府に要求したのである」²⁴³と記述されている。そして、コンスタンチノフは、「ソ連がまるでいわゆる『領土問題』に関する自らの決定を日本に押し付けようとしているかのようなことでソ連を非難しながら、その問題を純粋な漁業交渉の中に持ち込み、いわゆる『北方領土』（イトウルプ、クナシル、シコタン、ハボマイ）を日本に引き渡すことなくして漁業問題の解決は不可能であるということを世論に説得しようと企図したのである」²⁴⁴と指摘している。

これら3本の論文の基底にあるソ連側の論理とは何であろうか。「ヴェルビツキー論文」では、アメリカの関与を意識しつつ、「北方領土問題」は「ソ連への不法な領土要求」であることが主張され、「日本の指導者が今日の世界の現実を十分に考慮すること」の必要性を指摘している。「ペトロフ論文」では、「ク

²³⁷ *Вербицкий С.И.* Внешняя политика Японии: в поисках новой роли в мире // Япония 1977. Ежегодник. М.: Наука, 1978. С. 79.

²³⁸ Там же.

²³⁹ Там же.

²⁴⁰ 1977年春の日ソ漁業交渉を日ソそれぞれの交渉行動様式の非対称性に焦点をあてて分析したものとして、木村汎 (2002) 『遠い隣国』世界思想社、164-213頁。また、米ソなどによる200海里漁業専管水域の設定がそれ以降の日本とソ連の漁業、特に北海道の漁業に与えた影響について、米国の戦略も踏まえつつ紹介したものとして、本田 (2013)、213-234頁。

²⁴¹ *Петров Д.В.* Внешняя политика Японии в 1977 г. // Япония 1978. Ежегодник. М.: Наука, 1979. С. 63.

²⁴² 一般に、ロシアでは、「大クリル諸島」は国後・択捉、「小クリル諸島」は歯舞・色丹のことを指す。

²⁴³ *Константинов Г.К.* Советско-японские отношения в области рыболовства // Япония 1978. Ежегодник. М.: Наука, 1979. С. 75-76.

²⁴⁴ Там же. С. 76.

リル諸島を構成する四島に対する日本の根拠のない不法な要求」という表現で「北方領土問題」を否定し、「コンスタンチノフ論文」では、「いわゆる『領土問題』」と言う表現を用いながらも「北方領土」の構成諸島を明記し、漁業問題と領土問題を結び付けて漁業交渉を行ったと日本側を非難している。すなわち、「北方領土問題」へのアメリカ政府の関与を意識している点、「今日の世界の現実を十分に考慮」という表現で「第二次世界大戦の結果」を尊重することの重要性を指し示している点、「いわゆる北方領土」という言葉の使用により日本側の作為性を強調している点、「北方領土」という用語を括弧付きで紹介しながらも争点たる諸島の名称について明記している点で、『日本年鑑 1975』の「セメノフ論文」や『日本年鑑 1976』に寄稿されたペトロフの論文の論理構成の特徴がここでも同様に見られるのである。

一方、『日本年鑑 1979』において、N.N.ニコラエフは、「Некоторые проблемы внешней политики Японии (日本の外交政策の若干の問題)」の中で、「ソ日関係のさらなる強化の障害となっているのは、堅固とした条約上の基礎が欠如していることである。しかしながら、戦中・戦後の諸条約によりいわゆる両国間の『領土問題』はずっと以前に解決済みであるということが良く知られているにもかかわらず、日本では、平和条約締結の条件として、南クリル諸島に対する日本の要求を満足させることが突出しているのである」²⁴⁵と指摘している。このニコラエフの論文で取り上げられている「戦中・戦後の諸条約」とは、「ヒトラー・ドイツを打倒した主要国によるヤルタ会談とポツダム会談の決定ならびに日本とのサンフランシスコ条約」²⁴⁶である。そして、ニコラエフは、平和条約締結に関するブレジネフの「日本側が第二次世界大戦の結果形成された現実に対して分別のあるアプローチを取るのであれば、これは迅速になすことが可能であろう」²⁴⁷との言葉を引用している。

この論文では、日本が「第二次世界大戦の結果」を尊重することで平和条約が迅速に締結され得るとの論理が紹介されている。そして、日ソ間で平和条約が締結されていないことが日ソ関係の障害になっていることを認めつつ、「南クリル諸島に対する日本の要求」である「領土問題」は、ヤルタ会談、ポツダム会談、サンフランシスコ条約という具体的な諸条約により解決済みであるという論理が展開されている。1991年4月のゴルバチョフ大統領訪日前に作成された「ゴルバチョフ政権内部文書」では、日ソ領土問題の分析において鍵となる諸条約として、「ヤルタ合意」、「ポツダム宣言」、「国連憲章の敵国条項」、「サンフランシスコ平和条約」、「ソ日共同宣言」、「ソ日関係正常化に関するソ連第一外務次官と日本政府全権委員の交換書簡」が挙げられているが²⁴⁸、『日本年鑑 1979』のニコラエフの論文の中で既にその内の3つの重要な諸条約についてソ連側の評価が明らかにされているのである。

最後に、ソ連のアフガニスタンへの軍事介入ならびに日本政府による「北方領土問題」の政治的イデオロギー化が進められた1970年代末から80年代初めにかけて『日本年鑑』に寄稿された5本の論文について、ソ連側の論理の展開を見てみたい。

D.V.ペトロフは、『日本年鑑 1980』の論文「Внешняя политика Японии на рубеже 70—80-годов (1970

²⁴⁵ Николаев Н.Н. Некоторые проблемы внешней политики Японии // Япония 1979. Ежегодник. М.: Наука, 1980. С. 62-63.

²⁴⁶ Там же. С. 63.

²⁴⁷ Там же.

²⁴⁸ О ПРАВОВОМ ТИТУЛЕ НА ОСТРОВА ИТУРУП, КУНАШИР, ШИКОТАН И ХАБОМАИ (справка), С. 2-12.

年代と 80 年代との境界における日本の外交政策)」の中で、日本政治の中でアメリカ合衆国との軍事・政治同盟の方向が優先されていることを強調し、『北方領土問題』を誇張しようとする反動グループの試みが日ソ関係の改善を阻害していると指摘している²⁴⁹。その上で、「領土要求は、日本における架空の『ソ連の軍事的脅威』との関連で人工的に押し付けられた恐怖と緊密に絡み合っている」と述べ、「ソ日友好関係のさらなる強化という課題が求めているのは、人工的に作り上げられた障害を排除することであり、同時に、相互利益の原則の厳格な遵守を基礎に双方が建設的な解決策を探し求めようとすることである」と結論づけている²⁵⁰。この論文は、相互利益の原則を訴えかけながら、日本政府が日米同盟を優先していることを強調し、「人工的に作り上げられた障害」という表現を使用することにより、日ソ関係の阻害要因としての〈アメリカ要因〉ならびに日本における「北方領土問題」の政治的作為性を意識した論文であると言えよう。

次に、O.V.ワシリエフは、『日本年鑑 1981』の論文「Некоторые проблемы внешней политики Японии в 1980 г. (1980 年における日本の外交政策の若干の問題)」の中で、1980 年の日ソ関係を特徴づける主要な要素としてアフガニスタンにおけるソ連の行動と関連した日本政府の「反ソキャンペーン」を挙げ、「ソ日関係の雰囲気には好ましくない影響を与えたのは、架空の『ソ連の軍事的脅威』に関して展開されているセンセーションである」と主張している²⁵¹。ワシリエフによると、まさにこの雰囲気こそが、「ソ連に対する不法かつ根拠のない領土要求キャンペーンの先鋭化のための滋養に富んだ環境となった」²⁵²のであり、そのようなキャンペーンは日本政府の庇護のもと公然と行われ始めたのであり、そのことが特に明瞭に現れたのは、「北方領土の日」の宣言に関する閣議決定であると指摘している²⁵³。その上で、ワシリエフは、日本はソ連と平和条約を締結する準備が未だできていないと結論づけている²⁵⁴。

ここでは、ソ連のアフガニスタンへの軍事介入をめぐる日ソ関係の緊張と「架空の『ソ連の軍事的脅威』に関して展開されているセンセーション」が日本政府により「ソ連に対する不法かつ根拠のない領土要求キャンペーンの先鋭化」のために利用されたことが主張されている。そして、そのようなキャンペーンの先鋭化は、1980 年から 1981 年にかけて「北方領土の日」が閣議決定されるなど日本政府による「北方領土問題」の政治的イデオロギー化²⁵⁵が進められていったことに現れていると指摘している。このことと関連して、日本側の作為に対する反応としてのソ連側の作為という現象を考える必要性が生じてくる。なぜなら、日ソ間の領土問題は双方の主張が対立している外交問題であり、ソ連の国内政治において「北方領土問題」に政治的な意味が付与される際、日本側の政治的作為とは関係なく、まったく一方的にソ連政府

²⁴⁹ Петров Д.В. Внешняя политика Японии на рубеже 70–80-годов // Япония 1980. Ежегодник. М.: Наука, 1981. С. 72.

²⁵⁰ Там же. С. 72-73.

²⁵¹ Васильев О.В. Некоторые проблемы внешней политики Японии в 1980 г. // Япония 1981. Ежегодник. М.: Наука, 1982. С. 64.

²⁵² Там же.

²⁵³ Там же.

²⁵⁴ Там же. С. 66.

²⁵⁵ 1980 年に鈴木善幸政権が誕生してから納沙布岬に「北方館」や「四島のかけ橋」が建設され、1981 年 1 月 6 日の閣議で日魯通好条約が締結された 2 月 7 日が「北方領土の日」として決定されるなど、日本政府による「北方領土問題」の政治的イデオロギー化が進められていった経緯については、本田 (2013)、366–369 頁を参照のこと。

のみによって政治的作為がなされているということは言えないからである。

一方、『日本年鑑 1982』に寄稿された「Внешняя политика Японии в 1981 г. (1981年における日本の外交政策)」の中で、D.V.ペトロフは、1981年には日本の実業界・政界グループに対ソ貿易経済関係の正常な発展に対する志向が芽生えたとして、「そのような建設的かつ現実的なアプローチの結果として双方は成功裏に漁業問題に関する交渉を行った」²⁵⁶ことを指摘している。しかしながら、同時に、日本が一連の「制裁」²⁵⁷を発動した契機となった継続的な「外部からの圧力」について強調しながら、そのような制裁の結果、日ソ関係の前進的発展が停滞したのみならず、ある方面においては後退に追いやられたと指摘している²⁵⁸。そして、ペトロフは、政治的な接触の水準が1981年に著しく低下したことに言及し、『北方領土問題』、すなわち、大クリル諸島を構成するクナシル、イトゥルブならびに小クリル諸島²⁵⁹に対する不法で根拠のない要求との関連で反ソ感情を押し付けようとする日本の支配勢力の試み²⁶⁰を問題としているのである。

ここで、ペトロフは、チーホノフ・ソ連閣僚会議議長の「我々の関係には、解決されていないとでも言うかのような『領土問題』といったテーマは存在しない」²⁶¹という言葉を引用している。2月7日の「北方領土の日」に関して、ペトロフは、公的なグループ・右翼団体・マスメディア団体によって扇動されたキャンペーンを全面的に活気づけようと呼びかける様々な行事へ資金供給するための支出金が著しく増大したことにより、「日本政府が領土要求をめぐる情熱を燃え立たせる中で自らの前任者の限界を超えた」²⁶²ことを指摘している。

このペトロフの論文においては、日本の実業界・政界グループ内における「対ソ貿易経済関係の正常な発展に対する志向」の芽生えが漁業問題交渉の成功を導いたことが肯定的に評価されている。その一方で、「外部からの圧力」という表現を用いながら「北方領土問題」へのアメリカ政府の関与が念頭におかれており、「北方領土問題」とは、大クリル諸島と小クリル諸島に対する不法で根拠のない要求であり、公的なグループ・右翼団体・マスメディア団体によって扇動されたキャンペーンであるとし、日本側の作為性を強調する内容となっている。

また、A.N.アレクサンドロフは、『日本年鑑 1983』の論文「Особенности внешней политики Японии в 1982 г. (1982年における日本の外交政策の特徴)」の中で、「1982年における日ソ関係の情勢は困難なままに留まり続け、そのことは、日本の対外政策・国内政策における否定的な傾向が強化されていることから説明できる」²⁶³と指摘している。そして、アレクサンドロフは、レーガン政権によるグローバルな反ソ路線を支持する中で、日本がアメリカによる対ソ「制裁」政策に西欧諸国よりも「几帳面に」従っている

²⁵⁶ Петров Д.В. Внешняя политика Японии в 1981 г. // Япония 1982. Ежегодник. М.: Наука, 1983. С. 62-63.

²⁵⁷ 1979年のソ連によるアフガニスタンへの軍事介入の後に日本政府が発動した経済制裁のことを指すと思われる。

²⁵⁸ Петров. Внешняя политика Японии в 1981 г. С. 63.

²⁵⁹ 註 242 を参照。

²⁶⁰ Петров. Внешняя политика Японии в 1981 г. С. 63.

²⁶¹ Там же. С. 64.

²⁶² Там же.

²⁶³ Александров А.Н. Особенности внешней политики Японии в 1982 г. // Япония 1983. Ежегодник. М.: Наука, 1984. С. 75.

だけではなく、西側陣営と反ソ計画の共通の路線を統合する措置に着手したと主張し、ソ連に対する日本の外交政策路線の展開を分析しながら、日本において「日本政府が主導者であり組織者でもあるソ連に敵対的な領土要求キャンペーン」が強化されていき、このキャンペーンの規模は毎年増大していると指摘しているのである²⁶⁴。

この論文では、日本政府による「レーガン政権によるグローバルな反ソ路線」への支持ならびに「日本政府が主導者であり、組織者でもあるソ連に敵対的な領土要求キャンペーン」の強化が批判され、『日本年鑑 1980』のD.V.ペトロフの論文と同様、日ソ関係の阻害要因としての<アメリカ要因>ならびに日本における「北方領土問題」の政治的作為性について指摘する論文であると言える。

そして、D.V.ペトロフは、『日本年鑑 1984』の論文「Внешняя политика Японии в 1983 г.: курс на подрыв разрядки (1983年における日本の外交政策：緩和破壊路線)」の中で、「日本と諸外国との関係全体の中でソ連との関係は最も低い水準にある」²⁶⁵との安倍晋太郎外務大臣の言葉を引用して、中曽根政権による反ソ路線の厳格化はワシントンの影響のもと遂行され、そのことは日本がアメリカ政治の路線に従う準備ができていてことを実証する志向を示唆していると指摘している²⁶⁶。さらに、「1984年2月7日にさまざまな政府機関の指導のもと、日本で4回目にあたるいわゆる『北方領土の日』が実施された。日本の報復主義者たちが自らの戯言的なもくろみの中にどこまで迷い込んでいるかについては、今後5年間にわたる『北方領土の複合的な発展計画』の策定プログラムを首相官邸が是認したことが証明している」²⁶⁷と主張するのである。

この『日本年鑑 1984』のD.V.ペトロフの論文では、「中曽根政権による反ソ路線の厳格化」がワシントンの影響下で遂行されていることが批判され、同時に、政府機関の指導のもと日本で4回目にあたる「いわゆる『北方領土の日』が実施されたことが強調されている。それゆえ、『日本年鑑 1980』のD.V.ペトロフの論文ならびに『日本年鑑 1983』のA.N.アレクサンドロフの論文と同様、この論文でも、日ソ関係の阻害要因としての<アメリカ要因>ならびに日本における「北方領土問題」の政治的作為性が指し示されているとすることができる。

以上、ゴルバチョフ政権成立前の「北方領土問題」に関するソ連側の論理の展開を通して言えることは何であろうか。

上記の論文から言えることは、ソ連の日本研究者が、ソ連の軍国主義日本に対する勝利ならびに第二次世界大戦後に定着した秩序といった国際政治の現実を日本側が受け入れていないと考え、また、1980年代初めにかけての日本における「北方領土問題」の政治的イデオロギー化を背景に、日本側の作為性を強調するために「いわゆる領土問題」という表現を一貫して使用していることである。このことに関しては、現在は日ロ間の領土問題の存在について認め、「いわゆる領土問題」という表現を使用はしていないものの、2005年以降、「南クリルの問題」を「第二次世界大戦の結果」という政治的イデオロギーの中に明示

²⁶⁴ Там же. С. 76.

²⁶⁵ Петров Д.В. Внешняя политика Японии в 1983 г.: курс на подрыв разрядки // Япония 1984. Ежегодник. М.: Наука, 1985. С. 85.

²⁶⁶ Там же. С. 87.

²⁶⁷ Там же. С. 86.

的に位置づけている現ロシア政府の公式の見解がソ連時代の論理を継承していることがわかる。また、ソ連の日本研究者が日ソ領土問題に関して重要な要因として指摘していることは、アメリカからの圧力ならびに影響力である。そして、現代ロシアの主要な日ロ関係の研究者が、現在の日ロ領土問題の本質を考えるにあたり、＜アメリカ要因＞の重要性を前提としているという点で、ここにも論理の継承性が見られるのである²⁶⁸。

日ソ関係のみならず日本と他の国々との関係についても記述されている「日本外交論文」の中で、共産主義的レトリック、ソ連側の立場の強調、ソ連にとって不必要な詳細についての沈黙、ソ連政府の「平和志向的な特徴」の過剰かつ排他的な強調が散見される。それにもかかわらず、「日本外交論文」の著者たちの主張から言えることは、ソ連の外交政策は一つの重要な事実を拠り所としているということであり、その事実とは、「第二次世界大戦の結果」こそが現在の国際秩序を作り上げているというものであった。

国際情勢との関係で言えば、1970年代は米中・日中関係の改善や200海里漁業専管水域設定等さまざまな出来事が展開してきたわけであるが、日ソ漁業交渉が領土問題を巻き込む形で実施された1977年以降、ソ連のアフガニスタンへの軍事介入に対する日本を含む西側の経済制裁が実施され始め、また、日本政府によって「北方領土問題」の政治的イデオロギー化がピークに達していった1980年代初めにかけて、日ソ関係が悪化していく中、日本に対する否定的なメッセージが年々多く現れているという変化がみられるようになる。しかしながら、「北方領土問題」については、一貫して「第二次世界大戦の結果」により解決済みとされているのである。ゴルバチョフ政権成立前のソ連にとって、「北方領土問題」には、まさに、「アメリカ政府の影響を受けながら、第二次世界大戦後に形成された現実を考慮したくない日本の特定支配勢力が、ソ連との平和条約交渉の継続を妨害することによって政治的に作り上げている問題である」という政治的な意味づけがなされていたということになる。それゆえ、「日本外交論文」において、「56年宣言」の領土条項には全く言及されておらず、領土問題はすでに解決済みであるとみなされ、「未解決の領土問題」というテーマを提起すること自体が論理的に成り立たないことになってしまうのである。

第2項 「対日戦勝利40周年記念論文」(1985—1986)における「北方領土問題」

第二次世界大戦終結40周年にあたる1985年、『日本年鑑 1984』にI.I.タムギンスキーの「40 лет победы над милитаристской Японией (軍国主義日本に対する勝利40周年)」(以下、「タムギンスキー論文」)が寄稿された。また、その翌年に刊行された『日本年鑑 1985』には、L.N.クタコフの「Военно-политическое сотрудничество Японии и Германии в годы второй мировой войны (第二次世界大戦期における日独軍事・政治協力)」(以下、「クタコフ論文」)ならびにA.N.ニコラエフの「Книги к 40-летию победы над милитаристской Японией (軍国主義日本に対する勝利40周年記念に向けた出版物)」(以下、「ニコラエフ

²⁶⁸ ワレリー・キスタノフ現ロシア科学アカデミー極東研究所日本研究センター所長への筆者による2014年3月14日のインタビュー。アナトリー・コーシキン元ソ連共産党中央委員会国際部日本課主任への筆者による2014年3月17日のインタビュー。クナーゼ元外務次官への筆者による2008年3月26日のインタビュー。パノフ元駐日大使への筆者による2014年3月13日のインタビュー。ドミトリー・ストレリツォフ現モスクワ国際関係大学アジア・アフリカ学部長(ロシア日本研究者協会会長)への筆者による2014年2月25日のインタビュー。

論文)が寄稿されている。本項では、ゴルバチョフがソ連共産党書記長に就任する直前に刊行された『日本年鑑 1984』とゴルバチョフ政権誕生後1年ほど経って刊行された『日本年鑑 1985』で展開されているこれら三つの「対日戦勝利40周年記念論文」における「対日戦勝利」ならびに「北方領土問題」に関するソ連側の論理の展開を明らかにする。以上の分析により、ゴルバチョフ政権誕生前後の時期において、ソ連における「対日戦勝利」という政治的イデオロギーの中で「北方領土問題」にいかなる政治的な意味づけがなされてきたかについて説明することが可能となると考える。

「タムギンスキー論文」では、まず、第1段落で、40年前の1945年秋にソ連軍が3週間で日本関東軍を「壊滅」させ、中国北東部・朝鮮北部・南サハリン・クリル諸島を「解放」したこと、1945年9月2日に日本が無条件降伏に調印して非軍事化と民主化について規定したポツダム宣言の全条件を受け入れたことが言及されている²⁶⁹。その上で、対日戦勝利によって第二次世界大戦は終結し、1937年に日本が中国を襲撃してから極東地域で10年ほど続いた流血の惨事を終わらせ、ソ連の対日参戦は人道的見地からやむを得なかったことであり、第二次世界大戦終結を早め、不必要な犠牲や破壊から日本人を含む諸国民を救出したとの論理が展開されている²⁷⁰。

そして、米軍の損害が甚大になることからアメリカがソ連の対日参戦を強く望んだ経緯が詳述され、ヤルタ協定によってソ連へ南サハリンおよびクリル諸島が「返還」されたとの主張が、以下のようになされている。「ソ連の早期対日参戦を要求しつつ、アメリカ政府とイギリス政府はヤルタで取り決められた合意を遵守することを確認した。既に知られているように、1945年2月11日に調印されたヤルタ協定には、特に、ソ連への南サハリンおよびクリル諸島の返還が規定され、また、ソ連・アメリカ・イギリスの三国列強指導者たちが、欧州における戦争が終結し、ドイツが降伏してから2~3か月後にソ連が対日参戦することに合意したことが記されている²⁷¹と。つまり、ソ連が「ファシストの疫病から諸国民を解放したという榮譽」を得て第二次世界大戦を終結させたということが主張されているのである²⁷²。

日ソ中立条約に関しては、松岡外相、東条首相等の発言を引用して同条約の真の違反者は日本であるとの主張を正当化するデータや資料、事件について詳細に記述しながら、ソ連が日ソ中立条約を破棄し、「ヒトラー・ドイツとファシスト・イタリアとの緊密な連携の中でソ連とその同盟国に対して背信的な行動を取っていた日本」と交戦状態に入ったのは連合国の一員としての義務を果たすためであり、日ソ中立条約はソ連側が破って背信的に日本を襲撃したという「ブルジョア・プロパガンダ」は日本の世論を反ソへと誘導する試みであるとしている²⁷³。そして、「日本の軍国主義化コース」は、広範なプロパガンダキャンペーンを展開させることとなり、ショービニズムとナショナリズムのムードを膨張しているとして現代日本の「軍国主義化コース」が批判されている²⁷⁴。すなわち、「日本軍国主義の粉碎」から40周年を記念するにあたり、「平和を愛する民主的世論」は日本とその周辺における危険な状況に対して警戒心を高めて

²⁶⁹ Тамгинский И.И. 40 лет победы над милитаристской Японией// Япония 1984. Ежегодник. М.: Наука, 1985. С. 5.

²⁷⁰ Там же.

²⁷¹ Там же. С. 6-7.

²⁷² Там же. С. 7.

²⁷³ Там же. С. 7-10.

²⁷⁴ Там же. С. 16.

いること、日本国民を含め「善良な意志を有した人々」は、日本で再び国際的な安全保障にとって脅威をもたらす軍国主義的傾向が強まっていることに警鐘を打ち鳴らしていること、「日本軍国主義の粉砕 40 周年」は二度と繰り返されてはならない日本の悲劇的な歴史を思い起こさせるだけではなく、国家を戦争と侵略という破綻への道と駆り立てる現代日本の政治家や軍人に対する深刻な警告とならなければならないことを最終段落で主張しているのである²⁷⁵。

このように、「タムギンスキー論文」は、全体として、日本国内の軍国主義化コースを批判し、当時の日本政府が経済力に見合う政治的役割を果たしたいという欲求について、強い警戒を示している論文であると言える。「北方領土問題」に関するソ連側の論理としては、ソ連はアメリカの強い要求に応じてやむなく中立条約を破棄し、連合国の一員として軍国主義日本を壊滅させて第二次世界大戦を終結させ、ファシスト国家から諸国民を「解放」し、クリル諸島も「解放」したこと、ヤルタ協定によりソ連へクリル諸島は「返還」されたことが主張されている。つまり、対日戦勝利と第二次世界大戦終結はイコールで結び、第 1 段落ならびに最終段落からは、現在再び「軍国主義化」されつつある日本への警戒を訴えることで、40 年前の軍国主義国家であった日本を「壊滅」させ、クリル諸島を「解放」したことを正当化する論文となっているのである。

一方、「クタコフ論文」では、反ソ的な「日独防衛協定 (Антикоминтерновский пакт)」や「日独伊三国同盟」への参加、1938 年のソ連領ハサン湖地域への軍事攻撃、ソ連の同盟国モンゴル領への大規模軍事侵入といったような日本政府が取ったソ連に敵対する行動を挙げながら、ソ連に対する「根拠のない不法な領土要求」のため、日本側が、「日本はソ連との戦争には参加せず、それゆえ、敗北を喫した日本を侵略者と関連づける根拠はない」との虚偽の主張を推し進めているとして、日本の政治家や研究者の立場を批判している²⁷⁶。また、1941 年から 1943 年にかけての関東軍の対ソ戦準備や日本軍のソ連国境不法侵入に関するデータなどを詳細に示しながら、日本がドイツ、イタリアとの関係を強化しながらソ連との戦争の準備をしていたと主張し、日ソ中立条約の真の違反者は日本であり、ソ連はやむなく同条約を破棄したということが強調されている²⁷⁷。そして、最後に、1945 年 8 月 9 日に対日参戦したソ連政府は、極東地域の戦争の火種を根絶し、日本の圧政からアジア諸国民を「解放」し、極東地域における自国の国益を確保し、日本および日本によって占領された国々において長期間にわたる破壊的な戦争の脅威から日本国民を含む数千万人の人々を救いながら、全面的な平和の到来を早めることを目指したとし、ソ連軍による関東軍の壊滅は日本の降伏と第二次世界大戦終結を決定づけたと結論づけている²⁷⁸。

冒頭で日本のソ連への「北方領土」返還要求に対する批判をしている「クタコフ論文」では、「タムギンスキー論文」と同様、第二次世界大戦を終結するための対日参戦という論理が展開されている。「北方領土問題」に関するソ連側の論理については、ソ連に対して「根拠のない不法な領土要求」をするためになされている日本側の「日本はソ連に参戦したわけではなく侵略者ではない」との主張は虚偽であるとの

²⁷⁵ Там же. С. 18.

²⁷⁶ Кутаков Л.Н. Военно-политическое сотрудничество Японии и Германии в годы второй мировой войны // Япония 1985. Ежегодник. М.: Наука, 1986. С. 266.

²⁷⁷ Там же. С. 266-275.

²⁷⁸ Там же. С. 275.

論理が展開されている。そして、ソ連はやむなく中立条約を破棄して第二次世界大戦を終結させ、軍国主義日本からアジア諸国民を「解放」したことが主張され、「北方領土問題」を否定するためにソ連の日ソ中立条約破棄が正当化されており、対日戦勝利や第二次世界大戦終結に果たしたソ連の役割が強調されている。「クタコフ論文」は、「タムギンスキー論文」と同様、日本の領土要求の根拠となっているとソ連が主張する「日本は日ソ中立条約を破棄していない」との日本側論理への反駁を試みようとした論文であると言することができる。

「ニコラエフ論文」は、ソ連国防省軍事史研究所がまとめた「軍国主義日本に対する勝利 40 周年記念」に向けて書かれた、「Вооруженные силы Японии: история и современность (日本の軍隊: 歴史と現代)」（モノグラフ）、「Победа на Востоке (東部での勝利)」（モノグラフ）、『Милитаристы на скамье подсудимых (被告人席の軍国主義者)』（書籍）、『Разгром милитаристской Японии и освободительная миссия СССР в Азии (軍国主義日本の壊滅とアジアにおけるソ連の解放任務)』（論文集）の4つの出版物を紹介したものである。同論文では、ソ連が軍国主義日本の「壊滅」に果たした役割を裏づけるとされるいくつかのソ連の研究を紹介しながら、まず、多くのブルジョア学者の研究で、「歴史のすり替え」、「第二次世界大戦の極東戦線における軍事事実の実際の成行きや帰結の歪曲」、「日本の軍国主義の残虐な性格の弁護」、「ソ連が日本軍国主義の壊滅に果たした役割の軽視」が試みられていることについて指摘されている²⁷⁹。ここでは、「ファシスト諸国ブロック」という言葉を用いて日本とドイツの関係性を強調しながら、「ソ連が軍国主義日本の粉砕に果たした決定的な役割」、「ソ連の第二次世界大戦時のアジア解放任務」、「第二次大戦勝利という成果」が評価されている²⁸⁰。同時に、1918年から1922年のソ連国内における内戦過程での日本の極東干渉を批判し、日本の対ソ侵略政策を「証明」するための資料を多数紹介することで、ソ連国民の歴史的記憶に訴えかけ、日ソ中立条約の真の違反者は日本であると強調している²⁸¹。そして、3大国である米英ソの緊密な政治・軍事・経済協力こそがファシスト・ドイツと軍国主義日本に対する勝利をもたらしたことが主張され、「帝国主義的な西側陣営による『冷戦』の勃発」や「敵意ある反ソプロパガンダキャンペーンの開始」、「第二次世界大戦の歴史の再検討」を批判し、ソ連が対日参戦によって第二次世界大戦を終わらせたことが正当化されているのである²⁸²。

「ニコラエフ論文」では、第一段落でファシスト・ドイツと軍国主義日本に対する戦勝記念を同列に扱い、「ファシスト諸国ブロック」という言葉を用いて、日本とドイツの関係性を強調することで、「対独戦勝利」と「対日戦勝利」を「第二次大戦勝利」という大きなイデオロギーの枠内で同時に扱っている。そして、日ソ中立条約の真の違反者は日本であり、ソ連は米英ソの緊密な政治・軍事・経済協力の下で軍国主義日本を「壊滅」させて「第二次大戦勝利」という成果を達成してアジアを「解放」したことが強調されている。この論文では、「北方領土問題」に関して直接言及されてはいないものの、日本の領土要求の根拠となっているとソ連が主張してきた「日本は日ソ中立条約を破棄していない」という日本側の論理へ

²⁷⁹ Николаев А.Н. Книги к 40-летию победы над милитаристской Японией // Япония 1985. Ежегодник. М.: Наука, 1986. С. 306.

²⁸⁰ Там же. С. 307-308.

²⁸¹ Там же.

²⁸² Там же. С. 309-310.

の反駁ならびにソ連の日ソ中立条約破棄の正当化が試みられ、「タムギンスキー論文」や「クタコフ論文」の論理が踏襲されていることが分かる。

以上、ゴルバチョフ政権誕生前の「タムギンスキー論文」とゴルバチョフ政権が誕生して1年ほど経ってから公表された「クタコフ論文」ならびに「ニコラエフ論文」における「対日戦勝利」と「北方領土問題」に関するソ連側の論理を分析した結果、何が言えるだろうか。これら3本の論文の中では、第二次世界大戦を終結するための対日参戦という論理が展開され、「北方領土問題」を否定するためにソ連の日ソ中立条約破棄が正当化され、日本の領土要求の根拠となっているとソ連が主張する「日本は日ソ中立条約を破棄していない」という日本側の論理への反駁が試みられている。そして、日本による「ソ連に対する根拠のない不法な領土要求」に対抗するため、「対日戦勝利」という政治的イデオロギーの中において「北方領土問題」には、「ソ連はやむなく中立条約を破棄し、連合国の一員として軍国主義日本を壊滅させて第二次世界大戦を終結させ、軍国主義日本からアジア諸国民を『解放』し、結果としてクリル諸島は『解放』され、ソ連に『返還』された」という政治的な意味づけがなされているのである。

「対日戦勝利40周年記念論文」の中でも、共産主義的レトリック、ソ連側の立場の強調、つまりソ連政府の「解放者」としての役割の強調が散見される。しかしながら、前章で分析した「日本外交論文」中でなされた論理と同様、ソ連の外交政策が、「第二次世界大戦の結果」こそが現在の国際秩序を作り上げているという事実を重要な拠り所としていることが見て取れる。「第二次世界大戦の結果」を尊重することの重要性を強調している点、「ソ連に対する根拠のない不法な領土要求」という表現で日本側の作為性を強調する点で、ゴルバチョフ政権誕生前後の時期においても、「日本外交論文」でなされた論理が一貫して展開されていた。ゴルバチョフ政権誕生から1年が経った時点で公表された「クタコフ論文」、「ニコラエフ論文」においても、『北方領土問題』は第二次世界大戦の結果、解決済みであり、日本の領土要求は不法である」というソ連側の論理に変化は見られなかったのである。

第3項 ゴルバチョフ時代(1985-1991)の「北方領土問題」

ゴルバチョフ政権が誕生した1985年以降の『日本年鑑』について、チェルネンコの死去に伴い、ゴルバチョフがソ連共産党中央委員会書記長に就任し、ソ連崩壊前の「ペレストロイカ」期においてソ連に新しい政治環境が生じたことを踏まえて、ソ連において政治改革が進められていく中、ソ連側の主張に変化が生じたのかどうかについて検証する。

V.N.アルセニエフは、1986年に刊行された『日本年鑑 1985』の「Внешняя политика Японии в 1984 г. (1984年の日本の外交政策)」の中で、「1984年におけるソ日関係の発展に影響を与え続けたのは、1980年代初めに日本政府によって取られた措置、すなわち、ワシントンによって無理に押し付けられた反ソ的『強硬制裁』政策に東京が参加した動きの否定的な結果である」²⁸³ことを指摘している。そして、「日本におけるソ連に対する非友好的なキャンペーンにより、政治領域において、ソ日関係の雰囲気は深刻なほど暗いものとなったが、そのようなキャンペーンの過程で、日本は特に戦後処理の結果ソ連の主権下に回

²⁸³ Арсеньев В.Н. Внешняя политика Японии в 1984 г. // Япония 1985. Ежегодник. М.: Наука, 1986. С. 68.

復したクリル諸島南部への不法な領土要求を推し進めていった」²⁸⁴と主張する。

この論文では、「北方領土問題」とは、日本によって推し進められていった「戦後処理の結果ソ連の主権下に回復したクリル諸島南部への不法な領土要求」であるとされている。そして、このことを主張することにより、「第二次世界大戦の結果」を尊重することの重要性が指し示されている。

一方、D.V.ペトロフは、『日本年鑑 1986』の「Внешняя политика Японии в 1985 г.: трудный выбор (1985年の日本の外交政策：困難な選択)」の中で、1985年3月14日にモスクワで開かれたゴルバチョフと中曽根の会談での「ソ連は日本との互惠関係を様々な領域で発展させる用意がある」というゴルバチョフの発言を引用し、ソ連政府の日ソ関係を正常化したいという願望について言及している²⁸⁵。また、ペトロフは、80年代初めに日本政府が対ソ「制裁」に参加して以来、日ソ関係において初めて良い環境が出来つつあり、貿易・経済関係の前進など、あらゆる方面での日ソ交流が活発に行われ、肯定的な見通しがあることについて指摘している²⁸⁶。それにもかかわらず、日ソ間には深刻な意見の不一致が存在していることが言及され、特に、「公権力の明白な庇護の下煽られたソ連領要求をめぐるキャンペーン」が批判されている²⁸⁷。

そして、日ソ平和条約締結交渉の継続についての言及がなされ²⁸⁸、1985年の日ソ関係における本質的な好転が意味することについて、「対等と相互利益の原則の厳格な遵守を基礎に、両国から善良な意志が発現し、困難を克服して妥協を探し求めること (поиску компромиссов) を心から志向すれば、相互に受け入れ可能な解決策に到達 (достижение взаимоприемлемых решений) するための可能性が存在する」²⁸⁹と主張している。さらに、日ソ関係について、「相互性 (взаимность) を基礎としてのみ首尾よく構築され得るのであり、その理解の中では、誰も第二次世界大戦の結果や国境の不可侵性を侵すようなことはしないであろう」とのゴルバチョフの発言が引用されているのである²⁹⁰。

このペトロフの論文については、「ソ連は日本との互惠関係を様々な領域で発展させる用意がある」というゴルバチョフの発言に触れられており、80年代初めに日本政府が対ソ「制裁」に参加して以来、日ソ関係において初めて良い環境が出来つつあると指摘していることから、日ソ関係の見直しを含め両国関係全体が肯定的に評価されていると言える。また、「妥協の探求 (поиску компромиссов)」、「相互に受け入れ可能な解決策への到達 (достижение взаимоприемлемых решений)」という表現から日ソ関係を正常化したいとのソ連政府の願望が読み取れる。しかしながら、それでも両国間の意見の不一致の存在は無視されておらず、「対等と相互利益の原則」という表現は用いられてはいるものの、日ソ関係の発展のためには、第二次世界大戦の結果や国境の不可侵性を侵すようなことはしないという理解が必要であると主張されており、『北方領土問題』は第二次世界大戦の結果、解決済みである」というソ連側の論理があらためて強調されているのである。

²⁸⁴ Там же.

²⁸⁵ Петров Д.В. Внешняя политика Японии в 1985 г.: трудный выбор // Япония 1986. Ежегодник. М.: Наука, 1987. С. 82.

²⁸⁶ Там же. С. 82-86.

²⁸⁷ Там же. С. 86.

²⁸⁸ Там же. С. 84.

²⁸⁹ Там же. С. 86.

²⁹⁰ Там же. С. 86-87.

『日本年鑑 1987』に掲載された S.I.ヴェルビツキーの「Новые тенденции во внешней политике Японии (日本の外交政策における新たな傾向)」では、日ソ関係を考慮するよりもアメリカとの同盟関係を重視するといった日本の対ソ政策が西欧諸国の対ソ政策と同化しつつある状況について指摘されている²⁹¹。また、1980年代半ばから、中曽根政権のもと、日本においてナショナリズムが強まる傾向が顕著になってきていることが指摘され、特に、中曽根首相の「健全な新しい」ナショナリズムは必要不可欠のものであるとの考えについて注意が払われ、そのような政策の否定的な影響についても言及されている²⁹²。そして、ヴェルビツキーは、「北方領土問題」に関し、「残念ながら、日本外交は『政経不可分』の原則を堅持する必要性を強調し始めた」と指摘し、そのことが日ソ関係に否定的な影響を与えたと結論づけている²⁹³。

この論文では、日ソ関係の阻害要因としての<アメリカ要因>を前提としつつ、前年の D.V.ペトロフの論文においてなされた日ソ関係に対する肯定的な評価が抑えられている。そして、日本政府が「北方領土問題」に関して旧来の「政経不可分」の原則を堅持する必要性を強調し始めていることが批判され、そのことによって日ソ関係に否定的な影響が出ていることが指摘されている。

V.N.ブーニンは、1989年に刊行された『日本年鑑 1988』の「Внешняя политика Японии в 1987 г.: усиление глобалистских тенденций (1987年における日本の外交政策：グローバリスト傾向の強化)」の中で、「1986年から1987年にかけて日ソ関係の中で達成された政治的前進がそれ以上発展することはなかった」²⁹⁴と指摘する。また、ブーニンは、「1987年10月の日本の政治指導部の交替は、ソ連との関係において東京の公式路線の本質的な修正を生み出さなかった」²⁹⁵と主張している。そして、竹下登首相が、自らの声明とは相反して、前指導部と同様、「ソ連との関係の改善の可能性を必ず『領土問題』の解決に結び付けようとする」やり方で日ソ関係の突破口を開こうとし続けているという結論を導き出している²⁹⁶。

この論文においては、『日本年鑑 1986』の D.V.ペトロフの論文における日ソ関係への肯定的な評価が退けられていることが分かる。そして、対ソ関係改善の可能性を常に「領土問題」の解決に結び付けようとする日本側のやり方を批判することにより、日本における「北方領土問題」の政治的作為性を批判する論文となっている。

以上のことから言えることは、何か。まず、ゴルバチョフ政権成立直後には、「ソ連は日本との互惠関係を様々な領域で発展させる用意がある」とか「ソ日平和条約締結についての交渉は継続する」といった日本への肯定的なメッセージが多くなっているという新しい変化が見られる。しかしながら、「北方領土問題」に関するソ連側の論理については、「北方領土問題」へのアメリカ政府の関与や「第二次世界大戦の結果」を尊重することの重要性を指し示し、日本側の作為性を強調しながら、「クリル諸島南部は戦後処理の結果ソ連の主権下に回復したのであり日本の領土要求は不法である」、「第二次世界大戦の結果と国境の不可侵性は守られるべきである」という論理が、ゴルバチョフ政権成立後も一貫して展開されていた

²⁹¹ *Вербицкий С.И.* Новые тенденции во внешней политике Японии // Япония 1987. Ежегодник. М.: Наука, 1988. С. 51.

²⁹² Там же. С. 52-53.

²⁹³ Там же. С. 76-77.

²⁹⁴ *Бунин В.Н.* Внешняя политика Японии в 1987 г.: усиление глобалистских тенденций // Япония 1988. Ежегодник. М.: Наука, 1989. С. 62.

²⁹⁵ Там же. С. 63.

²⁹⁶ Там же.

ことが分かる。すなわち、ソ連時代においては、一貫して、「第二次世界大戦の結果」という政治的イデオロギーの中で「北方領土問題」の政治的な意味づけがなされ、領土問題は解決済みとされていたのである。

このように、ソ連政府は、「第二次世界大戦の結果」という共通の言説を利用しながら、自らの政治的行為の所産であるとも言える「北方領土問題」に政治的な意味を付与し続けてきた。そして、「北方領土問題」が第二次世界大戦後、サンフランシスコ講和条約の中で日本が放棄したと明記されているクリル諸島の一部である国後・択捉²⁹⁷の返還まで求める日本側の要求である以上、なぜ、「第二次世界大戦の結果」という政治的イデオロギーの中で「北方領土問題」を解決済みとするソ連側の論理が貫かれてきたのか、その理由を理解することができよう。

1986年5月30日のクレムリンでの安倍外相との会談において、ゴルバチョフは、「ソ日関係は相互性(взаимность)を基礎としてのみ首尾よく構築され得るのであり、その理解の中では、誰も第二次世界大戦の結果や国境の不可侵性を侵すようなことはしないであろう」²⁹⁸と発言している。この発言は、「ペレストロイカ」や「グラスノスチ」、「新思考外交」など国内政策・対外政策を抜本的に変更したゴルバチョフでさえも、「第二次世界大戦の結果」と「国境の不可侵性の原則」を曲げることによって「第二次大戦勝利」という政治的イデオロギーを否定することはできなかったことを指し示している。そして、同発言は、1991年の日ソ首脳会談において、ゴルバチョフ大統領が平和条約締結後の歯舞・色丹の引き渡し義務について規定されている「56年宣言」を声明に明記することを最後まで拒否したことの論理的背景となるものであると言える。

小括

本章では、ソ連時代の『日本年鑑』における日ソ関係に関するソ連の日本研究者の主張を、ソ連の政治的イデオロギーの中で「北方領土問題」がいかなる政治的な意味を与えられてきたかという観点から分析してきた。ここで明らかになったことは、以下の通りである。

ゴルバチョフ政権成立前、同政権成立前後、同政権成立後という3つの時期に絞ってソ連側の論理を見た場合、その時々国際情勢の中で、現代日本の軍国主義化コースが批判されたり、ゴルバチョフ政権成立後には肯定的なメッセージが多くなったりと、対日メッセージの意味合いには変化がみられる。

しかしながら、「北方領土問題」に関するソ連側の論理そのものが変化しているわけではなく、ゴルバチョフ政権成立前には、「北方領土問題」とは、「アメリカ政府の影響を受けながら、第二次世界大戦後に形成された現実を考慮したくない日本の特定支配勢力が、ソ連との平和条約交渉の継続を妨害することによって政治的に作り上げている問題である」との政治的な意味が付与されてきた。また、同政権成立前後においては、「ソ連はやむなく中立条約を破棄し、連合国の一員として軍国主義日本を壊滅させて第二次世界大戦を終結させ、軍国主義日本からアジア諸国民を『解放』し、結果としてクリル諸島は『解放』され、ソ連に『返還』された」という政治的な意味づけもなされてきた。そして、ゴルバチョフ政権成立後

²⁹⁷ クリル諸島の定義についての日本側の先行研究については、第2章第1節を参照のこと。

²⁹⁸ Петров. Внешняя политика Японии в 1985 г. С. 86-87.

も、ソ連では一貫して第二次世界大戦に関する歴史の捏造が強く警戒され、「クリル諸島南部は戦後処理の結果ソ連の主権下に回復したのであり、日本の領土要求は不法なもので、第二次世界大戦の結果と国境の不可侵性は守られるべきだ」ということが強調し続けられてきたのである。

全体を通してソ連時代の『日本年鑑』を見た場合、1970年代には、年々、「第二次世界大戦の結果を尊重しない日本政府による南クリル諸島に対する不法な領土要求」への批判が高まっている。また、アメリカの強い影響についても何度も強調されている。こういった要素が日ソ関係を停滞させたとしてソ連の研究者が考えていたことは重要であろう。そして、1980年代になり、アフガニスタンへ軍事介入したソ連に対する日本を含む西側陣営の厳しい経済制裁が実施され、1981年には「北方領土の日」が制定される中、日ソ関係が極度に悪化したことが言及されている。そのような状況はしばらく続くが、その後、1985年にゴルバチョフ政権が誕生し、ペレストロイカ期が到来すると、ソ連の研究者たちは日ソ関係の発展において好都合な要因が現れてきたことを指摘する。しかしながら、国際情勢がどれだけ変化しても一貫して行われてきた日本の「北方領土」返還要求のため、すでに1987年にはこのような前提条件は現実のものとはならなかったことが言及されている。日ソ間の領土問題は外交問題であり、日本側の政治的作為に対する反応としてソ連側は「第二次世界大戦の結果」という政治的イデオロギーの中で「北方領土問題」に政治的な意味を付与し続け、対日外交を展開していったと言える。

本章においては、1972年からソ連崩壊までの期間を通して付与され続けてきた「北方領土問題」の政治的な意味の内容を解明したことにより、第1に、「北方領土問題」に関するソ連側の立場を明確にし、ソ連の公式見解の持つ論理構成の特徴とその一貫性を解明し、ソ連の継承国家であるロシア連邦においても、こうした一貫した論理構成に依拠していることを明らかにすることができた。第2に、ソ連政府が「北方領土問題」の存在を否定してきた理由とその背景についても明らかにすることができた。このことにより、ソ連と現代ロシアにおける「北方領土問題」に関する論理の連関性と継続性を比較分析することが可能になったと考える。

ソ連時代はゴルバチョフ政権末期まで日ソ間の領土問題について体系的な世論調査が取られることはなく、日本との領土問題の具体的内容やその経緯について積極的に国民に知らしめるということは行われなかった。一方、ソ連崩壊後のロシアにおいて一定の民主主義的システムが導入されることになり、現在、ロシア国民に対しては日本との領土問題についてマスメディアを通して細部まで情報が提供されている。

ロシア連邦政府が国民世論と向き合わざるを得ない中で「南クリルの問題」は現代ロシア社会においてどのような政治的機能を果たし始めているのか。日ロ領土問題について、なぜ、「第二次世界大戦の結果」といったソ連時代から一貫した論理が存在しているのか。現代ロシアにおける対日領土問題交渉の原則について把握するためにも、これらの点について、ロシアの国内政治における政治的作為性という観点から分析することが必要となろう。

第4章 現代ロシアにおける「南クリルの問題」が果たす政治的機能

ソ連時代、「南クリルの問題」は、「第二次世界大戦の結果」という政治的イデオロギーの中に位置づけられていた。それでは、現代ロシアにおいてはどのような位置づけがなされているのか。本章では、現代

ロシアにおいて「南クリルの問題」が果たす政治的機能について、ロシア政治における政治的作為性という観点から、第2期プーチン政権を中心に明らかにすることを目的とする。

本章では、ソ連崩壊後のロシアにおいて、第2期プーチン政権期に焦点をあてながら、メドベージェフ大統領が国後島を訪問した2010年11月頃までに分析対象時期を限定した。それは、ロシア政府の公式の論理が確立したのは「2005年9月27日プーチン発言」であり、そこを主軸におきながら、その前後の時期における「南クリルの問題」をロシア政府による政治的作為性という観点から分析することにより、そのような公式の論理が発生した背景ならびにそのような論理の帰結としてのロシア外交の展開を分析することが可能となると考えるからである。

ここで、現ロシア政府の公式の見解が初めて出された「2005年9月27日プーチン発言」によってロシア連邦がソ連の論理を継承していることが明らかになる中、ソ連と現代ロシアにおける「南クリルの問題」に関する公式論理の連関性と継続性を解明するにあたり、現ロシア政府の公式見解の本質と背景について分析する上で、二つの問いが存在する。それは、第1に、なぜメドベージェフは2010年11月1日、ソ連時代を含めてロシア首脳として初めて国後島を訪問し、その後日ロ領土問題交渉の継続そのものが危機に晒されたのか、という問いであり、第2に、なぜロシア政府は「クリル諸島社会経済発展」連邦特別プログラム（2007-2015）を通して日本との争点たる地域である「南クリル」の開発に突き進むのか、という問いである。

以上の問いに答えるには、ロシア側の立場や公式見解の持つ論理構成の特徴とその一貫性について、ロシア政府による政治的作為性という観点から、ロシア政治において「南クリルの問題」が果たす政治的機能に焦点をあてつつ、ロシア側の資料やロシアの主要な日本専門家の認識に基づいて分析する必要がある。

第1節 新生ロシア成立期から第1期プーチン政権（1992-2004）における「南クリルの問題」

第1項 新生ロシアと「92年秘密提案」

ソ連が崩壊しロシア連邦が誕生した直後の1992年3月21日、ロシア側から日本に対して領土問題解決のための非公式提案が出された²⁹⁹。その内容に関しては、これまで、朝日新聞、北海道新聞、産経新聞などの新聞記事³⁰⁰や新聞記者が取材内容などをまとめた出版物³⁰¹などで明らかにされてきた。一般に「92年秘密提案」や「クナーゼ提案」と呼ばれるこの非公式提案は、当時外務次官を務め、現在はロシア科学アカデミー世界経済国際関係研究所主任研究員を務めているゲオルギー・クナーゼによって立案されたものである。この秘密提案は、新生ロシアが政治的・経済的・社会的に最も力を落としていた時になされたロシア側の最大限の譲歩と考えられるものであり、日ロ領土問題をめぐるロシア側の妥協の限度とその背

²⁹⁹ 日ロ領土交渉に直接携わった両国の元外務省高官はこの提案の存在を認め、具体的な内容についても言及している。パノフ（2004）、17-18頁。東郷（2007）、164-170頁。Панов. Россия и Япония. С.73.

³⁰⁰ たとえば、2002年5月21日付朝日新聞の記事、2002年12月24日付北海道新聞に掲載されたクナーゼ元外務次官の証言、2013年1月8日付産経新聞に掲載された東郷和彦元欧亜局長の証言など。

³⁰¹ たとえば、佐藤和雄、駒木明義（2003）『検証 日露首脳交渉—冷戦後の模索』岩波書店、27-28頁、本田（2013）、449-452頁など。

景を理解する上で重要なものであると言えよう。

「クナーゼ提案」の具体的内容については、歯舞・色丹の引き渡しを平和条約締結の後にするのか前にするのか、国後・択捉の交渉あるいは協議を行うのかどうか、という点でそれぞれ内容が食い違っている³⁰²。しかしながら、各内容で共通しているのは、歯舞・色丹の引き渡しと国後・択捉に関する交渉あるいは協議が区別されており、ロシア側は国後・択捉を即座に引き渡すことに応ずることはできなかったという点である。

結論的には、「クナーゼ提案」が公式提案となることはなかった。それは、日本側がこの提案を受け入れる準備がなかったからであったが、同時に、ロシア国内においてナショナリズムの嵐が吹き荒れる中、「クナーゼは職務上の罪を犯している」などの批判が相次ぎ³⁰³、1992年9月9日にはエリツィン大統領が訪日をキャンセルすることによって、ロシア外務省の対日政策が否定されたからであった³⁰⁴。同大統領の訪日がキャンセルされた要因として、クナーゼ元外務次官は、当時渡辺美智雄外相がロシア側の妥協案を無視する形で四島返還を同大統領に求めたことを挙げている³⁰⁵。また、1996年から2003年まで駐日本ロシア連邦特命全権大使を務めたパノフは、「1992年の春から夏にかけて『日本の領土要求に屈せず、ロシア領土を守れ!』というスローガンのもとに、領土返還反対論の嵐がロシア国内に吹き荒れた理由」³⁰⁶として、以下の要因を挙げている。すなわち、日本側が新生ロシアと本質的に新しい関係を築き上げる態度を示さないまま非妥協的に領土要求を続けた結果、ソ連崩壊後これ以上自国の領土を放棄することなどできないとの感情が高まっていたロシア国民の中で日本に対する過去の記憶³⁰⁷が呼び起こされ、日本の領土要求に対して否定的な心理状態が生み出された、との指摘である³⁰⁸。新生ロシアの対日政策を主導した両者の指摘は、当時の日本の対ロ外交がソ連崩壊後のロシア人の心理状態を考慮せず、結果としてロシア国内において否定的な対日国民意識を生み出す契機となった点を考える上で重要な証言であると言える。

一方、交渉当事者であったクナーゼ元外務次官は、2008年3月26日の筆者のインタビューに対し、「ソ連崩壊後、ロシア人はショック状態・屈辱を体験したが、それは、日本人が1945年に体験したものと非常に良く似ていた。そして、周囲の環境に対するロシア人の恨みの感情は堆積していき、この恨みは『クリル問題』に向かった」³⁰⁹と説明している。また、同氏は、「『第二次大戦勝利』は、今の世代のロシアの人々にとってさえ、ロシアの主要な歴史上の出来事、他に並び立つもののない重要な出来事であると言える。あなたの言うように、『日本はクリルをめぐって非常に目的志向的な政治的神話を作り上げたが、ソ

³⁰² 本田良一は、92年8月14日のイズベスチヤ紙の記事、クナーゼ元外務次官の証言、東郷和彦元欧亜局長の証言を整理し、「クナーゼ提案」の内容の真相について迫っている（本田（2013）、447-456頁）。

³⁰³ 本田（2013）、463頁。

³⁰⁴ 同上、466頁。ロシア国内におけるナショナリズムの高まりの中で「クナーゼ提案」が消えていった経緯については、本田（2013）、463-466頁、東郷（2007）、169-170頁。

³⁰⁵ 本田（2013）、466頁。

³⁰⁶ パノフ（2004）、20頁。

³⁰⁷ チュグロフは、ロシア人の対日認識に影響を与えている歴史的記憶として、①1905年の「屈辱的な」敗北、②内戦の過程での日本の極東への干渉、③1938年のハサン湖事件、1939年のハルビン・ゴール川事件、④1945年のソ連の対日参戦を挙げている（Чугров. Социокультурное пространство и внешняя политика современной Японии. С. 119）。

³⁰⁸ パノフ（2004）、20-21頁

³⁰⁹ クナーゼ元外務次官への筆者による2008年3月26日のインタビュー。

連やロシアはそのようなことはしなかった』というの正しい。しかしながら、ロシアでは、『南クリルの問題』は『第二次大戦勝利』に関する政治的神話の一部なのである³¹⁰と述べている。

また、パノフ元駐日大使は、2014年3月20日の筆者のインタビューに対し、「第二次世界大戦の結果」としてクリル諸島がロシア領に属しているという理解はソ連時代を含め常に存在していたことを指摘し、「南クリルの問題」が第二次世界大戦についての政治的イデオロギーの中で政治的機能を果たし続けてきたことを暗に認めている³¹¹。ソ連崩壊後の新生ロシアの対日政策を主導した両元ロシア外務省高官の発言は、領土問題交渉におけるロシアの妥協の限界ならびに「南クリルの問題」がソ連・ロシアの国内政治の中で与えられてきた政治的な意味を理解する一助となり得るものである。

ロシアが最も危機的な状況であった時期になされたロシア側の最大限の譲歩であっても、四島返還ではなく、56年宣言に基づく歯舞・色丹の引き渡しおよび国後・択捉の交渉ないしは協議が妥協の限度であり、国後・択捉の引き渡しを確約することは不可能であった。そして、ロシアの最大限の譲歩は「第二次大戦勝利」という「政治的神話」から自由になることはできず、その意味で、「南クリルの問題」は、ソ連崩壊後、「第二次大戦勝利」という言説の中に潜在的に位置づけられ始めていったとすることができる。

第2項 第1期プーチン政権（2000－2004）と「イルクーツク声明」

2000年9月5日、プーチン大統領と森首相は、「平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明」³¹²に調印した。その際、プーチン大統領は、ロシア側にとって56年宣言は第9項の「領土」条項を含め全体として有効性があることを口頭で確認した。同声明の中でこの立場は明記されなかったものの、ロシア側としてはじめて同宣言の有効性を明確に認めたのである³¹³。その後、日ロ関係に信頼関係が構築されつつある中、2001年3月25日、プーチン大統領は、「イルクーツク声明」で、1956年に日ソ共同宣言が調印されて以来、ロシア首脳として初めて、56年宣言の法的有効性を文書の中で認めた。

日本側には、「四島一括返還」の立場からして、プーチン大統領が同宣言の有効性を認めたのは当然のことであり、同宣言のみを基礎とした交渉では二島返還で終わってしまうことを理由として、56年宣言のみを強調する立場は受け入れられないという意見が根強く存在する³¹⁴。このような考え方に対し、パノフ元駐日大使は、ロシア政治におけるプーチン大統領の決断の意味について日本側が理解していないことに対し、次の点に注意を喚起している。すなわち、「ロシアは『1956年共同宣言』の有効性を全面的に認めた。このことは、日本の一部学者とマスコミが評したような『四十五年前への単なる回帰』ではなかった。『日ソ共同宣言』が調印された後、ソ連で、さらには、ロシアでこの宣言がどう見られたか、また、ロシア社会の一定層がこの宣言に対して持ち続けた批判的な態度を考慮するとき、宣言の有効性認知という措置を実行するには、大きな政治的勇気、決断、さらには措置が与える影響についての十分な考察が必

³¹⁰ 同上。

³¹¹ パノフ元駐日大使への、筆者による2014年3月20日のインタビュー。

³¹² 日本国外務省、ロシア連邦外務省『日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集 2001年版』24－25頁。

³¹³ Панов. Россия и Япония. С. 135.

³¹⁴ たとえば、袴田茂樹（2002）「日ロ関係一停滞から発展へ」明石康ほか『日本の領土問題』自由国民社、178－179頁。

要だった」³¹⁵という点である。

また、ドミトリー・ストレリツォフは、「イルクーツク声明」をめぐってロシアと日本での解釈が根本的に異なっていることを指摘し、ロシアにとって56年宣言第9項の規定は最終的なものであるのに対し、日本はロシアのさらなる譲歩を当然のことと考え、56年宣言を領土問題解決への道の中での中間的な段階であるとみなしたことを問題点として挙げている³¹⁶。ストレリツォフは、ロシア側がそのような日本側の解釈を断固として退けたこと、ロシアの指導部が、齒舞・色丹の引き渡しの期限や条件については法律家が明確にすべきであるものの、56年宣言は国際条約として効力を有する唯一の文書であり、問題解決の基本的な文書であると言明したことを強調している³¹⁷。

「イルクーツク声明」調印直後、日本では小泉内閣が成立した。同政権は、森政権で進められつつあったいわゆる「並行協議」あるいは「段階的返還論」に基づく交渉方針を否定し、旧来の「四島一括返還論」に回帰した³¹⁸。ロシア側は、日本の新政権が平和条約交渉に関する路線を変更し妥協の姿勢を見せなくなったことで、56年宣言の「領土条項」に関する専門家間の交渉を行う余地がなくなったため、領土問題について具体的に話し合いの方策を探ることは不可能となったと受け止めた³¹⁹。

パノフ元駐日大使は、「2002年は、平和条約問題に関して、日本で『伝統的立場』の支持者が最終的勝利を収めた特筆すべき年となった」³²⁰と指摘するが、いわゆる「鈴木事件」を境に日本外務省の対日外交は破綻し、日ロ外交関係は取り返しがつかないほど悪化していく³²¹。そのような状況下、2003年1月10日、小泉首相はプーチン大統領と会談し、両首脳は「日露行動計画」に調印し、以降、同行動計画に沿う形で日ロ関係は総合的に発展していくこととなる。ここで重要なことは、当時駐日大使を務めていたパノフが、「モスクワ会談のあと、領土問題解決に向けての日ロ双方の具体的アプローチに何らの変化も生じなかった」³²²とし、日ロ双方は互いの交渉ポジションを具体的に接近させるための共通の基盤を見つけることができなかつたと指摘していることである³²³。この指摘から見えてくることは、同行動計画調印後、日ロ関係は総合的に発展していくものの、領土問題交渉の進展は見られなくなったということである。

「92年秘密提案」の時と同様、「イルクーツク声明」で56年宣言の法的有効性を認めたロシア側の譲歩案に対し、日本側は歩み寄ることができなかつた。そして、そのような日本側に対する反応として、2001年9月4日、「イルクーツク声明」調印のおよそ5か月後、サンフランシスコ講和条約締結50周年記念の中で、ロシア外務省は、ロシア側としてはじめて、同条約に対して肯定的評価を与える声明を出した³²⁴。パノフ元駐日大使は、同条約は日本がクリル諸島への権利・権原・請求権の放棄を認めた条約であること

³¹⁵ パノフ (2004)、162 頁。

³¹⁶ Территориальный вопрос в афро-азиатском мире. С. 62.

³¹⁷ Там же. С. 62-63

³¹⁸ 小泉政権成立後の日本政府の交渉方針の転換や日本国内における「四島一括論」と「段階的返還論」の支持者の間での議論についてロシア側の視点から整理したものとして、パノフ (2004)、158-161 頁。

³¹⁹ パノフ (2004)、165 頁。

³²⁰ Панов. Россия и Япония. С.141.

³²¹ 「鈴木事件」が日ロ関係に与えた影響についてロシア側の視点から分析したものとして、パノフ (2004)、166-171 頁。 Там же. С. 141-143.

³²² パノフ (2004)、173 頁。

³²³ 同上、174-175 頁。

³²⁴ Панов. Россия и Япония. С. 147.

に言及し、対日関係の文脈において、ロシア側が重要な一步を踏み出したことを指摘している³²⁵。

第1期プーチン政権において、ロシア側は、「イルクーツク声明」により56年宣言第9項の規定が最終的なものであることを明確にした。同時に、ロシアは、日本側が妥協の姿勢を見せなくなったことで、同宣言第9項に関する交渉を行う余地がなくなり、領土問題について具体的に交渉していくことは不可能となったと考え、「南クリルの問題」を「第二次大戦勝利」という「政治的神話」の中に組み込み始めていったと言える。

第2節 第2期プーチン政権（2004–2008）における「南クリルの問題」

第1項 「2005年9月27日プーチン発言」

第2期プーチン政権が成立してからおよそ半年後の2004年11月14日、ロシアのラブロフ外相は、ロシアはソ連の継承国家であり、ソ連から継承した義務の中には56年宣言が含まれること、ソ連邦最高会議によって批准された同宣言には、日本に南の二島を引き渡し、それで終止符を打つことが提起されていることを確認した³²⁶。翌日、プーチン大統領は、閣議で「我々は常に自らに課された義務を果たしてきたし、今後も果たし続ける。批准された文書であればなおさらである」³²⁷と述べた。このことについて、アナトリー・コーシキンは、ロシア外務省とプーチン大統領が出した二島引き渡しの可能性に関する予想外の声明は、国民の反応を調べ、ロシア世論を見極める観測気球であったとみなしている³²⁸。コーシキンによると、これらの声明の結果、ロシアでは猛烈な反応が呼び起こされ、いかなる領土の譲歩にも反対する勢力は即座に活発な動きを見せ始めた³²⁹。サハリン州社会団体評議会は、「我々は、日本に南クリル諸島を引き渡す問題に関して日本と交渉が行われるのであれば、ましてやサハリン州の住民の同意なくそれらの引き渡しに関する条約に署名がなされた場合には、住民に対して抵抗するよう訴える権利を行使する。日本にクリル諸島が引き渡された時には、売国行為のかどでプーチン大統領の罷免をロシア連邦議会へ要求する権利を行使する」³³⁰との声明を出した

ロシア国内でこのような逆風が吹き荒れていた中、日本側はロシア側の妥協のジェスチャーを評価することはなかった。同年11月16日、小泉首相は「二島返還は既定の事実と受け止めている。日本はそれでいいということにはならない。四島の帰属を明確にしてからでないと、平和条約締結にはなりません」³³¹と発言する。ロシア側ではこの発言は高慢なものとして受け止められた³³²。コーシキンは、「そのような非妥協的な方針は、『現在、日本側にとってこの問題は原則的なものである。すなわち、齒舞・色丹・国後・択捉の全北方四島の返還かゼロかのどちらかである』と公然と表明している日本の右翼勢力の立場と一致している」³³³と指摘している。

³²⁵ Там же.

³²⁶ Территориальный вопрос в афро-азиатском мире. С. 63.

³²⁷ Кошкин. Россия и Япония: Узлы противоречий. С. 390.

³²⁸ Там же. С. 391.

³²⁹ Там же.

³³⁰ Там же.

³³¹ 朝日新聞（夕刊）、2004年11月16日付。

³³² Кошкин. Россия и Япония: Узлы противоречий. С. 393.

³³³ Там же.

その後、2004年11月21日のAPECサンティアゴ首脳会議の際に行われたプーチン・小泉首脳会談での日ロ平和条約・領土問題交渉の決裂³³⁴を経て、日本政府によって表明された非妥協的な立場への反応として、プーチン大統領は、2004年12月23日、クレムリンでの記者会見の席上、日本の新聞記者の質問に答える形で、「我々は二島はいらない、欲しいのは四島である—と今日あなた方は言うが、私にとってそれはちょっと奇妙なことである。それではなぜ、当時批准したのか？もし日本側がこの宣言を批准したのならば、なぜ、今になって日本側は四島に関する問題を再び持ち出すのか」³³⁵と発言している。

そして、第2期プーチン政権が成立してから1年余りが経過した2005年9月27日、プーチン大統領は国民とのテレビ対話の中で、「クリルの島々—四島—に関する日本との交渉プロセスに関して言えば、それらはロシア連邦の主権下にある。このことは国際法によって認められた。これは第二次世界大戦の結果であり、まさにこの部分について、我々は何ら議論をするつもりはない」³³⁶と発言した。同大統領は、はじめて、「南クリルの問題」を「第二次大戦勝利」という政治的イデオロギーの中に明示的に位置づけ、この発言以降、同大統領の口から56年宣言を基礎に両国が妥協し領土問題を解決しようとの具体的呼びかけは見られなくなった。日本との領土問題を解決したいという意志は見られるものの、ロシア側の妥協案を明言することを控えるようになったという点で、日ロ領土交渉において分岐点となる発言であったと言える。

それにもかかわらず、コーシキンは、「プーチン大統領は、56年共同宣言の規定へ戻ることによって領土問題の解決を目指す立場に留まり続けたようである」³³⁷と分析している。しかしながら、コーシキンは、日本でもロシアでも、そのような妥協に同意するための政治的・心理的条件が欠けていたことを指摘し、ロシア市民の大多数が日本に四島、あるいは二島を引き渡すことに反対しており、2005年10月には南ク

³³⁴ コーシキンへの筆者による2014年3月17日のインタビュー。また、このことについて、チュグロフは、次のように述べている。「2004年7月、小泉潤一郎率いる自民党が参院選で印象的な敗北を喫した。それから少し経った2004年11月14日、ロシア外相セルゲイ・ラブロフは、日本政府代表の再三の外交的打診に応じ、平和条約締結後に小クリル諸島（色丹・歯舞）を日本に事実上引き渡すことを規定した1956年日ソ共同宣言の原則にモスクワが立ち返ることに同意するとの声明を出し、この提案はプーチン大統領の言明によっても確認された。その後の小泉首相の反応は多くの外交官に大きな衝撃を与えた。ロシア側のイニシアチブに基づくいかなる交渉も提案せず、日本の指導者は、サンティアゴでのG8サミットで、日本は争点となっている四島全島返還についてのみ協議する準備があると表明し、ロシア側の提案をただ単に拒否し、日本側・ロシア側双方を身動きとれない気まずい状態にさせた。そのような予想外の強硬な反応は、小泉首相がロシアに対する強硬な言明により自分の政党の選挙イメージを回復させようとしたことによって生まれたであろうことは、かなりの自信をもって推測することができる。日本には争点たる諸島の帰属に関するロシア側の比較的妥協的な立場を支持し得るような現実的な政治勢力や国民階層は存在しない。全『北方領土』の返還を要求することが国民的コンセンサスになっている。しかしながら、そのような要求を実現することは甚だ現実的ではないので、一般的なムードは『無関心』という言葉で特徴づけることができる。だがその無関心とはネガティブな感情が蓄積されて出来あがったものであるということを忘れてはならない。いかなる選挙候補者もいかなる政党も、国民的コンセンサスに自らを対峙させる程大胆なことはいない。まさにそれゆえに、日本の有権者は、島々の問題解決へのアプローチを追い求めるいかなる候補者もいかなる政党も支持しないのである」（*Чугров. Социокультурное пространство и внешняя политика современной Японии. С. 117-118*）と。

³³⁵ *Кошкин. Россия и Япония: Узлы противоречий. С. 393.*

³³⁶ Президент России: Стенограмма прямого тел-и радиоэфира («Прямая линия с Президентом России») (ロシア大統領府ホームページ、「テレビ・ラジオ生放送の速記録（ロシア大統領との直接対話）」
<<http://www.kremlin.ru/transcripts/23190#sel>>

³³⁷ *Кошкин. Россия и Япония: Узлы противоречий. С. 395.*

リルの日本への譲歩に反対したのは回答者の73%であり、わずか2%のみがこの譲歩を容認できるという世論調査結果を紹介している³³⁸。

パノフ元駐日大使は、「平和条約問題に関して日本側の立場が強硬になる際にはいつも、ロシア世論の激しい反応を呼び起こすことになる」と述べ、「今やロシア世論の広範な社会層は、ソ連時代と根本的に異なり、日本との関係で領土問題が存在することを理解しているのみならず、その詳細についても知っているのである」と指摘する³³⁹。その一方、クナーゼ元外務次官は、「北方領土問題」について、ロシア国民を納得させられる法的根拠となり得るのは56年宣言しかなく、国後・択捉の日本側の要求に応えようとするならば、なぜ全クリルでないのか、なぜサハリンも含まれないのか、法的根拠がなくなってしまうと主張しているのである³⁴⁰。

第2期プーチン政権において、プーチン大統領によって「南クリルの問題」は「第二次大戦勝利」という言説の中に明示的に位置づけられ、「2005年9月27日プーチン発言」以降、ロシア側から具体的な妥協案が提案されることはなくなった。それは、日本側がロシア側の妥協案に対して歩み寄ろうとせず、日ロ領土交渉の進展がなかったからであり、同時に、プーチン大統領であっても国内世論を無視した交渉ができなかったからであると言える。

第2項 「ロシア連邦市民の愛国心養成」国家プログラムにおける「第二次大戦勝利」と「大祖国戦争」

2005年9月27日にプーチン大統領が決定した、「第二次世界大戦の結果、クリル諸島はロシア連邦の主権下に入った」という公式路線の背景には、既に見てきたように、ロシア国内世論の問題があると考えられる。ロシア政府が領土問題交渉において対日譲歩にどこまで踏み込めるかを考える上でも、「第二次大戦勝利」や「大祖国戦争」が現代ロシア社会において果たす政治的役割とその背景を理解することは重要である。

ロシア科学アカデミー哲学研究所東洋哲学センター上級研究員のリュボーフィ・カレーロワは、激しい批判はあっても、プーチン大統領の政治プログラムは実際に社会の大部分の気分を反映しており、多くの者が現状維持を最もリスクの小さい選択肢であるとみなしていると指摘する³⁴¹。そして、第1期プーチン政権の方針が近代化に向けられていたとするならば、第2期の重点は安定と「揺るぎない発展」にあったと主張する³⁴²。さらに、90年代についてロシアの人々の記憶の中に深く残されるものとして、「20世紀最後の10年の市場への跳躍」を挙げ、「特に自由主義的な理念とかわりのある新しい改革」に対する嫌悪感やロシア社会で特徴的なものとなったと述べている³⁴³。カレーロワ研究員の分析は、近年のロシア社会で保守的な気分が強化され、ロシア固有の民主主義や伝統的価値を構築することがより好まれるようになっている政治的背景を理解する上で重要であろう。

³³⁸ Там же.

³³⁹ Панов. Россия и Япония. С. 153-154.

³⁴⁰ クナーゼ元外務次官への筆者による2008年3月26日のインタビュー。

³⁴¹ Карелова Л.В. Модернизация «по-росийски» // Полис. 2014. № 1 (139). С. 139.

³⁴² Там же. С. 137.

³⁴³ Там же. С. 140.

第1期プーチン政権が誕生してから約1年後にあたる2001年2月16日、「2001年から2005年にかけてのロシア連邦市民の愛国心養成」国家プログラム(以下、「第1プログラム」)が正式に実施され始めた。その後、2006年から2010年にわたって「第2プログラム」が実施され、現在は、2011年から2015年にかけての「第3プログラム」が実施されているところである³⁴⁴。「第1プログラム」の予算は約1億8千万ルーブルであったが、全101件の活動の内、約20%が「大祖国戦争」と直接関係があった。「第2プログラム」の予算は約3億8千万ルーブルと増え、約25%が「大祖国戦争」と関係がある活動であり、予算が約6億ルーブルついた「第3プログラム」で「大祖国戦争」と関係があった活動は、同じく25%程度であった³⁴⁵。つまり、かかる予算が漸進的に増加し、その活動の約4分の1が「大祖国戦争」と関係している点に特徴があると言える。

「第1プログラム」では、「社会の統合ならびに国家の強化の基礎としての愛国心養成システムが抱える最も緊迫した問題を国家レベルで解決することの明白な緊急性」が指摘されており³⁴⁶、その根拠として、近年の出来事³⁴⁷が、経済的崩壊、社会の分化、精神的価値の喪失という結果を生んだことが挙げられている³⁴⁸。また、主要な課題として「世界の中でのロシアの歴史的価値と役割を基礎とした市民の愛国主義的な感情ならびに意識の形成、自国を誇りに思う感情の保持・発展」³⁴⁹が指摘されている。ここで注目すべきは、3つのプログラムすべてにおいて主たる目的として指摘されているものが、「大祖国戦争」と「ソ連人民のファシズムに対する勝利」に関する歴史的記憶の保持であるという点である。

現代ロシア社会にとって上記の戦争勝利という歴史的現象が有する重要な意義および諸問題については、『CIS・EU諸国の歴史教科書における「第二次世界大戦」と「大祖国戦争」：問題、アプローチ、解釈（モスクワ、2010年4月8-9日）国際会議資料』³⁵⁰という報告集（以下、「報告集」）の中で整理されている。「報告集」は、大祖国戦争勝利65周年を記念する2010年5月9日の「勝利の日」の丁度一か月前、「ロシアの国益を損なう歴史捏造の試みへの対抗に関するロシア連邦大統領付属委員会（以下、「歴史捏造対策委員会」）」³⁵¹の援助の下、「歴史展望基金」の参加を得て、ロシア戦略研究所によって組織された国際会議での報告資料を基に出版された。愛国心養成の「第2プログラム」が終了に向かい「第3プログ

³⁴⁴ Государственная программа "Патриотическое воспитание граждан Российской Федерации на 2001-2005 годы, на 2006-2010 годы, на 2011-2015 годы" ("2001年から2005年、2006年から2010年、2011年から2015年にかけてのロシア連邦市民の愛国心養成"国家プログラム) < <http://docs.cntd.ru/document/901781482> (第1プログラム) > < <http://docs.cntd.ru/document/901941206> (第2プログラム) > < <http://docs.cntd.ru/document/902239462> (第3プログラム) >

³⁴⁵ Там же.

³⁴⁶ Государственная программа "Патриотическое воспитание граждан Российской Федерации на 2001-2005 годы". С.2.

³⁴⁷ ここでの文脈から考えると、ソ連解体・共産主義体制崩壊後の急進的な民主化・改革政策が西側、特にアメリカのコンサルタントたちの特別参加を得て行われた90年代のことを指すと思われる。

³⁴⁸ Государственная программа "Патриотическое воспитание граждан Российской Федерации на 2001-2005 годы". С. 2.

³⁴⁹ Там же. С.3.

³⁵⁰ Вторая мировая и Великая Отечественная войны в учебниках истории стран СНГ и ЕС: проблемы, подходы, интерпретации (Москва, 8-9 апреля 2010 г.): материалы междунаро. конф. / Под ред. Т.С. Гузенковой, В.Н. Филяновой. М.: РИСИ, 2010. – 472с.

³⁵¹ この「歴史捏造対策委員会」設置の背景・目的・課題などについてまとめたものとして、津田憂子(2009)「【ロシア】歴史捏造対策委員会の設置」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法 No.240-1 (2009年7月：月刊版)』、14-15頁。

ラム」が開始されようとする時期に、ロシア連邦大統領令によって創設されたロシア戦略研究所で行われた国際会議での議論であり、ロシア政治における「第二次大戦勝利」と「大祖国戦争」が果たす政治的機能を理解する上で欠かせない出版物であると言える。さらには、メドベージェフ大統領がロシア首脳として初めて「南クリル」を訪問する半年余り前に行われた議論であったので、ロシア政治における「メドベージェフ国後島訪問」の背景を理解する助けとなる可能性がある。以下、本報告書が持つ意味をふまえ、特に重要であると思われる報告内容に焦点をあてながら議論を整理し、「大祖国戦争」や「第二次大戦勝利」が果たしている政治的役割について、ロシア政治と「南クリルの問題」の文脈から分析する。

「歴史捏造対策委員会」委員長であるイーゴリ・シロシュは、歓迎の辞で、「大祖国戦争はロシアの歴史の中で最も悲劇的な試練であった。そしてこの戦争は、同時に、最も大きな勝利となった」と発言し、「歴史は政治的圧力的手段となった。この基礎をなしているのは、特定の政治グループや政治家たちによる、歴史を書き換えたい、大祖国戦争の意義を卑しめたい、地政学的な結果を見直したい、世界の世論をロシアとファシスト・ドイツの責任を同様に扱うといった虚偽の考えと結び付けたい、という志向である」と指摘している³⁵²。そして、「まさにそれゆえに、ロシア連邦大統領令に基づき、『歴史捏造対策委員会』が組織されたのである」³⁵³と述べている。

また、歴史展望基金総裁であるナタリヤ・ナロチュニツカヤは、開会の辞で、現在、多くの人たちが、哲学・歴史的概念としての共産主義をヒトラーのナチズムと同一視しようとしており、このようなアプローチの助けを借りて、ナチズムをめぐる罪からの西側の救済という現象が発生し、共産主義の摘発にアクセントが移されていると発言している³⁵⁴。

一方、ロシア戦略研究所人文研究部門主任研究員のウラジーミル・クズネチェフスキーは、「Без государственного взгляда на историю России (Вторая мировая и Великая Отечественная войны в школьных учебниках истории) (国家的ロシア史観がないままに(歴史教科書における第二次世界大戦と大祖国戦争))」の中で、90年代半ばから中等学校がロシア史に関するプログラムや参考書の選択に関して自治権を獲得したこと、また、このロシア連邦教育省の決定が歴史教科書の数の急激な増加を引き起こし、教科書の中身に執筆者のさまざまな理論的・政治的方向づけが反映されるようになったことを指摘している³⁵⁵。それゆえ、「ロシアの歴史に関する教科書執筆のための補助金獲得コンクールを呼び掛けるいくつかの国外の基金が出現した。特に積極的にこの分野に出てきたのは、ソロス基金やフォード基金である」³⁵⁶と述べ、そういった状況下、「ロシアの社会各層の少なからぬ部分が、教科書出版の分野での西側基金のいわゆる慈善活動に対して厳しい批判を行った」³⁵⁷と説明している。同研究員は、そのような教科書は「ソヴィエト国家の攻撃的本質の証拠」を引用し、ファシスト独裁と物理的壊滅からヨーロッパの人々を「解放」したという大戦の主要な結果について言及せず、ソ連や東欧諸国における「共産主義的全体主義」の

³⁵² Вторая мировая и Великая Отечественная войны в учебниках истории стран СНГ и ЕС. С. 9.

³⁵³ Там же.

³⁵⁴ Там же. С. 11.

³⁵⁵ Кузнецовский В.Д. Без государственного взгляда на историю России (Вторая мировая и Великая Отечественная войны в школьных учебниках истории) // Вторая мировая и Великая Отечественная войны в учебниках истории стран СНГ и ЕС. С. 310-325.

³⁵⁶ Там же. С. 311.

³⁵⁷ Там же. С. 312.

確立について記述するものであると主張している³⁵⁸。そして、2009年8月30日にメドベージェフ大統領が「さまざまな教科書でさまざまな歴史的出来事がさまざまな叙述されている」ことを取り上げ、「結果として生徒たちの頭の中は混乱してしまっており、これは良くない」と発言し、歴史教科書の統一を呼びかけたと述べている³⁵⁹。

さらに、ロシア科学アカデミー民族学・人類学研究所民族間関係研究センター上級研究員のイリーナ・スネジュコワは、「Представления о Великой Отечественной Войне российских старшеклассников на материалах социологических исследований (社会学研究教材に見られるロシアの最上級生の大祖国戦争に関するイメージ)」の中で、若者の歴史的記憶に関する研究結果が結論づけたこととして、国家の英雄的過去は保存され、現代ロシア社会の統合と世代間関係・継承において「機能」していると指摘するのである³⁶⁰。

以上のことから、ロシアの国内政治の中で現在解決が求められている政治的課題として、「大祖国戦争」でヨーロッパを「解放」したソ連の継承国家としてのロシア連邦のナショナル・アイデンティティーを確保すること、学校の歴史教育において自国史観が定まっていなかった問題を解決し歴史教育に秩序を取り戻すこと、「大祖国戦争」の偉大な過去の記憶が世代間継承・国民統合において機能し続けるようにすることが挙げられよう。そして、それらの課題を解決する手段として、「大祖国戦争」や「第二次大戦勝利」が「政治的神話」として利用されているという政治的状況が浮かび上がってくる。ロシア政治においてこれら政治的イデオロギーが政治的機能を果たしている理由を考える時、「愛国心やそれと関わりのある国家の誇りと威厳を喪失するならば、我々は、偉大な大事業をなし得る国民としての自らの存在を失うことになり、国家の独立さえも失われるかもしれない」³⁶¹とのプーチン大統領の発言が重要であると思われる。冷戦後のロシアはアイデンティティー・クライシスを抱えてきたがゆえに、プーチン政権になり、愛国心養成プログラムが着実に実施されていき、「過去の偉大な戦争の大勝利」という歴史的記憶を国民統合のための最重要政治イデオロギーとして利用する「必然性」が生まれたと言えよう。

「南クリルの問題」の文脈では、何が言えるだろうか。愛国心養成「第1プログラム」では、2005年、「ソ連人民の軍国主義日本に対する勝利と第二次世界大戦終結の不朽化および世界史へのロシアの貢献の客観的評価」を目的に、ロシア外務省、ロシア国防省、ロシア文化省等の主催で「第二次世界大戦 60周年記念『太平洋における平和週間』国際民芸フェスティバル実施の組織化」というプログラムが実施された³⁶²。「太平洋における平和週間」は、「第2プログラム」では、2010年に80万ルーブルの予算で実施され³⁶³、「第3プログラム」では、第二次世界大戦70周年記念にあたる2015年に250万ルーブルの予算

³⁵⁸ Там же. С. 313-314.

³⁵⁹ Там же. С. 321-322.

³⁶⁰ Снежкова И.А. Представления о Великой Отечественной Войне российских старшеклассников на материалах социологических исследований // Вторая мировая и Великая Отечественная войны в учебниках истории стран СНГ и ЕС. С. 394.

³⁶¹ Бабенко В.Я. Роль и место патриотического воспитания в формировании у молодежи гражданского сознания // Вторая мировая и Великая Отечественная войны в учебниках истории стран СНГ и ЕС. С. 464.

³⁶² Государственная программа "Патриотическое воспитание граждан Российской Федерации на 2001-2005".

³⁶³ Государственная программа "Патриотическое воспитание граждан Российской Федерации на 2006-2010".

で実施される予定である³⁶⁴。ここで重要なことは、「ロシア連邦市民の愛国心養成」国家プログラムは現代ロシアの諸問題を解決するために最も必要とされているプログラムであり、今後、ロシア国内で社会統合のために強化され続けていく可能性が高いということである。このことは、「2005年9月27日プーチン発言」が出てきた政治的背景を理解する上で重要であろう。ロシア政府は、「2001年9月4日ロシア外務省声明」を出した時と同じく、国内的には愛国心養成によって国民を統合していくため、対日関係では領土問題交渉において日本側へ妥協を働きかけるため、国家プログラムの中で「南クリルの問題」を利用しながら、着実に「第二次大戦勝利」という「政治的神話」の強化を実施していると言えよう。

第3項 「クリル諸島社会経済発展」連邦特別プログラム（2007－2015）の政治的背景

第2期プーチン政権期、愛国心養成「第2プログラム」が実施され始めた2006年の8月、ロシア連邦政府によって「2007年から2015年にかけてのクリル諸島（サハリン州）社会経済発展」連邦特別プログラム（以下、「第2クリルプログラム」）が認可された。ソ連崩壊後に策定された「第1クリルプログラム（1994－2005）」はロシア政府によって単に「是認（одобрение）」され、実際に財源が確保されたのは全体の18－20%のみで、計画されていた153件の行事のうち実施されたのはわずか40件であった。それに対し、「第2クリルプログラム」は「是認」ではなく「認可（утверждение）」され、新プログラムは100%財源が確保された上で遂行が義務化された³⁶⁵。このことについて、サハリン州クリル諸島発展・投資プロジェクト局のアバブコフ局長は、「2007年から状況は良い方向へと変わった。この年になって初めて、連邦センターの義務が100%すべて遂行された」³⁶⁶と証言している。

ロシアの専門家は、財源不足によって「第1クリルプログラム」が破綻したのに対し、「第2クリルプログラム」は全179億ルーブルの補助金が当該地域に割り当てられることになっており、一人当たりで換算すると年30万ルーブルの配分になるので、この地域が「ロシアでもっとも予算が確保された」場所になったと指摘している³⁶⁷。また、大規模な資金供給が確保された理由として、「諸島の戦略地政学的な価値」のほか、「ロシアが近い将来に島々を放棄しないことを日本人に示すこと」を挙げられている³⁶⁸。

また、同局長は、「第2プログラム」について、「連邦政府の予算が大きく削減され、その関係で多くの連邦プログラムの資金供給が凍結された困難な時期でさえ、我々のプログラムは財源上の深刻な変化に苦しむことはなかった。今日、クリルプログラムに関する連邦政府の義務は100%遂行されていると言うことができる。サハリン州に関して言えば、州政府は毎年プログラムの義務をはるかにしのぐ予算を見込んでいる。『第1プログラム』にとって特徴的であった財源不足の問題は、今回のプログラムには全く存

³⁶⁴ Государственная программа "Патриотическое воспитание граждан Российской Федерации на 2011-2015".

³⁶⁵ Меренкова Е. Курилы: островная провинция меняет статус // Направление Дальний Восток, Октябрь 2012, (9) 37. <http://n-dv.info/magazineArticles/show/?id_magazine=16&id_magazineArticle=27>

³⁶⁶ Рябчиков П. Острова в плюсе // Российская газета. 24 мая 2012 г. <<http://www.rg.ru/2012/05/24/reg-dfo/programma.html>>

³⁶⁷ Для Курил придумали новую программу развития // Политсовет. – 3.08.2006. <<http://politsovet.ru/14021-.html>>

³⁶⁸ Там же.

在していない」³⁶⁹と述べている。

それでは、「第2クリルプログラム」は現代ロシア社会においていかなる政治的背景の下実施され、クリル諸島の社会的・経済的発展はロシア政治においてどのような意義を持っているのだろうか。同プログラムでは、「プログラム実行後に期待される最終的な結果は、ロシアにとって戦略地政学的な意義を持つアジア太平洋地域でのロシア連邦の経済的定着の確保、住民の居住地としてクリル諸島の魅力を高めること、肯定的な人口動態の保存である」³⁷⁰と規定されている。すなわち、このプログラムでロシア政府は、クリル諸島をロシア国民にとって魅力的な地域とすることで極東における人口流出問題を解決し、クリル諸島の社会的・経済的発展を通し、国家としてアジア太平洋地域で経済的な足場を確保しようとしていると言え、今後日本と領土問題交渉を進めていく上で内在的な矛盾を抱えていくことになる。

以上のことから、「第2クリルプログラム」は、戦略的地政学に基づきアジア太平洋地域で存在意義を確立するため、ロシア政府が長期的な視点で実施しているプログラムであり、「愛国心養成プログラム」と同様、必ずしも対日政策の一環としてではなく、今後長期間にわたって強化され続けていくことが予想される。また、冷戦後のアイデンティティ・クライシスを解決するために愛国心養成プログラムが着実に強化され、「大祖国戦争」や「第二次大戦勝利」という言説が歴史的記憶を「呼び覚ます」ために国民統合のために利用されていた文脈の中で、「第2クリルプログラム」が実施されている政治的背景を理解する必要がある。3つの「愛国心養成プログラム」すべてにおいて、第二次世界大戦終結後の節目となる年に、「軍国主義日本に対する勝利と第二次世界大戦終結に関する記憶の保持」を目的として『太平洋における平和週間』国際民芸フェスティバル」が実施され、その予算も毎回増大していることは注目する必要がある。「南クリルの問題」を見た場合、経済状況が好転してソ連崩壊後破綻していた「クリルプログラム」を軌道に乗せることに成功したロシア政府は、戦略的にクリル諸島を発展させながら、国民統合のために求められる「第二次大戦勝利」という「政治的神話」を否定することがない範囲で、対日領土問題交渉を行っていくという状況が浮かび上がってくる。そしてそのことは同時に、日本側が妥協を示さないのであれば国内論理の中で当該地域が発展を続けロシアの統治が既成事実化されていくことを意味する。ロシアの日本専門家の間では、ロシア国内において愛国主義的意識が高まる中、「クリルプログラム」が強化されていくにつれて、歯舞・色丹の引き渡しさえ難しくなり、56年宣言に基づいた妥協さえ一層困難になっていくとの分析も見られるが³⁷¹、「イルクーツク声明」で自らの妥協の線を明示し、「2005年9月27日発言」を経て日本側からの妥協の姿勢を待ち続けていると言えるプーチン大統領にとって、国内政策と対日政策との矛盾が拡大していくことは、日本との関係で、領土問題での譲歩を一層困難にするものであると言える。

³⁶⁹ Меренкова. Курилы: островная провинция меняет статус.

³⁷⁰ Федеральная целевая программа «Социально-экономическое развитие Курильских островов (Сахалинская область) на 2007 - 2015 годы» <http://minsvyaz.ru/common/upload/prog_478_09.08.2006.pdf>

³⁷¹ たとえば、2014年3月14日にロシア科学アカデミー極東研究所で開催された研究会合での同研究所日本研究センター所長であるキスタノフ、同センター上級研究員であるカザコフの発言。

第3節 第2期プーチン政権後における「南クリルの問題」

2010年11月1日、ロシア首脳として初めて、メドベージェフ大統領は国後島を訪問した。本節では、2014年2月から3月にかけて筆者がモスクワで実施したロシアの主要な日本専門家へのインタビュー内容をふまえた上で、同大統領国後島訪問がいかなる政治的背景の下実施され、ロシア政治の中でいかなる意味を持っているか検討したい。

モスクワ国際関係大学東アジア・上海協力機構研究センター主任研究員のアンドレイ・イワノフは、この訪問について、ロシア国民はクリルの島々を自分たちのものであるとみなしており、それゆえメドベージェフ大統領がロシア連邦内にあるそれらの島々を訪問する権利があると考えていた点、同大統領がプーチンの許可なしに何かを行うとは考えられず、また、プーチンは2005年以来、何度も「これらの領土は戦争の結果、我々の領土である」と発言しており、プーチンとメドベージェフの立場は一致している点、メドベージェフ大統領が「第2クリルプログラム」策定者の一人として計画がどれだけ実行されているか確認したかった点、訪問はロシアの島々であるということを明示するためのものであった点を挙げている³⁷²。

一方、ロシア科学アカデミー東洋学研究所朝鮮・モンゴル部部長であるアレクサンドル・ヴォロンツォフは、日本で2009年7月3日に「北方領土問題等解決促進特別措置法（以下、「北特法」）」が改正されたこととの関連で、「メドベージェフ大統領の国後島訪問は、日本でなされた2009年の全島返還要求という政府の決定に誘発されたものである。日本は越えてはいけない一線を越えたのであり、ロシア政府はこのことについて反応しないわけにはいかなかった。それゆえ、ロシアは毅然と反応した。この時まで不文のステータス・クオ、不文の枠組みといったようなものが存在していたが、日本はその一線を越えたのである」³⁷³と指摘している。そして、「ロシアは広大であり、日本との領土問題について誰もが詳細に知っているわけではない。それゆえ、大統領の国後島訪問は、第二次世界大戦の歴史の歪曲に対抗するために国民を結束させ動員するために行ったとみなすことができる。第二次世界大戦の結果という大きな現象の範囲の中でクリル問題には意義があると言える」³⁷⁴として、同大統領が「南クリルの問題」を国民に広く知らしめることで、同問題が「第二次大戦勝利」という政治的イデオロギーの中で国民統合を図るために利用されてきた点に言及している。

また、パノフ元駐日大使は、この訪問の理由として、「北特法」が改正されたことについて、「反ロシア的キャンペーンを行っている日本の議会の行動に対する反応として行われた」と説明し、戦争の結果としてこれら領土はロシア領に属しているという理解がソ連時代を含め常に存在していたことを指摘し、「南クリルの問題」は常に第二次世界大戦に関する政治的イデオロギーの中で一定の政治的機能を果たしてきたことを認めている³⁷⁵。

さらに、ロシア科学アカデミー極東研究所日本研究センター上級研究員のヴィクトル・クジミンコフは、「新たな日本政府の不器用な政策により、日本政府は決まりきった対ロシア外交での軽率な一步を踏み出

³⁷² イワノフへの筆者による2014年2月27日のインタビュー。

³⁷³ ヴォロンツォフへの筆者による2014年3月3日のインタビュー

³⁷⁴ 同上。

³⁷⁵ パノフ元駐日大使への筆者による2014年3月20日のインタビュー。

した。メドベージェフの国後島訪問計画に対する日本の新政権の病的な反応は、東京の戦術的失敗となった。なぜなら、そのような東京の外交工作の後、ロシア大統領にとって南クリルを訪問することは原則的な意義を持つようになったからである³⁷⁶と述べ、この訪問に対する日本側の反応によって南クリルの訪問が原則的意味を持つようになったと説明している。同研究員はまた、この訪問はロ日関係の中で歴史的なものとなったこと、自らの領土に対するロシアの主権のデモンストレーションであったこと、結果として日本外交が敗北したことを指摘する³⁷⁷。このことについて、ロシアでは、この訪問以降、クリル諸島のロシア政府高官の訪問が「クリル諸島の経済的・社会的発展を保証することに対しての連邦政府の意向の真剣さを確認するだけのものとなった」³⁷⁸という意見も存在している。

そして、ロシア科学アカデミー極東研究所日本研究センター所長のワレリー・キスタノフは、日本ではメドベージェフが日本を侮辱することを目的として「北方領土」に関する自らの立場の強固さを示そうとしたという過大評価があるが、この国後島への訪問については中国の台頭などといった極東でのより広い文脈でとらえる必要があることを指摘する³⁷⁹。そして、「メドベージェフには、当時大統領としての大きな野心があった。大統領としての自信を持ちたかった。そして日本の反応により行かないわけにはいかなかった。さらに国内要因もある。我々はそのに住む人々を見捨てない、お金をつぎ込んでいくということを示したかったのかもしれない」³⁸⁰と同大統領本人の個人的野心や国際情勢・国内政策について言及している。

以上のことから、「第2クリルプログラム」が実行され、「南クリル」に対するロシアの実効支配が既成事実化されつつあった中行われたメドベージェフ大統領の国後島訪問の背景として、国内的には、ロシア指導部が、「第二次大戦勝利」という言説の一部として「南クリルの問題」をロシア国民統合のために利用しようとしたことが挙げられる。すなわち、「南クリルの問題」は、ロシア政治の中で、ロシア国民を統合するための最重要政治的イデオロギーである「第二次大戦勝利」という「政治的神話」を強化するという政治的役割を積極的に与えられ始めるようになったと言えよう。

また、対外的には、日本で2009年7月3日に「北特法」が改正されたことが背景にあったと考えるべきであり、国内論理で対日外交を犠牲にしてきた日本政府の外交政策上の失敗が繰り返される中で、ロシア国内政策との問題と絡まり合い、日本に対するロシアの主権のデモンストレーションとして国後島訪問が行われたと考えられよう。必ずしも対日政策の一環ではなかったロシア国民統合のための「愛国心養成国家プログラム」や「クリルプログラム」が実行されていく中で、「第二次大戦勝利」という「政治的神話」の中に位置づけられてきた「南クリルの問題」が、日本政府の妥協のない原則的な立場が繰り返される中、ロシア政治の中でロシア国民を統合するという政治的機能を果たし始めるようになったと考えることができる。したがって、メドベージェフ大統領が国後島訪問前の2010年7月に択捉島で大規模軍事演

³⁷⁶ Кузьминков В.В. Политика Японии на российском направлении в 2009-2013 гг. // Япония в поисках новой глобальной роли / Ин-т востоковедения РАН; Ин-т Дальнего Востока РАН; Ассоциация японоведов. М: Вост. лит., 2014. С. 281.

³⁷⁷ Там же.

³⁷⁸ Казаков, Кистанов. Российско-японские отношения в первом десятилетии XXI века.. С.47.

³⁷⁹ キスタノフへの筆者による2014年3月14日インタビュー。

³⁸⁰ 同上。

習を実施し、同年9月2日を「第二次世界大戦終結の日」として記念日に格上げし、「第二次世界大戦の結果の見直しを許さない」という第二次世界大戦終結ロ中共同声明を出した後に国後島を訪問したことは、「2005年9月27日プーチン発言」以降のロシア政府の公式論理を基に展開されてきたロシア外交の必然的な帰結であったとすることができる。

それでは、実際にロシア国民の目には、日ロ関係と領土問題はどのようなものに映っているのでしょうか。まず、対日国民意識であるが、ロシアの世論調査機関である「ЛЕВАДА-ЦЕНТР（レヴァダ・センター）」の2013年9月4日の世論調査結果³⁸¹によると、「日本に対してあなたはどのような態度を持っていますか？」という問いに対し、「とても良い—基本的に良い」の割合は、2000年—82%、2003年—81%、2005年—72%、2013年—67%となっている。2000年には82%あった肯定的評価が2013年には67%まで落ち込んだのは、今まで見てきたように第1期プーチン政権以降の日ロ領土問題交渉の失敗の影響があるかもしれない。逆に、「基本的に悪い、非常に悪い」の割合は、2000年—7%、2003年—11%、2005年—15%、2011年—20%、2013年—16%である。日本に対するロシア人の肯定的な態度の割合は漸進的に減少しており、同時に、否定的反応の割合は増大傾向にあると言える。また、2011年2月24日に「ФОМ（世論基金）」が実施した世論調査結果³⁸²では、「あなたは日本がロシアに対して友好的だと思いますか？非友好的だと思いますか？」との問いに、2001年に56%あった「友好」回答が2004年には40%、2009年には39%になり、2011年には33%まで落ち込んでいる。逆に、「非友好」回答は、2001年の27%から2011年の43%まで増加している。

一方、南クリルを日本に引き渡すことについてのロシア国民の反応は、否定的な傾向が見られる。そこで、「ФОМ（世論基金）」の2011年2月24日の世論調査結果³⁸³を見てみると、クリル諸島に関するロシアの取るべき立場について、日ロ共同統治の支持者は2000年の15%から2011年の8%まで減っている。全諸島のロシアへの帰属を求めるものは、2000年の59%から2011年の68%まで増大した。また、「ВЦИОМ（全ロシア世論調査センター）」2009年7月24日付世論調査結果（表1）によると、1990年代には80%前後で推移していた「反対」回答が2000年にプーチン政権が誕生して以降、2002年には86%、2009年には89%にまで増大していることが分かる。このことと関係して、ロシア科学アカデミー極東研究所のキスタノフ日本研究センター所長とカザコフ同センター上級研究員は、「現在、ロシア国内には、事実上、日本のロシアへの領土要求を支持するいかなる政党、いかなる社会運動も存在しない。それゆえ、ロシアにとって受け入れ可能な解決がなされた時にのみ、ロシアの議会での平和条約・国境条約の批准が可能となる。平和条約問題をプーチン大統領の権威の助けを借りて解決することのみを目的として同大統領と信頼関係を構築するという日本の政治家による計画は実現され得るとは思えない」³⁸⁴と述べ、日ロ間の領土問題は、プーチン大統領の個人的決断のみで解決し得るような性格の問題ではないことを明言している。

³⁸¹ Казаков, Кистанов. Российско-японские отношения в первом десятилетии XXI века. С. 52.

³⁸² Там же.

³⁸³ Там же. С. 53.

³⁸⁴ Там же. С. 54.

(表1) 「ВЦИОМ (全ロシア世論調査センター)」(2009年7月24日付) 世論調査—「あなたは、原則として、ロシアが日本にクリル諸島南部の争点となっている諸島を引き渡すことに賛成ですか、反対ですか?」項目についての回答結果 (%)

	1994年10月	1998年1月	1998年12月	2002年12月	2009年7月
賛成	7	6	8	7	4
反対	76	81	79	86	89
回答困難	17	13	13	7	7

出典: 「ВЦИОМ (全ロシア世論調査センター)」2009年7月24日付世論調査結果より作成。

< <http://wciom.ru/index.php?id=236&uid=12184> > (最終検索日 2015年5月15日)

ロシア国民のこのような否定的反応にロシアの日本研究者グループは注目しており、ロシア国際問題評議会の日ロ関係に関する分析報告書『現在の露日関係とその発展の見通し』の「露日関係発展のベクトルを形成する上での世論の役割」では、次のことが指摘されている。「ロシアでは、世論調査が示しているように、1995年から2011年の間に日本に対して共感を覚える人の割合が69%から44%に減少し、反感を覚える人の割合は19%から31%に上昇した。90%以上が『係争中のクリル諸島』を日本に引き渡すことに反対している。全体的に見て、ロシア人にとって日本は友人でも敵でもないが、今の傾向はとて不安を覚えるものである」³⁸⁵と。

以上のことから導き出せることとして、ロシア人の日本人に対する肯定的な国民意識が漸進的に減少傾向にあること、また、領土問題で第二次世界大戦の結果が関係してくるとロシア国民の態度が強硬なものに変わることが挙げられよう。「第二次大戦勝利」というロシア国民を統合する上で重要な「政治的神話」と対立する日本からの領土要求が継続的になされることによって、日本人に対する否定的な国民意識が形成されつつあることに注目する必要がある。

小括

ソ連崩壊後アイデンティティ・クライシスを経験したロシアにとって、「大祖国戦争」や「第二次大戦勝利」という「政治的神話」が国民統合に果たす政治的機能は他に並び立つものがないほど重要なものとなっている。そのことは、ロシアが最も弱かった92年に出された秘密提案でさえ、クリル諸島の一部である国後・択捉³⁸⁶の即時引き渡しには応じられなかったロシア政治上の理由を考える上で重要であろう。現代ロシア社会において、「南クリルの問題」は、それら「政治的神話」を強化するという政治的役割を与えられ始めてきている。

エリツィン政権期に出された「1992年秘密提案」は結局公式提案とならずに消えてしまった。その後、プーチン大統領が出した妥協案である「2001年イルクーツク声明」は日本側によって否定され、国内政策上重要な意味を持つ「愛国心養成国家プログラム」や「第2クリルプログラム」が実施されていく中で、

³⁸⁵ ロシア国際問題評議会 (2012)、7頁。

³⁸⁶ クリル諸島の定義に関する日本の先行研究については、註297を参照。

「2001年9月4日ロシア外務省声明」や「2005年9月27日プーチン発言」が出てくることを理解すべきであろう。そして、「メドベージェフ国後島訪問」により、もともと国内政策上求められていた愛国心養成とクリル諸島の発展が「南クリルの問題」という政治的現象を固定化し、「南クリルの問題」は、ロシア国民を統合するという政治的機能を果たし始めることになったと言える。

2012年、ロシア国際問題評議会で日本研究者グループは、「現在、ロシアとの関係を良好なものにする
ことで、日本の国益に適う、そして『北方領土問題』の解決に向かうための『機会の窓』が開かれている
ことを強調したい。このチャンスを逸することになれば、日本は島を取り戻す希望を最終的に失うこと
になろう」³⁸⁷との提言をまとめたが、今後の領土問題交渉を考える上で重要であると思われる。

パノフ元駐日大使は、筆者とのインタビューで、次のように述べている。「ロシア側はもう長い間交渉
の準備ができています。2001年にプーチンは日本に56年宣言を基礎に交渉を始めようと提案し、その後何
回かこのことについて確認する発言をした。日本はそれを受け入れなかった。それゆえ、ロシア側からは
もう繰り返すことはしない。もし日本側が再度拒否するようなことがあれば、それはロシアの指導者にと
って面目丸つぶれになるからだ。だから今となっては日本側が提案しなければならない」³⁸⁸と。

また、ストレリツォフは、「56年宣言に関してプーチンと合意することはまだ可能だが、そのためには
日本側が自ら歩み寄らねばならない。もうロシアから行くことはできない。プーチン大統領は侮辱されたと
感じている。2001年に合意があったのに日本側はその後拒否したからである」³⁸⁹と同様の見解を示し
ている。

一方、チュグロフは、「北方領土問題」の本質について、「あらゆる学問的・政治的論争は勿論、原則上
重要ではあるが、1つの論拠によって打ち負かされてしまう。日本は戦争に敗北した。日本は多くのもの
を失い、その中に南クリル諸島も含まれる。日本との戦争に敗北した後1905年のポーツマス条約でロシア
が断念せざるを得なかったサハリン島を、第二次世界大戦が始まる前にモスクワが要求したら日本はど
のような反応をしたであろうか？もちろん、クリル諸島とサハリンを取り巻く状況は、幾つかのパラメー
ターで必ずしも同一視できるものではないものの、本質はたった一つである。すなわち、戦争の敗北の結
果である」³⁹⁰と述べている。

ここでポイントとなるのは、メドベージェフの国後島訪問が、領土問題に妥協しない日本へのデモンス
トレーションとして、日本側の「北特法」改正に応える形で、第二次世界大戦終結65周年に関するロ中
共同声明の後に遂行されたということである。現在、ロシア政治において、「南クリルの問題」は、ロシア
国民の統合を担保するために不可欠とされてきた「大祖国戦争」や「第二次大戦勝利」なる「政治的神
話」を強化するという政治的機能を果たしつつあると言えよう。したがって、愛国心養成という国内政策
の遂行と日本との領土問題交渉の継続という矛盾が拡大するにつれて、ロシア指導部が自らの意志とは関
係なく、日本との領土問題交渉を継続することが困難となるような政治的状況におかれる可能性が存在す

³⁸⁷ ロシア国際問題評議会（2012）、9頁。

³⁸⁸ パノフ元駐日大使への筆者による2014年3月13日のインタビュー。

³⁸⁹ ストレリツォフへの筆者による2014年3月19日のインタビュー。

³⁹⁰ Чугров. Социокультурное пространство и внешняя политика современной Японии. С. 117.

るのである。

まとめ

本論文は、ロシア政治における「南クリルの問題」の政治的イデオロギー性という問題を、従来の先行研究で主題として取り上げられることが弱かった政治的作為性を軸に、「政治的神話」という分析装置を援用して考察したものである。すなわち、本論文の目的は、なぜソ連末期にゴルバチョフ大統領は「第二次世界大戦後の国境線の変更は許さない」という立場を取り続け、現ロシア政府は「南クリルの問題」を「第二次世界大戦の結果」という政治的イデオロギーの中に明示的に位置づけているのか、ソ連とロシア連邦において「第二次大戦勝利」という政治的イデオロギーはどのように変化し、どのように継続されているのか、なぜ、それはロシア政治にとって重要なイデオロギーとして位置づけられ続けているのか、という点を解明することにあつた。それゆえ、本論文は、国際法上の権利・義務の文脈からの議論を越えているものであり、また、ソ連・ロシアの外交政策形成過程そのものを論じるのではなく、ロシア政治における「政治的神話」を「独立変数」とし、国際情勢の変化や指導者の交替、経済状況の変化を「従属変数」としてとらえるという視座から、ロシアの「政治的神話」の中で「南クリルの問題」がいかなる政治的機能を果たしているのかという観点から分析を行った。

日ロ間の領土問題に関する先行研究については、日本政治における同問題の政治的イデオロギー性という観点に着目した上での研究が存在する。たとえば、長谷川毅や、和田春樹などによる歴史学的アプローチからなされた優れた研究が既に存在する³⁹¹。また、岩下明裕や黒岩幸子といった研究者によって、「ボーダースタディーズ」³⁹²という観点からの新しい研究がなされている³⁹³。さらには、アレクサンダー・ブフによる構成主義的言説分析といったアプローチからなされた研究も存在する³⁹⁴。しかしながら、これらの先行研究は、ロシアにおける「南クリルの問題」の政治的イデオロギー性を主題として扱った研究ではなかった。すなわち、ロシア政治における政治的作為性を軸とした本論文の議論を通して、従来の先行研究では十分に反映されているとは言えなかった「ロシアから見た『北方領土問題』」という観点からの分析により、現代ロシア政治において「南クリルの問題」が果たす政治的機能を明らかにすることの必要性を指し示し、高度に政治的な問題である日ロ間の領土問題を相対化し、それによってかかる問題を学問的な議論のもとにおくことができた。

本論文の分析を通して解明されたことは以下の点である。

³⁹¹ たとえば、長谷川 (2000)、和田 (1990)。

³⁹² 岩下は、「ボーダースタディーズ」とは、国境地域・境界問題研究であり、「領土・国境をめぐる諸問題を、人びとが生活する地理的な空間の変容と、これを分かち境界や境界地域という切り口で考えようとするアプローチである」としている (岩下明裕 (2013) 『北方領土・竹島・尖閣、これが解決策—「四島」幻想を乗り越えた』朝日新書、8-9頁)。

³⁹³ たとえば、岩下 (2013)、黒岩 (2014a, 2014b)。

³⁹⁴ Bukh, A., 2009, "Identity, Foreign Policy and the 'Other': Japan's 'Russia'", in *European Journal of International Relations*, 15, 2, pp. 319-346, 2010, *Japan's National Identity and Foreign Policy: Russia as Japan's 'Other'*, London and New York, Routledge, 2012, "Constructing Japan's 'Northern Territories': Domestic Actors, Interests, and the Symbolism of the Disputed Islands", in *International Relations of the Asia-Pacific*, 12, pp. 483-509.

第 1 に、「北方領土問題」が政治的創造物であるという点である。

第 2 に、「大祖国戦争」なる神話化された言説は、所与のものとして、ロシアの国家的一体性と正当性を担保する論理の源泉となっているという点である。

第 3 に、「大祖国戦争」・「第二次大戦勝利」という「政治的神話」は、ソ連崩壊後のロシア連邦においては、アイデンティティー・クライシスを経験したロシア国民に共通の集団的アイデンティティーを提供して国民統合を試みることを目的として利用されており、ロシア政府にとって、「南クリルの問題」は、国家の一体性と正当性を担保し、ナショナル・アイデンティティーを確保するという国家的な課題の一部分を構成しているという点である。

第 4 に、「北方領土問題」は国際法からは解決困難な問題であり、領土問題をめぐり、ロシア政治の原理・原則やソ連時代および現代ロシアの日ロ領土問題に関する公式路線と日本側の主張との間に著しいギャップが生じており、ここに両国間の領土交渉そのものの困難さがあるという点である。

ソ連時代は共産党体制を権威づけするため、現在はロシアの領土・主権・国民を保持し、ロシア連邦の一体性を確保してロシアの単位を維持するための正統性を担保する作業の中で、「大祖国戦争」・「第二次大戦勝利」という「政治的神話」を補強する政治的イデオロギーとして、「南クリルの問題」はロシア政治において利用され続けてきた。日本政府によってイデオロギー化された「北方領土問題」は、ロシア国内では「大祖国戦争」や「第二次大戦勝利」という現代ロシア政治においてロシア国民を統合するために不可欠とされてきた「政治的神話」と衝突し、それら「政治的神話」の一部としての「南クリルの問題」という現象を巻き込みながら、ロシア国内で政治的機能を果たし始めている。

かくて、ロシア政治において、「南クリルの問題」は国民統合や国家保全のための政治原理ないしはイデオロギー運動としてのナショナリズムを推進していくような役割を果たし、国民に共通のアイデンティティーを提供する手段の一つとなっていたのである。ここで、ロシア政治において、「大祖国戦争」・「第二次大戦勝利」という「政治的神話」の一部として「南クリルの問題」が国家の一体性と正当性を担保し、ナショナル・アイデンティティーを確保するという国家的な課題の一部分を構成しているのに対し、日本政治において「北方領土問題」がいかなる政治的機能を果たしてきたのかという論点が浮かび上がってきた。この点を解明するにあたっては、「政治的神話」なる概念を分析装置として援用してロシア政治における「南クリルの問題」の政治的イデオロギー性を実証分析した本論文における議論を踏まえ、日本政治における「北方領土問題」の政治的機能に関する実証研究を行うことが求められよう。

本論文の議論を通じて、日ロ双方の主張に著しいギャップが生じている日ロ領土問題の本質に迫り、高度に政治的な同問題を学問的な議論のもとにおくことが可能となった。すなわち、「政治的神話」の理論的枠組みを通して、紛争研究に見られる政治的立場性およびイデオロギー的傾向を克服し、問題の本質、その現れ方を明らかにすることが可能となった。かかる理論的枠組みは、これまで国内政治における正当性をめぐる研究に援用される傾向が見られたが、本研究を通じてその枠を超え、国際社会における地域紛争を実証分析する装置として援用する可能性を切り開くことができたと考える。

参考文献

1、一次資料

日本国防衛省ホームページ『平成 26 年版防衛白書』

< <http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2014/pc/2014/html/n1144000.html> > (最終検索日 2015 年 5 月 15 日)

日本国外務省、ロシア連邦外務省『日露領土問題の歴史に関する共同作成資料集』(1992 年版、2001 年版)

< <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/ryodo.html> > (最終検索日 2015 年 5 月 15 日)

ロシア国際問題評議会 (2012) 『現在の露日関係とその発展の見通し』(2013 年 4 月 26 日、報告者から入手)

茂田宏、末沢昌二編 (1988) 『日ソ基本文書・資料集：1855 年～1988 年』世界の動き社

若宮小太郎 (2007) 『二つの日記 日ソ交渉とアメリカ旅行』朝日新聞社書籍編集部 (2014 年 2 月 22 日、若宮啓文・朝日新聞前主筆より寄贈)

Вторая мировая и Великая Отечественная войны в учебниках истории стран СНГ и ЕС: проблемы, подходы, интерпретации (Москва, 8-9 апреля 2010 г.): материалы междунаро. конф. / Под ред. Т.С. Гузенковой, В.Н. Филяновой (Т.С.グゼンコヴァ、V.N.フィリャノヴァ編『CIS・EU 諸国の歴史教科書における「第二次世界大戦」と「大祖国戦争」: 問題、アプローチ、解釈 (モスクワ、2010 年 4 月 8-9 日) 国際会議資料』. М.: РИСИ, 2010. – 472 с.

Государственная программа "Патриотическое воспитание граждан Российской Федерации на 2001-2005 годы, на 2006-2010 годы, на 2011-2015 годы" 「2001 年から 2005 年、2006 年から 2010 年、2011 年から 2015 年にかけてのロシア連邦市民の愛国心養成」国家プログラム

< <http://docs.cntd.ru/document/901781482> (第 1 プログラム) > (最終検索日 2015 年 5 月 15 日)

< <http://docs.cntd.ru/document/901941206> (第 2 プログラム) > (最終検索日 2015 年 5 月 15 日)

< <http://docs.cntd.ru/document/902239462> (第 3 プログラム) > (最終検索日 2015 年 5 月 15 日)

О ПРАВОВОМ ТИТУЛЕ НА ОСТОРОВА ИТУРУП, КУНАШИР, ШИКОТАН И ХАБОМАЙ (справка) (ゴ
ルバチョフ政権内部文書「イトウルプ、クナシル、シコタン、ハボマイの諸島に対する権原について」、
2013 年 9 月 26 日・2013 年 12 月 24 日、関係者から入手。)

Федеральная целевая программа «Социально-экономическое развитие Курильских островов (Сахалинская область) на 2007 - 2015 годы» (「2007 年から 2015 年にかけてのクリル諸島 (サハリン州) 社会経済発展」
連邦特別プログラム) < http://minsvyaz.ru/common/upload/prog_478_09.08.2006.pdf > (最終検索日 2015 年 5
月 15 日)

Российский совет по международным делам. Современные российско-японские отношения и перспективы
их развития (ロシア国際問題評議会『現在の露日関係とその発展の見通し』. М.: РСМД, 2012. (2013 年
1 月 18 日、報告者から入手)

2、著書・研究論文

V.V.アラージン (2005) 『ロシアと日本：平和条約への見失われた道標—ロシア人からの 88 の質問への回
答—最初の日露条約締結 150 周年を記念して』、ソツィウム (СОЦИУМ)

長谷川毅 (2000) 『北方領土問題と日ロ関係』筑摩書房

- エリック・ホブズボーム (2001) 『ナショナリズムの歴史と現在』(浜林正夫、嶋田耕也、庄司信訳) 大月書店
- 本田良一 (2004) 『密漁の海で 正史に残らない北方領土』 凱風社
 ————— (2013) 『日ロ現場史 北方領土—終わらない戦後』 北海道新聞社
- 洞富雄 (1973) 『北方領土の歴史と将来』 新樹社
- 藤盛一郎 (2003) 『日露平和条約への道—行動計画・サハリン開発を通じて—』 東洋書店 (ユーラシア・ブックレット No.48)
- 石郷岡建 (2012) 『論点整理 北方領土問題』 東洋書店 (ユーラシア・ブックレット No.175)
 ————— (2013) 『ヴラジミール・プーチン—現実主義者の対中・対日戦略』 東洋書店
- 岩下明裕 (2005) 『北方領土問題—4でも0でも、2でもなく』 中公新書
 ————— (2013) 『北方領土・竹島・尖閣、これが解決策—「四島」幻想を乗り越えた』 朝日新書
- 岩下明裕編 (2006) 『国境・誰がこの線を引いたのか—日本とユーラシア』 北海道大学出版会
 ————— (2014) 『領土という病—国境ナショナリズムへの処方箋』 北海道大学出版会
- 上坂冬子 (2005) 『「北方領土」上陸記』 文春文庫
- 菊池勇夫 (1999) 『エトロフ島—つくられた国境—』 吉川弘文館
- 木村汎 (1991) 『北方領土—軌跡と返還への助走—』 時事通信社
 ————— (1993) 『日露国境交渉史—領土問題にいかに関与するか』 中央公論社
 ————— (2002) 『遠い隣国』 世界思想社
 ————— (2003) 『二〇〇四年に動く? 今後の日ロ関係を予測する』 国民會館 (国民會館叢書 四十七)
 ————— (2005) 『新版 日露国境交渉史—北方領土返還への道』 角川学芸出版
- 木村汎、グラハム・T・アリソン、コンスタンチン・O・サルキソフ (1993) 『日・米・ロ新時代へのシナリオ』 ダイアモンド社
- 木村汎編 (1991) 『北方領土—ソ連の五つの選択肢』 読売新聞社
- 木村汎、袴田茂樹編 (2007) 『アジアに接近するロシア—その実態と意味』 北海道大学出版会
- 久保田正明 (1983) 『クレムリンへの使節—北方領土交渉 1955—1983』 文藝春秋
- 黒岩幸子 (2013) 『千島はだれのものか—先住民・日本人・ロシア人—』 東洋書店 (ユーラシア・ブックレット No.186)
- 松本俊一 (1966) 『モスクワにかける虹: 日ソ国交回復秘録』 朝日新聞社
- 村山七郎 (1987) 『クリル諸島の文献学的研究』 三一書房
- アレクサンドル・パノフ (2004) 『雷のち晴れ—日露外交七年間の真実』 (鈴木康雄訳) NHK 出版
- 斎藤勉 (2002) 『日露外交』 角川書店
- 榊原正文 (1994) 『「北方領土」のアイヌ語地名ノート—松浦武四郎「山川図」による—』 北海道出版企画センター
- 佐藤和雄、駒木明義 (2003) 『検証 日露首脳交渉—冷戦後の模索』 岩波書店
- 重光晶 (1983) 『「北方領土」とソ連外交』 時事通信社
- 清水威久 (1977) 『北方領土問題解決の四方式』 霞ヶ関出版
- 下田武三 (1984a) 『下田武三 戦後日本外交の証言・上—日本はこうして再生した』 行政問題研究所
 ————— (1984b) 『下田武三 戦後日本外交の証言・下—日本はこうして再生した』 行政問題研究所
- 下斗米伸夫 (2000) 『北方領土 Q&A80』 小学館文庫
 ————— (2005) 『アジア冷戦史』 中公新書
- 鈴木宗男、佐藤優 (2006) 『北方領土「特命交渉」』 講談社
- 東郷和彦 (1993) 『日露新時代への助走—打開の鍵を求めて』 サイマル出版会
 ————— (2007) 『北方領土交渉秘録—失われた五度の機会』 新潮社
- ドミートリー・トレーニン (2012) 『ロシア新戦略—ユーラシアの大変動を読み解く』 (河東哲夫、湯浅剛、小泉悠訳) 作品社
- 和田春樹 (1990) 『北方領土問題を考える』 岩波書店
 ————— (1999) 『北方領土問題』 朝日選書
- 渡邊明 (1998) 『われら千島・南樺太を放棄せず』 国民會館 (国民會館叢書 二十三)
- 山田吉彦 (2005) 『日本の国境』 新潮社
- 安野正士 (2007) 「現代ロシアの対日ナショナリズム—サハリン州議会の活動を中心に」 木村汎、袴田茂樹編 『アジアに接近するロシア—その実態と意味』 北海道大学出版会、188—210 頁。
- 袴田茂樹 (2002) 「日ロ関係—停滞から発展へ—」 明石康他 『日本の領土問題』 自由国民社、145—202 頁。
- 梶浦篤 (1997) 「終戦と冷戦—北方領土占領をめぐる米国の対ソ政策—」 『政治経済史学』 第三六九号、1—22 頁。

- (2001a) 「北方領土と琉球—第二次世界大戦における米国の戦略— (I)」『政治経済史学』第四一三号、25-35 頁。
- (2001b) 「北方領土と琉球—第二次世界大戦における米国の戦略— (II)」『政治経済史学』第四一四号、31-39 頁。
- (2001c) 「北方領土と琉球—第二次世界大戦における米国の戦略— (III)」『政治経済史学』第四一五号、38-49 頁。
- (2012a) 「日ソ復交交渉に対する米国の戦略 (I)」『政治経済史学』第五四六号、1-21 頁。
- (2012b) 「日ソ復交交渉に対する米国の戦略 (II)」『政治経済史学』第五四七号、30-51 頁。
- (2012c) 「日ソ復交交渉に対する米国の戦略 (III)」『政治経済史学』第五四八号、29-53 頁。
- (2012d) 「日ソ復交交渉に対する米国の戦略 (IV)」『政治経済史学』第五四九号、1-25 頁。
- 河内明子 (2014) 「日ロ間の領土交渉」国立国会図書館調査及び立法考査局外交防衛課『レファレンス』No.758 (2014年3月)、101-121 頁。
- ゲオルギー・クナーゼ (1990) 「日ソ関係の未来をひらく」木村汎編 (1991) 『北方領土—ソ連の五つの選択肢』読売新聞社、105-117 頁。
- 黒岩幸子 (1999a) 「根室に見る北方領土問題—冷戦後のパラダイム転換を生きる街— (上)」『総合政策』第1巻第1号、53-66 頁。
- (1999b) 「根室に見る北方領土問題—冷戦後のパラダイム転換を生きる街— (下)」『総合政策』第1巻第2号、179-196 頁。
- (2011) 「ロシアにとっての北方領土問題」野中進、三浦清美、ヴァレリー・グレチュコ、井上まどか編『ロシア文化の方舟—ソ連崩壊から二十年』東洋書店、364-373 頁。
- (2014a) 「日ロ領土問題の解決を阻む要因について (上)」日本ユーラシア協会『日本とユーラシア』2014年7月号。
- (2014b) 「日ロ領土問題の解決を阻む要因について (下)」日本ユーラシア協会『日本とユーラシア』2014年8月号。
- イーゴリ・ラトシシェフ (1989) 「アフナーシェフの無知」木村汎編 (1991) 『北方領土—ソ連の五つの選択肢』読売新聞社、54-56 頁。
- レオニード・ムレチン (1990) 「ペレストロイカは北方領土の問題の解決を促すか」木村汎編 (1991) 『北方領土—ソ連の五つの選択肢』読売新聞社、155-156 頁。
- 名越健郎 (2013) 「地元紙で読む北方領土の現状」拓殖大学海外事情研究所『報告』第47号、167-177 頁。
- (2013) 「プーチンの領土折半外交」拓殖大学海外事情研究所『海外事情』平成25年11月号、83-98 頁。
- 大野正美 (2013) 「旧ソ連・ゴルバチョフ政権の北方領土問題検討文書について」拓殖大学海外事情研究所編『海外事情』平成25年11月号、64-82 頁。
- 大崎巖 (2007) 「『北方領土』問題」に関する先行研究の到達点とその限界」立命館大学国際関係学会『立命館国際関係論集』第7号、23-45 頁。
- (2014) 「現代ロシアにおける『南クリルの問題』が果たす政治的機能—第2期プーチン政権 (2004-2008) を中心に—」立命館大学国際地域研究所編『立命館国際地域研究』第40号、109-131 頁。
- (2015) 「ソ連から見た『北方領土問題』—『日本年鑑 (ЯПОНИЯ ежегодник)』資料分析を通して—」立命館大学国際関係学会『立命館国際研究』27巻3号、157-187 頁。
- 小澤治子 (2004) 「ロシアの対日外交—領土交渉を中心に」横手慎二編『現代東アジアと日本5—東アジアのロシア』慶應義塾大学出版会、第6章。
- コンスタンチン・サルキソフ (1990) 「時代への挑戦」木村汎編 (1991) 『北方領土—ソ連の五つの選択肢』読売新聞社、118-125 頁。
- 津田憂子 (2009) 「【ロシア】歴史捏造対策委員会の設置」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』No.240-1 (2009年7月)、14-15 頁。
- アレクセイ・ザゴルスキー (1990) 「氷は動きはじめたか」木村汎編 (1991) 『北方領土—ソ連の五つの選択肢』読売新聞社、136-139 頁。
- ワレリー・ザイツェフ (1990) 「日ソ関係—希望の日」木村汎編 (1991) 『北方領土—ソ連の五つの選択肢』読売新聞社、146-152 頁。

Bottici, C., 2007, *A Philosophy of Political Myth*, New York, Cambridge University Press.

Bukh, A., 2010, *Japan's National Identity and Foreign Policy: Russia as Japan's 'Other'*, London and New York, Routledge.

Flood, C. G., 1996, *Political Myth: A Theoretical Introduction*, New York, Routledge.

Hobsbawm, E. J., 1990, *Nations and Nationalism since 1780: Programme, Myth, Reality*, Cambridge, Cambridge University Press.

- Lincoln, B., 1989, *Discourse and the Construction of Society: Comparative Studies of Myth, Rituals, and Classification*, Oxford, Oxford University Press.
- Rozman, G., 1992, *Japan's Response to the Gorbachev Era, 1985-1991: A Rising Superpower Views a Declining One*, Princeton, Princeton University Press.
- Bukh, A., 2009, "Identity, Foreign Policy and the 'Other': Japan's 'Russia'", in *European Journal of International Relations*, 15, 2, pp. 319-346.
- 2012, "Constructing Japan's 'Northern Territories': Domestic Actors, Interests, and the Symbolism of the Disputed Islands", in *International Relations of the Asia-Pacific*, 12, pp. 483-509.
- Pavliatenko, V., 2006, "The Difficult Road to Peace. On the 50th Anniversary of the Signing of the Joint Soviet-Japanese Declaration", in *Far Eastern Affairs: A Russian Journal on China, Japan and Asia-Pacific a Region*, 34, 4, pp. 77-99.
- Кошкин А.А. Россия и Япония: Узлы противоречий (Анаторий・コーシキン『ロシアと日本：対立の結び目』) . М.: Вече, 2010. – 480 с.
- Латышев И. А. Путин и Япония. Будут ли уступки? 2000-2005 (Игорь・ラトイシェフ『プーチンと日本—譲歩はなされるのか? 2000年—2005年』) . М.: Изд-во ЭКСМО, Изд-во Алгоритм, 2005. – 416 с.
- Панов А.Н. Россия и Япония: Становление и развитие отношений в конце XX начале XXI века (достижения, проблемы, перспективы) (Александр・パノフ『ロシアと日本—20世紀末から21世紀初頭の関係の形成と発展(成果、問題、展望)』) . М.: Известия, 2007. – 312с.
- Русские Курилы: история и современность. Сборник документов по истории формирования русско-японской и Советско-японской границы. Изд.2-Е, расширенное и дополненное (Игорь・ラトイシェフ他編『ロシアのクリル：歴史と現代 ロ日・ソ日国境形成史に関する文書集』) . М.: Алгоритм, 2002. – 256 с.
- Территориальный вопрос в афро-азиатском мире / Под ред. Д.В. Стрельцова (Дмитрий・ストレリツォフ編『アジア・アフリカ世界における領土問題』) . М.: Издательство «Аспект Пресс», 2013. – 319 с.
- Черевко К.Е., Кириченко А.А. Советско-японская война (9 августа - 2 сентября 1945г.) Раск্রেченны архивы (предисловия, ход, последствия) (Кирил・Черевко、Алексей・Кириченко『ソ日戦争(1945年8月9日—9月2日)機密解除された公文書(前史、経過、結果)』) . М.: МППА "БИМПА", 2006. – 320 с.
- Чугров С.В. Социокультурное пространство и внешняя политика современной Японии (Сергей・チュグロフ『現代日本の社会文化空間と対外政策』) . М.: ИМЭМО РАН, 2007. – 252 с.
- Александров А.Н. Особенности внешней политики Японии в 1982 г. // Япония 1983. Ежегодник (А.Н.Александров「1982年における日本の外交政策の特徴」『日本年鑑 1983』) . М.: Наука, 1984. С. 54-80.
- Арсеньев В.Н. Внешняя политика Японии в 1984 г. // Япония 1985. Ежегодник (В.Н.アルセニエフ「1984年の日本の外交政策」『日本年鑑 1985』) . М.: Наука, 1986. С. 51-71.
- Бабенко В.Я. Роль и место патриотического воспитания в формировании у молодежи гражданского сознания // Вторая мировая и Великая Отечественная войны в учебниках истории стран СНГ и ЕС: проблемы, подходы, интерпретации (Москва, 8-9 апреля 2010 г.): материалы международ. конф. / Под ред. Т.С. Гузенковой, В.Н. Филяновой (V.YA.バベンコ「若者の公民意識の形成における愛国心養成の役割と位置」 T.S.グゼンコヴァ、V.N.フィリャノヴァ編『CIS・EU諸国の歴史教科書における「第二次世界大戦」と「大

祖国戦争」: 問題、アプローチ、解釈 (モスクワ、2010年4月8-9日) 国際会議資料』 . М.: РИСИ, 2010. С. 462-471.

Бунин В.Н. Внешняя политика Японии в 1987 г.: усиление глобалистских тенденций // Япония 1988. Ежегодник (V.N.ブーニン「1987年における日本の外交政策: グローバリスト傾向の強化」『日本年鑑 1988』) . М.: Наука, 1989. С. 46-65.

Васильев О.В. Некоторые проблемы внешней политики Японии в 1980 г. // Япония 1981. Ежегодник (O.V.ワシリエフ「1980年における日本の外交政策の若干の問題」『日本年鑑 1981』) . М.: Наука, 1982. С. 42-84.

Вербицкий С.И. Внешняя политика Японии: в поисках новой роли в мире // Япония 1977. Ежегодник (S.I.ヴェルビツキー「日本の外交政策: 世界で新たな役割を求めて」『日本年鑑 1977』) . М.: Наука, 1978. С. 57-79.
————— Новые тенденции во внешней политике Японии // Япония 1987. Ежегодник (同「日本の外交政策における新たな傾向」『日本年鑑 1987』) . М.: Наука, 1988. С. 51-78.

Елизаров Е. К. Курильские острова - оплот безопасности России на Дальнем Востоке // «Патриотизм – один из решающих факторов безопасности Российского государства» (Е.К.エリザロフ「クリル諸島—極東におけるロシア安全保障の砦」『愛国心—ロシア国家安全保障の決定的要因の一つ』) . М.: ИРИ РАН—Издательский дом «Экономическая литература», 2006. С. 192-216.

Казakov О.И., Кистанов В.О. Российско-японские отношения в первом десятилетии XXI века: движение вперед или топтание на месте? // Япония наших дней. 2013. №3(17) (Олег·カザコフ、ワレリー·キスタノフ「21世紀最初の10年間におけるロ日関係: 前進の動きか足踏みか?」『現代の日本』2013年第3号(17)) . С. 10-60.

Карелова Л. В. Модернизация «по-русски» // Полис. 2014. № 1 (139) (リュボーフィ·カレーロワ『ロシア式』近代化』『ポリス』2014年第1号(139)) . С. 137-141.

Константинов Г.К. Советско-японские отношения в области рыболовства // Япония 1978. Ежегодник (G.K.コンスタンチノフ「漁業領域におけるソ日関係」『日本年鑑 1978』) . М.: Наука, 1979. С. 69-82.

Кузнецовский В.Д. Без государственного взгляда на историю России (Вторая мировая и Великая Отечественная войны в школьных учебниках истории) // Вторая мировая и Великая Отечественная войны в учебниках истории стран СНГ и ЕС: проблемы, подходы, интерпретации (Москва, 8-9 апреля 2010 г.): материалы междунар. конф. / Под ред. Т.С. Гузенковой, В.Н. Филяновой (ウラジーミル·クズネチェフスキー「国家的ロシア史観がないままに (歴史教科書における第二次世界大戦と大祖国戦争)」T.S.グゼンコヴァ、V.N.フィリャノヴァ編『CIS·EU諸国の歴史教科書における「第二次世界大戦」と「大祖国戦争」: 問題、アプローチ、解釈 (モスクワ、2010年4月8-9日) 国際会議資料』) . М.: РИСИ, 2010. С. 310-325.

Кузьминков В.В. Политика Японии на российском направлении в 2009-2013 гг. // Япония в поисках новой глобальной роли / Ин-т востоковедения РАН; Ин-т Дальнего Востока РАН; Ассоциация японоведов (ヴィクトル·クジミンコフ「2009—2013年における日本の対ロ政策」ロシア科学アカデミー東洋学研究所·極東研究所·日本研究者協会『新たなるグローバルな役割を求めた日本』) . М.: Вост. лит, 2014. С. 278-294.

Кутаков Л.Н. Военно-политическое сотрудничество Японии и Германии в годы второй мировой войны //

Япония 1985. Ежегодник (L.N.クタクフ 「第二次世界大戦期における日独軍事・政治協力」『日本年鑑 1985』) . М.: Наука, 1986. С. 266-275.

Николаев А.Н. Книги к 40 летию победы над милитаристской Японией // Япония 1985. Ежегодник (А.Н.ニコラエフ 「軍国主義日本に対する勝利 40 周年記念に向けた出版物」『日本年鑑 1985』) . М.: Наука, 1986. С. 306-311.

Николаев Н.Н. Некоторые проблемы внешней политики Японии // Япония 1979. Ежегодник (N.N.ニコラエフ 「日本の外交政策の若干の問題」『日本年鑑 1979』) . М.: Наука, 1980. С. 47-64.

Павлятенко В.Н. Некоторые размышления по поводу японской формулы "ни победителей, ни побежденных" // Партитура Второй мировой. Гроза на Востоке / Авт.-сост. А.А. Кошкин (ヴィクトル・バヴリャチェンコ 「日本の綱領『勝者でも敗者でもなく』に関する一考察」アナトリー・コーシキン編『第二次世界大戦総譜：東部での危難』) . М.: Вече, 2010. С. 344-367.

Петров Д. В. Внешняя политика Японии 1975 // Япония 1976. Ежегодник (D.V.Петров 「1975 年の日本の外交政策」『日本年鑑 1976』) . М.: Наука, 1977. С. 47-65.

————— Внешняя политика Японии в 1977 г. // Япония 1978. Ежегодник (同 「1977 年における日本の外交政策」『日本年鑑 1978』) . М.: Наука, 1979. С. 45-68.

————— Внешняя политика Японии на рубеже 70 - 80-годов // Япония 1980. Ежегодник (同 「1970 年代と 80 年代との境界における日本の外交政策」『日本年鑑 1980』) . М.: Наука, 1981. С. 49-75.

————— Внешняя политика Японии в 1981 г. // Япония 1982. Ежегодник (同 「1981 年における日本の外交政策」『日本年鑑 1982』) . М.: Наука, 1983. С. 42-66.

————— Внешняя политика Японии в 1983 г.: курс на подрыв разрядки // Япония 1984. Ежегодник (同 「1983 年における日本の外交政策：緩和破壊路線」『日本年鑑 1984』) . М.: Наука, 1985. С. 64-89.

————— Внешняя политика Японии в 1985 г.: трудный выбор // Япония 1986. Ежегодник (同 「1985 年の日本の外交政策：困難な選択」『日本年鑑 1986』) . М.: Наука, 1987. С. 53-88.

Семенов А.С. 50 лет советско-японских отношений // Япония 1975. Ежегодник (А.С.Семенов 「ソ日関係 50 年」『日本年鑑 1975』) . М.: Наука, 1976. С. 68-81.

Снежкова И.А. Представления о Великой Отечественной Войне российских старшеклассников на материалах социологических исследований // Вторая мировая и Великая Отечественная войны в учебниках истории стран СНГ и ЕС: проблемы, подходы, интерпретации (Москва, 8-9 апреля 2010 г.): материалы междунаро. конф. / Под ред. Т.С. Гузенковой, В.Н. Филяновой (Иリーナ・スネジュコワ 「社会学研究教材に見られるロシアの最上級生の大祖国戦争に関するイメージ」 T.S.グゼンコヴァ、V.N.フィリャノヴァ編 『CIS・EU 諸国の歴史教科書における「第二次世界大戦」と「大祖国戦争」: 問題、アプローチ、解釈 (モスクワ、2010 年 4 月 8-9 日) 国際会議資料』) . М.: РИСИ, 2010. С. 387-395.

Тамгинский И.И. 40 лет победы над милитаристской Японией// Япония 1984. Ежегодник (И.И.Тамгинский 「軍国主義日本に対する勝利 40 周年」『日本年鑑 1984』) . М.: Наука, 1985. С. 5-18.

Черевко К.Е. Можно ли решить проблему южной части Курил? // Япония 1995-1996. Ежегодник (Кирил・チ

エレフコ「クリル南部の問題は解決できるのか」『日本年鑑 1995-1996』. М.: Ассоциация японоведов, 1996. С. 206-213.

————— Советско-японские отношения (декабрь 1941 - ноябрь 1942 г.) // Япония 1997-1998. Ежегодник (同「ソ日関係 (1941年12月-1942年11月)」)『日本年鑑 1997-1998』. М.: Ассоциация японоведов, 1998. С. 185-202.

————— К вопросу о применении принципа законности в российско-японских отношениях // Япония 1998-1999. Ежегодник (同「ロ日関係における法の原則の適用に関する問題について」)『日本年鑑 1998-1999』. М.: Ассоциация японоведов, 1999. С. 227-238.

Чугров С. В. Роль групп интересов Японии в эволюции ее отношений с Россией // Россия глазами правящих элит и общественности стран Запада (сборник статей) / Отв. редактор - Н.В. Загладин (Сергей・チュグロフ「対ロ関係の発展における日本の利益グループの役割」N.V.ザグラディン編『西側諸国の支配エリートと世論の眼から見たロシア (論文集)』). М.: ИМЭМО РАН, 2007. С. 42-55.

3、新聞・雑誌記事

朝日新聞 (朝刊) 2002年5月21日付。2002年6月5日付。2012年3月3日付。2013年4月24日付。2014年2月1日付。

————— (夕刊) 2004年11月16日付。2012年3月2日付。2014年2月13日付。

北海道新聞 (朝刊) 2012年12月24日付。

毎日新聞 (朝刊) 2013年2月11日付 (神戸版)。2014年3月21日付。

日本経済新聞 (朝刊) 2013年8月20日付。

産経新聞 (朝刊) 2013年1月8日付。

『週刊朝日』(2014年3月21日)「安倍首相の宿願、北方領土返還が遠のいた ウクライナ紛争ぼっ発」、18頁。

4、広報・出版物

日本国外務省 (2014)『われらの北方領土 2013年版 (資料編)』外務省発行

5、インタビュー資料 (2008年3月、2014年2・3月、モスクワ)

アレクサンドル・ヴォロンツォフ現ロシア科学アカデミー東洋学研究所朝鮮・モンゴル部部長への筆者による2014年3月3日のインタビュー。

ワレリー・キスタノフ現ロシア科学アカデミー極東研究所日本研究センター所長への筆者による2014年3月14日インタビュー。

アナトリー・コーシキン元ソ連共産党中央委員会国際部日本課主任 (現ロシア戦略策定センター上級研究員) への筆者による2014年3月17日のインタビュー。

ゲオルギー・クナーゼ元ロシア連邦外務次官 (現ロシア科学アカデミー世界経済国際関係研究所主任研究

員) への筆者による 2008 年 3 月 26 日のインタビュー。

アンドレイ・イワノフ現モスクワ国際関係大学東アジア・上海協力機構研究センター主任研究員(ロシア
国営ラジオ局「ロシアの声」日本部長) への筆者による 2014 年 2 月 27 日のインタビュー。

アレクサンドル・パノフ元駐日本ロシア連邦特命全権大使(現ロシア科学アカデミー米国・カナダ研究所
主任研究員) への筆者による 2014 年 3 月 13 日・20 日のインタビュー。

ドミトリー・ストレリツォフ現モスクワ国際関係大学アジア・アフリカ学科長(ロシア日本研究者
協会会長) への筆者による 2014 年 2 月 25 日、3 月 19 日のインタビュー。

6、ウェブサイト(最終検索日 2015 年 5 月 15 日)

「ВЦИОМ(全ロシア世論調査センター)」2009 年 7 月 24 日付世論調査結果

< <http://wciom.ru/index.php?id=236&uid=12184> >

Для Курил придумали новую программу развития // Политсовет. – 3.08.2006 (「クリルのために新たな発展プ
ログラムが考案された」ポリトソヴィエト 2006 年 8 月 3 日付) . < <http://politsovet.ru/14021-.html> >

Меренкова Е. Курилы: островная провинция меняет статус // Направление Дальний Восток, Октябрь 2012,
(9) 37 (E.メレンコワ「クリル: 辺境の島々がその地位を変える」『極東の動向』2012 年 10 月第 9 号(37)) .

< http://n-dv.info/magazineArticles/show/?id_magazine=16&id_magazineArticle=27 >

Посольство Российской Федерации в Японии (在日ロシア連邦大使館ホームページ)「露日関係の発展につ
いて」 < <http://www.russia-emb.jp/japanese/embassy/relations.html> >

Президент России: Стенограмма прямого тел-и радиоэфира («Прямая линия с Президентом России») (ロシ
ア大統領府ホームページ、「テレビ・ラジオ生放送の速記録(「ロシア大統領との直接対話」))

< <http://www.kremlin.ru/transcripts/23190#sel> =>

Рябчиков П. Острова в плюсе // Российская газета. 24. 05. 2012 (P.リャプチコフ「プラスの中にある島々」
ロシア新聞 2012 年 5 月 24 日付) .

< <http://www.rg.ru/2012/05/24/reg-dfo/programma.html> >